

平成30年度業務実績等報告書

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

様式 3-1-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成30年度自己評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター	
評価対象事業年度	年度評価	平成30年度
	主務省令期間	平成27年～31年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	農林水産大臣		
法人所管部局	消費・安全局	担当課、責任者	
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項
独立行政法人農林水産消費安全技術センター業務方法書（平成13年4月2日付け農林水産省指令13総合第1号制定認可）第96条の規定に基づき定めた「事業計画の策定及び評価に関する規程」（平成27年4月1日付け26消技第3714号）第3条の規定に基づき取りまとめた業務の実績から役員会において自己評価を行った。

4. その他評価に関する重要事項
—

様式3-1-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成30年度自己評価 総合評定

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、D)	B：事業計画における所期の目標を達成している	(参考) 主務省令期間における過年度の総合評定の状況				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		B	B	B	B	—
評定に至った理由	項目別評定は20項目のうち、Aが2項目、Bが14項目、Cが2項目、評価の対象外が2項目となっており、また法人全体の信用を失墜させる事象もなかったため、農林水産省の評価基準に基づきBとした。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	肥料及び土壌改良資材関係業務、農薬関係業務、飼料及び飼料添加物関係業務、食品表示の監視に関する業務、日本農林規格等に関する業務、食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務、その他の業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、創意工夫等により効率的かつ効果的に業務運営を図り的確に業務を遂行することができたことから、計画のとおり順調な組織運営を行っているとして評価した。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	農林水産省評価委員会有識者会議農林水産消費安全技術センター部会（平成28年7月22日開催）における指摘を踏まえ、その実績に至った経緯、法人の経営努力、特殊事情等の特筆すべき事項を明らかにして評価した。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	—
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式3-1-3 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成30年度自己評価 項目別評価総括表

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別調 書No.	備考
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
肥料及び土壌改良資材関係業務	B	B	B	B		第1-1-(1)	
農薬関係業務	B	B	B	B		第1-1-(2)	
飼料及び飼料添加物関係業務	B	B	B	B		第1-1-(3)	
食品表示の監視に関する業務	B	B	B	A		第1-2-(1)	
日本農林規格等に関する業務	B	B	B	B		第1-2-(2)	
食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	B	B	A	B		第1-3	
その他の業務	B	B	B	B		第1-4	

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別調 書No.	備考
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務運営の改善	B	B	A	A		第2-1	
業務運営コストの縮減	B	B	B	B		第2-2	
人件費の削減等	B	B	B	B		第2-3	
調達等合理化の取組	B	B	B	C		第2-4	
III. 財務内容の改善に関する事項							
保有資産の見直し等	B	B	B	B		第3-1	
自己収入の確保	C	B	B	B		第3-2	
予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B	B	B	B		第3-3	
短期借入金の限度額	—	—	—	—		第3-4	
IV. その他の事項							
職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	B	B	B	C		第4-1	
内部統制の充実・強化	B	B	B	B		第4-2	
情報セキュリティ対策の推進	B	B	A	B		第4-3	
施設及び設備に関する計画	B	B	—	—		第4-4	
積立金の処分に関する事項	B	B	B	B		第4-5	

様式3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成30年度自己評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(1)	肥料及び土壌改良資材関係業務		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号。以下「センター法」という。）第10条第1項第7号並びに第2項第3号及び第7号 肥料取締法（昭和25年法律第127号） 地力増進法（昭和59年法律第34号）
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省30-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数／要請件数）	100% (1/1)	100% (1/1)	100% (2/2)	実績なし		予算額（千円）	506,275	490,402	636,174	630,591	
② 登録関係業務	20業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／調査指示件数）	100% (1,268/1,268)	100% (1,248/1,248)	100% (992/992)	100% (758/758)		決算額（千円）	512,469	562,692	591,413	565,652	
③ 肥料の立入検査等業務	36業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／立入検査件数）	100% (521/521)	100% (308/308)	100% (306/306)	100% (295/295)		経常費用（千円）	646,988	693,390	638,543	595,268	
④ 土壌改良資材の立入検査業務（VA菌根菌以外）	30業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／立入検査件数）	100% (31/31)	100% (30/30)	100% (30/30)	100% (30/30)		経常利益（千円）	1,788	21,500	11,019	10,638	
④ 土壌改良資材の立入検査業務（VA菌根菌）	65業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／立入検査件数）	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし		行政サービス実施コスト（千円）	722,441	759,821	670,188	624,690	
⑤ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務（大臣確認指示）	処理率	100%（報告件数／大臣確認指示件数）	100% (21/21)	100% (14/14)	100% (5/5)	100% (6/6)		従事人員数	64	68	63	57	
⑤ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務（理事長確認申請受付）	処理率	100%（処理件数/理事長確認申請受付件数）	100% (32/32)	100% (29/29)	100% (47/47)	100% (50/50)							
⑥ア その他肥料の安全確保等に関する業務（汚泥肥料中の重金属手引書）	周知率	100%（周知件数/汚泥肥料新規登録業者数）	100% (23/23)	100% (21/21)	100% (22/22)	100% (22/22)							
⑥ア その他肥料の安全確保等に関する業務（品質管理の普及）	実施率	100%（取組状況確認件数/汚泥肥料登録業者の立入検査数）	100% (320/320)	100% (195/195)	100% (202/202)	100% (182/182)							
⑥イ その他肥料の安全確保等に関する業務	実施率	100%（報告件数/調査件数）	—	—	100%	実績なし							

関する業務（仮登録調査）		査指示件数)			(1/1)		
⑥イ その他肥料の安全確保等に関する業務（肥料肥効試験）	実施率	100%（報告件数/調査指示件数）	実績なし	100% (1/1)	100% (1/1)	100% (1/1)	
⑥イ その他肥料の安全確保等に関する業務（公定規格改正申出対応）	実施率	100%（対応件数/申出受理件数）	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	
⑥イ その他肥料の安全確保等に関する業務（公定規格改正調査）	実施率	100%（実施件数/要請件数）	—	—	100% (2/2)	100% (1/1)	
⑥ウ その他肥料の安全確保等に関する業務（汚泥肥料中の放射性セシウム測定）	実施率	100%（測定件数/該当汚泥肥料採取件数）	100% (81/81)	100% (58/58)	100% (55/55)	100% (48/48)	
⑥エ その他肥料の安全確保等に関する業務（クロビラリド測定）	実施率	100%（測定件数/該当汚泥肥料等採取件数）	—	—	100% (53/53)	100% (31/31)	
⑥エ その他肥料の安全確保等に関する業務（取組周知）	実施率	100%（周知件数/該当立入検査件数）	—	—	100% (100/100)	100% (52/52)	
⑥エ その他肥料の安全確保等に関する業務（原因調査）	実施率	100%（測定件数/要請件数）	—	—	実績なし	実績なし	
⑥オ その他肥料の安全確保等に関する業務（技術支援）	実施率	100%（実施件数/要請件数）	—	—	—	100% (6/6)	
⑦ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	—	11件	11件	11件	12件	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
	<p>< 定量的指標 ></p> <p>○ 肥料関係業務の実施</p> <p>項目別評価（以下「中項目の評価」という。）は、中項目の評価よりさらに細分化した小項目（◇）別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、C、Dの下記により4段階の標語により行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。</p> <p>ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる場合にはS評価とすることができる。</p>		<p>< 評価と根拠 ></p> <p>評価：B</p> <p>根拠：◇小項目1（項目）×3点（A）+小項目13（項目）×2点（B）=29点 B：基準点（28）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（29）< 基準点（28）×12/10</p> <p>< 課題と対応 ></p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p> <p>< 業務の評価 ></p> <p>指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、汚泥肥料中の重金属の試験に係る「ISO/IEC 17025(2005)試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」（以下「ISO/IEC 17025(2005)という。）への自己適合宣言に向けた対応</p>	<p>評価</p> <p>< 評価に至った理由 ></p>	

<p>A：基準点×12/10 ≧ 各小項目の合計点 B：基準点×9/10 ≧ 各小項目の合計点 < 基準点×12/10 C：基準点×5/10 ≧ 各小項目の合計点 < 基準点×9/10 D：各小項目の合計点 < 基準点×5/10点 ※ 「基準点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。 (中項目の評定にあたっては以下同様。)</p>	<p>などにおいて、FAMICが有する知見や技術を活かして創意工夫に努め、主体的な取組を行ったことにより効率的かつ効果的に成果を挙げ、肥料の品質等の保全と適正な流通、施用に寄与した。</p>		
<p>(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務 肥料関係業務において、肥料取締法に基づき、肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保し、農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資するため、以下のとおり肥料の検査等業務を行う。 また、土壌改良資材関係業務において、地力増進法（昭和59年法律第34号）に基づき、農業生産力の増進と農業経営の安定を図るため、以下のとおり土壌改良資材の検査等業務を行う。</p>	<p>(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務 肥料及び土壌改良資材関係業務の実施に当たっては、農林水産省等関係機関との連携を密に行い、不適正な肥料等の流通を防ぐための検査実施、農林水産省が行う肥料の公定規格の改正に資するデータ提供や試験法の開発・改良等について、創意工夫により効果的かつ的確に取り組むものとする。</p>		
<p>① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に要請した業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。</p> <p>年度目標及び事業計画において定められている具体的目標と業務実績を勘案し、事業計画の達成度について、S、A、B、C、Dの5段階の標語を付すものとして、評定に当たっては特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 S：法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対年度目標値の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）</p>	<p><定量的指標> ◇ 実施率：100%（報告件数/要請件数）</p> <p><主要な業務実績> ① 該当する事案はなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。</p>

	<p>A:法人の活動により事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標においては対年度目標値の120%以上)</p> <p>B:事業計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対年度目標値の100%以上120%未満)</p> <p>C:事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対年度目標値の80%以上100%未満)</p> <p>D:事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める(定量的指標においては対年度目標値の80%未満、又はその業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合)</p> <p>(〈定量的指標〉として指標が定められている小項目の評定にあたっては以下同様。)</p>			
<p>② 登録関係業務</p> <p>肥料取締法第7条第1項の規定に基づく肥料の登録申請に係る調査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。</p>	<p>② 登録関係業務</p> <p>肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条第1項の規定に基づく肥料の登録等申請に係る調査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するため「肥料登録システム」を活用し、速やかに調査を行う。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇ 標準処理期間内(20業務日以内)の処理率:100%(標準処理期間内報告件数/調査指示件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>② 登録等申請に係る調査については、農林水産大臣の指示に従い758件実施した。</p> <p>調査の実施においては、「肥料登録システム」上の業者氏名及び住所、生産事業場の名称及び住所等の基本データを活用し、全て20業務日以内に農林水産大臣に報告した。</p> <p>【処理率100%(758/758)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定: B</p> <p>根拠: 標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>③ 肥料の立入検査等業務</p> <p>肥料取締法第30条の2第1項の規定に基づく立入検査等(生産工程の検証及び違反の改善状況の確認に重点を置いた立入検査等を含む。)は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果(収去品の分析・鑑定結果を含む。)を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>③ 肥料の立入検査等業務</p> <p>肥料取締法第30条の2第1項の規定に基づく立入検査等(製造指示書による生産工程の検証及び違反の改善状況の確認に重点を置いた立入検査等を含む。)は、農林水産大臣の指示に従い、適切に収去品を選定し、製造指示書の確認等による生産工程の検証をするとともに農林水産省が肥料取締法第29条に基づき報告聴取を行った事業者に対しては再発防止策履行状況</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇ 標準処理期間内(36業務日以内)の処理率:100%(標準処理期間内報告件数/立入検査件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>③ 肥料取締法第30条の2第1項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い、295件を適正に実施した。</p> <p>その際、平成29年度に見直した肥料立入検査規程に従い、製造指示書による生産工程の検証及び違反の改善状況の確認に重点を置いた立入検査を実施した。肥料取締法違反の疑義情報を受けて実施した立入検査では、他の業務に優先して検査職員の確保を調整し、必要に応じて県職員と連携しつつ、迅速かつ効率的に立入検査を実施した。</p> <p>立入検査に係る収去品の分析・鑑定に当たっては、基準違反となった場合の影響を考慮し、(ア)人畜に有害な成分(ヒ素、カドミウム、水銀及び鉛)、(イ)その他の有害成分(ニッ</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定: A</p> <p>根拠: 標準処理期間内の処理率は100%であることに加え、汚泥肥料中の重金属試験についてISO/IEC 17025(2005)に係る自己適合宣言を達成し、肥料部門における分析の信頼性を向上させ、効率的な分析業務の運営により短期間で農林水産省に検</p>

	<p>の確認を含め適正に実施する。また、立入検査等の結果（収去品の分析・鑑定結果を含む。）を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告するため、収去品の分析・鑑定に当たっては、業務の進行管理を適切に行う。</p> <p>立入検査結果を速やかに被検査者に通知するとともに、改善を要する事項が認められた場合は技術的助言を行う。</p> <p>また、立入検査手法の妥当性を検証し、必要に応じて改善を図る。</p>		<p>ケル、クロム等)、(ハ) その他の成分（窒素、りん酸等）の優先順位で試験を行うなどにより業務の進行管理を適切に行い、全ての結果を36業務日以内に農林水産大臣に報告した。特に、疑義情報を受けて実施した立入検査に際して収去した肥料及び原料については、分析・鑑定を迅速に実施した。（表1-1-(1)-1参照）【処理率100% (295/295)】</p> <p>検査結果を速やかに被検査者に通知するとともに、原料の記載不適正、保証成分量不足、有害成分の基準値超過等の改善を要する事項が認められた42事業場に対して、技術的助言を行った。</p> <p>また、現行の立入検査手法に関する課題を抽出し、改善の方向性を整理した。</p> <p>【特筆事項等について（創意工夫等）】</p> <p>本部肥料部門の安全確保に関する検査の国際的に通用する分析の信頼性確保のため、汚泥肥料中の重金属試験についてISO/IEC 17025(2005)への自己適合宣言に向け、組織体制を整備し、依頼手続き、サンプリング及び結果報告の手順書を作成し、運用した。</p> <p>この際、これまでの範囲に加えて、試料の収去方法を含めてISO/IEC 17025(2005)の対象とした。</p> <p>また、高度な専門的知識を要する不確かさの推定について、分析試料の採取量（g）、測定機器からの出力（吸光度等）等をエクセルファイルに入力することにより、誰でも不確かさを算出できるツールを作成した。</p> <p>これらの取組により、肥料立入検査、農水省からの要請業務に関する依頼手続き及び結果報告の手順がISO/IEC 17025(2005)に基づく信頼性を確保できるようになった。不確かさの推定では経験の浅い試験者においても、試験成績の不確かさを算出できるようになったことに加え、試験成績に影響するポイント（手順）を把握することができるようになり、分析法を改良する際の妥当性を定量的に判断できるようになった。</p> <p>この結果、平成31年2月21日に自己適合宣言を行い、本部肥料部門における分析の信頼性を向上させた。</p>	<p>査結果報告を行い、社会的被害の拡大防止と安全性確保に貢献した。上記により、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>	
<p>④ 土壌改良資材の立入検査業務 地力増進法第17条第1項の規定に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果</p>	<p>④ 土壌改良資材の立入検査業務 地力増進法（昭和59年法律第34号）第17条第1項の規定に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い、製</p>	<p>< 定量的指標 > ◇ 標準処理期間内（30業務日以内）の処理率：100%（標準処理</p>	<p>< 主要な業務実績 > ④ 地力増進法第17条第1項の規定に基づく立入検査（30件）は、農林水産大臣の指示に従い、法令遵守状況の確認等を製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に</p>	<p>< 評定と根拠 > 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計</p>	

<p>を立入検査終了後30業務日以内（試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材の場合は65業務日以内）に農林水産大臣に報告する。検査等業務の適正な執行に必要な不可欠であり、かつ、被検査者が検査の対象である土壌改良資材の譲渡に同意した場合、当該資材を試験のために必要な最小量に限り入手し、試験する。</p>	<p>造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施するとともに、集中的な集取品の試験等により迅速化を図り、立入検査の結果を立入検査終了後30業務日以内（試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材の場合は65業務日以内）に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。検査等業務の適正な執行に必要な不可欠であり、かつ、被検査者が検査の対象である土壌改良資材の譲渡に同意した場合、当該資材を試験のために必要な最小限に限り入手し、試験する。</p> <p>また、立入検査の結果を速やかに被検査者に通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた場合には技術的助言を行う。</p>	<p>期間内報告件数（VA菌根菌以外）／立入検査件数（VA菌根菌以外）</p> <p><定量的指標> ◇ 標準処理期間内（65業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数（VA菌根菌）／立入検査件数（VA菌根菌））</p>	<p>実施した。集取品の試験（25件）については、月ごとに本部で集中的に実施し、検査項目に応じてまとめて分析する等により効率化・迅速化を図った。業務の進行管理を適切に実施し、全ての検査結果を30業務日以内に農林水産大臣に報告した。また、被検査者に対しても立入検査の結果を速やかに通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた被検査者（4件）に対して技術的助言を行った。</p> <p>【処理率100% (30/30)】</p> <p><主要な業務実績> 農林水産大臣からの指示においてVA菌根菌資材に該当する事案はなかった。 【処理率－% (0/0)】</p>	<p>画における所期の目標を達成している。</p> <p><評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。</p>	
<p>⑤ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務</p> <p>牛海綿状脳症の発生を防止するため、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）及び「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）に基づき、肥料用肉骨粉等が家畜用飼料へ誤用・流用されることを防止する等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等について製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。</p>	<p>⑤ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務</p> <p>牛海綿状脳症の発生を防止するため、次の取組を行う。</p> <p>ア 「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、牛の部位を原料とする肥料について、脊柱等が混合しないこと等に関し、農林水産大臣から確認検査の指示があったものについては、適切に検査及び報告を実施する。その報告をもとに農林水産大臣が製造基準に適合すると認め確認書を交付した場合にあっては、その製造事業場を公表する。</p> <p>イ 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いにつ</p>	<p><定量的指標> ◇ 処理率：100%（報告件数／大臣確認指示件数）</p> <p><定量的指標> ◇ 処理率：100%（処理件数／理事長確認申</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑤ 牛海綿状脳症の発生を防止するため、次の取組を実施した。</p> <p>ア 牛の部位を原料とする肥料に脊柱等が混合しないことに関し、農林水産大臣から指示があった製造事業場（6事業場）全てについて製造基準適合確認検査を実施し、適否を付して検査結果を農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣からの確認書の交付状況をホームページで公表した。</p> <p>【処理率100% (6/6)】</p> <p><主要な業務実績> イ 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、確認申請を受付けた肥料原料用の肉骨</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：大臣確認指示に対する報告の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p> <p><評定と根拠> 評定：B 根拠：理事長確認申請に対</p>	

	<p>生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知)に基づき、肥料用の肉骨粉等の家畜飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造基準適合確認検査を申請に基づき行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。</p>	<p>請受付件数)</p>	<p>粉等の製造事業場(50事業場)に対して製造基準適合確認検査を実施し、その結果、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場をホームページで公表した。</p> <p>【処理率100%(50/50)】</p>	<p>する処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>⑥ その他肥料の安全確保等に関する業務</p> <p>ア 安全な肥料の生産を確保するため、農林水産省と連携し、有害成分を含有する可能性の高い汚泥肥料の生産業者が取り組む品質管理に関する「汚泥肥料中の重金属管理手引書」(平成22年8月 農林水産省公表(平成27年3月改正)。以下「手引書」という。)について、新たに登録を受ける汚泥肥料生産業者へ内容を周知する。また、立入検査の際に手引書に沿った取組の状況を確認し、品質管理の普及に努める。</p> <p>イ 農林水産省と連携し、事業者からの仮登録や公定規格改正の申出に対しては、「肥料取締法に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」(平成26年3月 農林水産省消費・安全局農産安全管理課及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥料安全検査部公表。以下「標準手順書」という。)に基づき対応する。また、農林水産省の要請により、汚泥中のりんやバイオマス燃焼灰中の加里といった未利用資源を肥料として利用するための公定規格の</p>	<p>⑥ その他肥料の安全確保等に関する業務</p> <p>ア 安全な肥料の生産を確保するため農林水産省と連携し、有害成分を含有する可能性の高い汚泥肥料の生産業者が取り組む品質管理に関する「汚泥肥料中の重金属管理手引書」(平成22年8月 農林水産省公表(平成27年3月改正)。以下「手引書」という。)について、登録申請手続きの説明等とともに、新たに登録を受ける生産業者へ内容を周知する。また、立入検査の際に、手引書に沿った品質管理の取組状況の確認により、生産実態に応じた品質管理の普及に努める。</p> <p>イ 農林水産省と連携し、事業者からの仮登録や公定規格改正の申出に対しては、「肥料取締法に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」(平成26年3月 農林水産省消費・安全局農産安全管理課及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥料安全検査部公表。以下この項において「標準手順書」という。)に基づき、次の取組を行う。</p> <p>(7) 事業者からの仮登録の申請については、農林水産大臣の指示に従い、仮登録の妥当性に関する調査を実施し農林水産省に報告</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇ 汚泥肥料新規登録業者への周知率:100%(周知件数/汚泥肥料新規登録業者数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑥ 農林水産省と連携し、次の取組を行った。</p> <p>ア 「汚泥肥料中の重金属管理手引書」を普及させるため、新たに汚泥肥料の登録申請を行った業者(22件)に対して、内容の周知を行った。</p> <p>【周知率100%(22/22)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定: B</p> <p>根拠: 汚泥肥料新規登録業者への周知率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
		<p><定量的指標></p> <p>◇ 立入検査の際の品質管理の普及の実施率:100%(取組状況確認件数/汚泥肥料登録業者の立入検査数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>汚泥肥料生産事業場の立入検査(182件)時に、「汚泥肥料中の重金属管理手引書」に沿った品質管理等の普及・指導を行った。</p> <p>【実施率100%(182/182)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定: B</p> <p>根拠: 立入検査先の汚泥肥料生産業者への品質管理等の普及・指導の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
		<p><定量的指標></p> <p>◇ 仮登録調査実施率100%(報告件数/調査指示件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>イ 次の取組を実施した。</p> <p>(7) 仮登録申請に係る調査(書類等)について、農林水産大臣の指示がなく、実施しなかった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定: -</p> <p>根拠: 実績がないため、評価せず。</p>
		<p><定量的指標></p> <p>◇ 仮登録肥料肥効試験調査実施率100%(報告件数/調査指示件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>仮登録肥料に係る肥効試験について、農林水産大臣の指示に従い1件実施し、成績書案を作成した。また、当該肥料に係る公定規格の設定に資するため、関連する知見及び試験データの調査・整理と規格設定に係る意見書の作成を行った。成績書案及び意見書について、外部有識者を含めた検討会(平成31年3月8日開催)で意見を聴き、農林水産省に報告した。</p> <p>【実施率100%(1/1)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定: B</p> <p>根拠: 仮登録肥料の肥効試験実施の調査指示(1件)に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
		<p><定量的指標></p>	<p><主要な業務実績></p>	<p><評定と根拠></p>

<p>設定について、標準手順書に基づき、必要な肥料の品質や植害に関する調査設計、サンプリング、分析を実施する。</p>	<p>する。</p> <p>仮登録肥料の肥効試験については、農林水産大臣の指示に従い試験を実施するとともに、外部の有識者から意見を聴いた上で結果のとりまとめを行い農林水産省へ報告する。</p> <p>また、仮登録申請の相談事業者に対する手順の説明、周辺技術情報の整理等を行う。</p> <p>(イ) 事業者からの公定規格改正の申出に対しては、標準手順書に基づき、外部有識者から意見を聞いた上で評価を行い農林水産省へ報告する。また、申出の相談事業者に対する手順の説明、周辺技術情報の整理等を行う。</p> <p>(ウ) 農林水産省の要請により、汚泥中のりんやバイオマス燃焼灰中の加里といった未利用資源を肥料として利用するための公定規格の設定について、標準手順書に基づき、必要な肥料の品質や植害に関する調査設計、サンプリング、分析を実施する。</p>	<p>◇事業者からの公定規格改正申出対応実施率：100% (対応件数/申出受理件数)</p> <p><定量的指標></p> <p>◇ 農林水産省が行う公定規格改正に伴う調査件数：100% (実施件数/要請件数)</p>	<p>(イ) 事業者からの公定規格改正の申出はなかったため、該当する事案はなかった。</p> <p>なお、仮登録申請や公定規格改正について相談のあった事業者に対して、手順等の説明を行うとともに、申請又は申出予定情報及び周辺技術情報を整理し、農林水産省へ報告した。</p> <p><主要な業務実績></p> <p>(ウ) 農林水産省からの要請により、未利用資源を肥料利用するための公定規格の設定に係る調査について、以下の業務を実施した。【実施率100%(1/1)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省が実施した再生りんに係る調査におけるMAP (りん酸マグネシウムアンモニウム) の化学分析値 (定量分析) が理論値と乖離があったため、X線回折 (定性分析) により、組成を鑑定し、その結果を農林水産省に報告した。 ・さらに、農林水産省が行う肥料制度の見直しに関して農林水産省所管課の要請により、公定規格の設定等に係る以下の3件の調査等を実施した。 ・水酸化苦土肥料について、原料の違いによる含有成分の違いを把握するため、FAMICにおいてX線回折により組成を鑑定し、その結果を農林水産省に報告した。 ・公定規格における有害成分の許容量の妥当性検証に資するため、過去10年間の立入検査で収去した肥料の分析結果について全国分を取りまとめ、農林水産省へ報告した。 ・登録相談事例のうち、特に、輸入される化学肥料で、有害物質や品質に問題があるとの理由で、公定規格に適合しなかった事例について、本部で過去3年間に受けたものを取りまとめ、農林水産省に報告した。 	<p>評定：－</p> <p>根拠：実績がないため評価せず。</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：調査指示 (1件) の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
<p>ウ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、農林水産省と連携しつつ、周辺地域の汚泥肥料生産事業場への立入検査で、肥料として出荷され採取できる汚泥肥料の在庫がある場合は、当該汚泥肥料の放射性セシウムの測定を実施する。</p>	<p>ウ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、周辺地域の汚泥肥料生産事業場への立入検査において、汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定の有無を確認するとともに、肥料として出荷され採取できる汚泥肥料をモニタリング品として採取し、放射性セシウムを測定する。また、原料汚泥について、「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇ 実施率：100% (測定件数/該当汚泥肥料採取件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>ウ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、汚泥肥料の放射性セシウム測定を48件実施し、農林水産省に報告した。【実施率100%(48/48)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：放射性セシウム測定の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

	扱いについて」(平成23年6月24日付け23消安第1893号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき管理されているかを確認する。			
エ 家畜ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害発生への対応として、農林水産省と連携しつつ以下の取組を行う。 (ア) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で、肥料として出荷された汚泥肥料等の在庫がある場合には、当該汚泥肥料等から試料を採取し、クロピラリドの含有量を測定する。 (イ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査時において、「牛ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」(平成28年12月27日付け消費・安全局農産安全管理課長等連名通知)に記載された取組について周知する。 (ウ) 堆肥等に含まれるクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生が確認された場合、農林水産省の要請により、当該堆肥等のクロピラリドの含有量を測定する。	エ 家畜ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害発生への対応として、農林水産省と連携しつつ以下の取組を行う。 (ア) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で、肥料として出荷された汚泥肥料等の在庫がある場合には、当該汚泥肥料等から試料を採取し、クロピラリドの含有量を測定する。 (イ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等の生産事業場への立入検査の際に、「牛ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」(平成28年12月27日付け消費・安全局農産安全管理課長等連名通知)に記載された取組について周知する。 (ウ) 堆肥等に含まれるクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生が確認された場合、農林水産省の要請により、当該堆肥等のクロピラリドの含有量を測定する。	<定量的指標> ◇ 立入検査における測定実施率:100%(測定件数/該当汚泥肥料等採取件数)	<主要な業務実績> (ア) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で31点試料を採取し、クロピラリドの含有量を測定し、結果を農林水産省に報告した。 【実施率100%(31/31)】 当該業務を進めるため、家畜ふんを原料として汚泥肥料等を生産する事業場に集中的かつ優先的に立入検査を実施し、クロピラリドが検出された事業場に対して園芸農家へ出荷の際、「使用に当たって作物の種類や施用量に留意するよう」に伝達するよう注意喚起を行い、農作物の生育障害発生防止に努めた。	<評定と根拠> 評定: B 根拠: クロピラリドを測定するため立入検査で31点採取し、そのクロピラリドの測定実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。
		<定量的指標> ◇ 取組の周知実施率:100%(周知件数/該当立入検査件数)	<主要な業務実績> (イ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場52件に立入検査を実施し、全ての事業場に対し取組について周知した。 【周知率100%(52/52)】	<評定と根拠> 評定: B 根拠: クロピラリドに係る取組の周知率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。
		<定量的指標> ◇ 原因調査のための測定実施率:100%(測定件数/要請件数)	<主要な業務実績> (ウ) 原因究明のための測定の要請はなかった。	<評定と根拠> 評定: - 根拠: 実績がないため評価せず。
オ 平成30年度に立入検査業務を担う職員が配置される地方農政局等に対し、農林水産省の要請に応じて、立入検査に係る技術的支援を行う。	オ 平成30年度に立入検査業務を担う職員が配置される地方農政局等に対し、農林水産省の要請に応じて、研修への講師派遣等、立入検査に係る技術的支援を行う。	<定量的指標> ◇ 実施率:100%(実施件数/要請件数)	<主要な業務実績> オ 農林水産省からの要請に応じ、平成30年度に肥料の立入検査を担う職員が配置された地方農政局等に対して、立入検査手法に関する研修を行うなどの技術的支援を6件実施した。	<評定と根拠> 評定: B 根拠: 技術的支援の要請に対する実施率は100%であり、計画における所期

<p>⑦ 調査研究業務 肥料の検査等に関する調査研究については、以下のア又はイの課題から少なくとも9課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。 ア 農林水産省の要請に応じて実施する肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める件(昭和61年2月22日農林水産省告示第284号)、下水汚泥肥料等の主要な成分の指定(平成12年1月27日農林水産省告示第96号)、特殊肥料の品質表示基準(平成12年8月31日農林水産省告示第1163号)及び肥料取締法施行規則第11条の2第1項及び第2項の規定に基づき原料及び材料の保証票への記載に関する事項を定める件(昭和59年3月16日農林水産省告示第700号)に関する試験法の開発・改良並びにクライテリア・アプローチの導入・運用に関する課題 イ 肥料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良など肥料の有効性及び安全性の確保上必要な課題</p>	<p>う。 ⑦ 調査研究業務 肥料の検査等に関する調査研究については、以下の課題から少なくとも9課題以上実施する。 また、外部有識者を含めた委員会を年1回開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。 ア 農林水産省の要請に応じて実施する肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める件(昭和61年2月22日農林水産省告示第284号)、下水汚泥肥料等の主要な成分の指定(平成12年1月27日農林水産省告示第96号)、特殊肥料の品質表示基準(平成12年8月31日農林水産省告示第1163号)及び肥料取締法施行規則第11条の2第1項及び第2項の規定に基づき原料及び材料の保証票への記載に関する事項を定める件(昭和59年3月16日農林水産省告示第700号)に関する試験法の開発・改良並びにクライテリア・アプローチの導入・運用に関する課題 イ 肥料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良など肥料の有効性及び安全性の確保上必要な課題</p>	<p><定性的指標> ◇ 調査研究業務の実施状況 S:— A:難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。 B:目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く。) C:目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く。) D:目標の水準を満たしておらず、その業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合を含む、抜本的な業務の見直しを求める。 (〈定性的指標〉として指標が定められている小項目の評定にあたっては以下同様)</p>	<p>【実施率100% (6/6)】 <主要な業務実績> ⑦ 肥料の検査等に関する調査研究について、12課題を実施した。その成果について、外部有識者を含めた委員会(平成31年2月28日開催)において調査研究課題毎に評価を受けた。このうち、有機物を含む肥料中のほう素の測定法の改良、LC-MS/MS法による堆肥等中のクロピラリドの測定法の改良及び肥料鑑定データベースの拡充については、委員会において高い評価を得た。(別紙「調査研究課題一覧」参照) 調査研究業務で得られた成果は冊子「調査研究報告」に取りまとめ関係諸機関に送付するとともに、公開調査研究発表会(平成30年11月21日)を開催し、成果の普及に努めた。</p>	<p>の目標を達成している。 <評定と根拠> 評定: B 根拠: 肥料の検査等に関する調査研究では、目標課題数を満たすとともに、適切に実施されたと評価を受け、計画における所期の目標を達する成果が得られていると認められる。</p>	
--	---	--	---	--	--

4. その他参考情報

様式3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成30年度自己評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(2)	農薬関係業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第7号及び第2項第4号 農薬取締法（昭和23年法律第82号）
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省30-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし			予算額（千円）	864,866	868,366	1,020,997	1,028,544
②ア ① 農薬の登録審査業務（基準値設定必要農薬）	1年4ヶ月以内	100%（標準処理期間内報告件数/報告件数）	100% (67/67)	100% (110/110)	100% (158/158)	100% (156/156)			決算額（千円）	789,534	840,415	960,888	1,005,371
②ア ② 農薬の登録審査業務（基準値設定不要農薬）	10.5ヶ月以内	100%（標準処理期間内報告件数/報告件数）	100% (1,095/1,095)	100% (1,184/1,184)	100% (970/970)	100% (872/872)			経常費用（千円）	985,884	1,054,875	1,028,244	1,089,449
②イ 農薬の登録審査業務（審査報告書）	登録後6ヶ月以内	100%（標準処理期間内公表件数/公表件数）	100% (6/6)	100% (3/3)	100% (6/6)	100% (5/5)			経常利益（千円）	△57	29,879	16,763	13,666
③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務（GLP査察報告）	30業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/指示件数）	100% (23/23)	100% (14/14)	100% (17/17)	100% (20/20)			行政サービス実施コスト（千円）	1,170,482	1,222,285	1,160,484	1,202,755
④ア 農薬の立入検査業務（立入検査報告）	25業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/指示件数）	100% (69/69)	100% (69/69)	100% (68/68)	100% (68/68)			従事人員数	94	98	96	101
④イ 農薬の立入検査業務（集取品分析結果報告）	60業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/集取件数）	100% (24/24)	100% (21/21)	100% (16/16)	100% (18/18)							
⑤ア 農薬の登録審査に附帯する業務（国際調査）	技術的知見の提供	—	OECD GLP作業部会等への出席	OECD GLP作業部会等への出席	OECD GLP作業部会等への出席	OECD GLP作業部会等への出席							
⑤イ ① 農薬の登録審査に附帯する業務（蜜蜂に含まれる農薬の定量）	結果報告	—	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告							
⑤イ ② 農薬の登録審査に附帯する業務（蜜蜂への影響評価法の検討）	技術的知見の提供	—	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供							
⑤イ ③ 農薬の登録審査に附帯する業務（使用時安全性評価の導入の検討）	技術的知見の提供	—	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供							
⑤イ ④ 農薬の登録審査に附帯する業務（作物群による農薬登録の検討）	技術的知見の提供	—	—	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供							
⑤イ ⑤ 農薬の登録審査に附帯する業務（試験要求の見直し）	技術的知見の提供	—	—	—	—	技術的知見を農林水産省へ提供							
⑤イ ⑥ 農薬の登録審査に附帯する業務（農薬の安全性情報収集）	技術的知見の提供	—	—	—	—	技術的知見を農林水産省へ提供							

⑤ 農作物中の農薬残留調査業務（残留農薬分析）	40業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/指示件数）	100%（239/239）	100%（466/466）	100%（477/477）	100%（476/476）		
⑥ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	—	11件	8件	7件	7件		

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価			
(2) 農薬関係業務 農薬関係業務について、農薬取締法に基づき、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与するため、以下のとおり農薬の検査等業務を行う。	(2) 農薬関係業務 農薬関係業務の実施に当たっては、諸外国における農薬登録制度の運用に関する情報の収集・分析等により検査手法を検討する等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。 また、再評価の導入による安全性に関する審査の充実に対応した実施体制の検討を行う。	<定量的指標> ○ 農薬関係業務 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目3（項目）×3点（A）＋小項目12（項目）×2点（B）＝33点 B：基準点（30）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（33）< 基準点（30）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> 指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、FAMICの知見や技術を活かすとともに創意工夫による主体的な取組として、新たな農薬取締制度の設計のための検討に資するため、農林水産省の要請に基づき広範囲にわたる調査・検証・通知案検討等に迅速に対応するなど、行政上の重要政策課題へ貢献した。		評定	<評定に至った理由>	
① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に要請した業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。	<定量的指標> ◇ 実施率：100%（報告件数/要請件数）	<主要な業務実績> ① 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：— 根拠：実績がないため評価せず。			
② 農薬の登録審査業務 ア 農薬取締法第3条第5項及び第7条3項（これらの規定を同法第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく農薬の登録申請に係る審査は、農薬原体の組成に係る審査も含め、農林水産大臣の指示に従い、審査の質の維持を	② 農薬の登録審査業務 農薬の登録審査については、ア 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第5項及び第7条第3項（これらの規定を同法第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく農薬の登録申請に係る審査につ	<定量的指標> ◇ 標準処理期間内（1年4か月以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/報告件数） ただし、審査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出さ	<主要な業務実績> ② 農薬の登録審査業務について、次の取組を行った。 ア 農薬の登録申請に係る審査業務の進行管理については、毎月2回審査進行管理表を更新し、各審査担当課が審査の進捗状況を把握できるようにするとともに、3か月毎に審査進行状況の定期点検を行った。 (ア) 平成30年度は、農林水産大臣から継続分を含め、2,013件の審査指示があった。このうち、基準の設定が必要な	<評定と根拠> 評定：B			

<p>図りつつ実施し、その審査結果を以下の期間内に農林水産大臣に報告する。</p> <p>(ア) 農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の審査は、農林水産大臣の指示後1年4か月以内</p> <p>(イ) 上記以外の農薬の審査は、農林水産大臣の指示後10.5か月以内</p>	<p>いては、農薬原体の組成に係る審査も含め、最新の科学的知見に基づき、農林水産大臣の指示に従い、審査の質の維持を図りつつ実施し、その審査結果を以下の期間内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。</p> <p>(ア) 農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の審査は、農林水産大臣の指示後1年4か月以内</p> <p>(イ) 上記以外の農薬の審査は、農林水産大臣の指示後10.5か月以内</p>	<p>れるまでの期間(以下「申請者側期間」という。)</p> <p>及び登録申請された農薬についての体重1kg当たりの1日摂取許容量等が未設定であるために審査ができない期間(リスク評価等期間)は、審査期間に含まないものとする。</p> <p><定量的指標></p> <p>◇ 標準処理期間内(10.5か月以内)の処理率:100%(標準処理期間内報告件数/報告件数)ただし、申請者側期間は、審査期間に含まないものとする。</p>	<p>農薬の審査指示は525件であった。平成30年度内に農林水産大臣に報告した156件は全て1年4か月以内に報告した。</p> <p>なお、現在審査中の案件についても、進捗管理は適切に行っている。</p> <p>(表1-1-(2)-1参照) 【処理率100%(156/156)】</p> <p><主要な業務実績></p> <p>(イ) 基準の設定が不要な農薬の審査指示は1,488件であった。平成30年度内に報告した872件は全て10.5か月以内に報告した。</p> <p>なお、現在審査中の案件についても、進捗管理は適切に行っている。</p> <p>(表1-1-(2)-1参照) 【処理率100%(872/872)】</p>	<p>根拠:標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定:B</p> <p>根拠:標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>イ 新しい成分の農薬の登録に当たって、人の健康や環境への影響の有無を判断した科学的根拠等を明らかにし、審査の透明性を確保することを目的として、農薬の審査結果に係る審査報告書を農林水産省と共同で作成し、登録後6か月以内に公表する。</p>	<p>イ 農薬の審査結果に係る審査報告書を農林水産省と共同で作成し、登録後6か月以内に公表するため、業務の進行管理を適切に行う。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇ 標準処理期間内の処理率:100%(標準処理期間内公表件数/公表件数)</p> <p>ただし、審査報告書案の内容について農林水産省との調整が終了した新規登録有効成分であって、関係府省等との調整に時間を要しているために審査報告書の公表が遅れているものについては、処理率の算出に含めない。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>イ 新しい成分の農薬の登録に当たって、人の健康や環境への影響の程度を評価した科学的根拠等を、消費者、農薬の使用者、農薬使用の指導者等へ示すとともに審査の透明性を確保するため、農林水産省と共同で審査報告書を作成し、5成分全てについて登録後6か月以内に、農林水産省のホームページで公表した。</p> <p>【処理率100%(5/5)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定:B</p> <p>根拠:標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務</p> <p>農薬GLP制度における試験施設の査察は、消費・安全局長の指示に従い実施し、その結果を査察終了後30業務日以内に消費・安全局長に報告する。</p>	<p>③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務</p> <p>農薬GLP制度における試験施設の査察は、消費・安全局長の指示に従い実施し、その結果を査察終了後30業務日以内に消費・安全局長に報告する。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇ 標準処理期間内(30業務日以内)の処理率:100%(標準処理期間内報告件数/指示件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務</p> <p>GLP制度における試験施設の査察は、消費・安全局長の指示に従い、20件実施し、その結果については、全て査察終了後30業務日以内に報告した。</p> <p>【処理率100%(20/20)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定:B</p> <p>根拠:標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>④ 農薬の立入検査等業務</p>	<p>④ 農薬の立入検査等業務</p>		<p><主要な業務実績></p>	

<p>農薬取締法第30条第1項の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を以下の期間内に農林水産大臣に報告する。</p> <p>ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後25業務日以内</p> <p>イ 集取品の分析結果は、集取後60業務日以内</p>	<p>農薬取締法第30条第1項の規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い、適切に集取する農薬等を選定し、製造指示書等による製造工程の確認も含め適正に実施するとともに、その結果を、以下の期間内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。</p> <p>ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後25業務日以内</p> <p>イ 集取品の分析結果は、集取後60業務日以内</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇ 標準処理期間内（25業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/指示件数）</p>	<p>④ 農薬取締法第30条第1項に基づく製造場への立入検査については、農林水産大臣の指示に従い68製造場に対して製造指示書等による製造工程の確認も含め適正に実施するとともに期限内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行った。</p> <p>ア 68製造場に対する立入検査の結果については、全ての検査で立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に報告した。</p> <p>【処理率100% (68/68)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>⑤ 農薬の登録審査に附帯する業務</p> <p>ア 農薬行政の国際調和に貢献するため、OECDによる新たなテストガイドラインの策定・改訂やGLP制度の見直し、コーデックス委員会による残留農薬に関する国際規格の設定等の議論に関して、FAMICの技術的知見に基づき支援する。</p>	<p>⑤ 農薬の登録審査に附帯する業務</p> <p>ア 農薬行政の国際調和に貢献するため、FAMICの技術的知見に基づき、次の取組を行う。</p> <p>(7) OECDによるガイダンス文書やテストガイドラインの策定・改訂、コーデックス委員会による残留農薬に関する国際規格の設定等の議論に関して、技術的知見を提供する。</p> <p>(イ) OECD GLP作業部会に出席し、GLP制度の見直し等に関する議論に対応する。</p> <p>(ウ) 国際農薬分析法協議会(C</p>	<p><定性的指標></p> <p>◇ 技術的知見の提供</p> <p>ただし、標準品の入手や供試生物の育成等に要した期間を処理期間から除外することが妥当と判断される場合には、処理期間に含まないものとする。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>イ 農薬取締法に基づく立入検査において集取した農薬18点の分析結果については、全て集取後60業務日以内に報告した。</p> <p>【処理率100% (18/18)】</p> <p>⑤ 農薬の登録審査に附帯する業務</p> <p>ア 農薬行政の国際調和の推進に貢献するため、次の取組を行った。</p> <p>(7) OECDで検討されているガイダンス文書の草案等に関して、技術的な観点からの検討を行い、結果を農林水産省に提出した。</p> <p>(イ) OECD GLP作業部会については、専門家2名を第33回会合に出席させ、GLPの国際調和に関する議論に参加させた。</p> <p>(ウ) 国際農薬分析法協議会(CIPAC)については、専門家2</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり、農薬行政の国際調和に貢献するため、国際的な議論に関して技術的知見の提供を行うとともに、OECD等の国際会議にも派遣対応しており、目標の水準を満たしている。</p>

	IPAC) に出席し、農薬の分析法等検討の議論に参加する。		名を第62回会合に出席させ、分析法等の検討の議論に参加させた。	
イ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録審査の質の向上等に資するため、次の取組を行う。 (ア) 農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量	イ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録審査の質の向上等に資するため、次の取組を行う。 (ア) 農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量	<定性的指標> ◇ 結果報告	<主要な業務実績> イ 農林水産省と連携しつつ、次の取組を行った。 (ア) 農林水産省の要請に基づき、農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量については、都道府県から送付された蜜蜂試料19件については、都道府県から送付された蜜蜂試料19件については、農薬の定量分析を行い、分析結果を農林水産省に報告した。なお、対象とする農薬を、31種から35種に増やして分析を行った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり、農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量結果を報告しており、目標の水準を満たしている。
(イ) OECDにおける検討状況を踏まえた蜜蜂への影響に関する新たなデータ要求及び評価法の検討	(イ) OECDにおける検討状況を踏まえた蜜蜂への影響に関する新たなデータ要求及び評価法の検討	<定性的指標> ◇ 技術的知見の提供	<主要な業務実績> (イ) 農林水産省の要請に基づき、蜜蜂への影響評価に関する諸外国の状況を把握するため、欧州及び米国で発表された評価書等を収集、解析し、その内容等技術的知見を農林水産省に提供したほか、これまでの検討成果である蜜蜂への影響評価法(案)や当該評価法に基づくリスク評価シミュレーション結果のアップデートを行い、随時、農林水産省に提供した。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 平成29年度以前も含め、技術的知見(諸外国における蜜蜂影響評価に係る情報解析結果、暴露量推定法(案)と妥当性検証結果、影響評価法原案、リスク評価の考え方、評価シミュレーション結果、等)を農林水産省へ提出するとともに農林水産省における評価法検討を支援してきた。これらを元に最終的にとりまとめられた蜜蜂影響評価法(案)が、専門家により評価法の検討を行う「農薬の蜜蜂への影響評価法に関する検討会」(農林水産省が平成30年12月及び平成31年1月に開催)において審議、成案化され、同3月に開催された農業資材審議会農薬分科会において、新たな蜜蜂への影響評価法として了承された(2019年5月時点、農林水産省においてパブリックコメント募集中。) これらの作業を進めるにあたり、人的時間的制約が極めて大きく、高度な対応を数多く迅速に処理する必要から、専属担当者を配置することとした。専属担当者の作業時間を確保するため、立入検査等業務の要員やスケジュール等を農薬検査部全体で調整するとともに、担当課における業務の配分見直しを行った。また、専属担当者の出張用務は複数を集約するなどして作業効率化を図った。その結果、専属担当者が極めて緊密に農林水産省と連絡調整を行って手戻りのない確実な進捗を図るとともに、学術機関や試験研究機関への現地調	<評定と根拠> 評定：A 根拠：計画のとおり、諸外国の状況を踏まえた蜜蜂への影響評価方法の検討のための技術的知見を提供したことに加え、成果は農林水産省での検討の基礎資料となるとともに、新たな制度の運用に直結する重要な成果が得られていることから、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

<p>(ウ) 農薬の作業者一日許容量 (AOEL) 及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の導入に向けた検討</p>	<p>(ウ) 農薬の作業者一日許容量 (AOEL) 及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の導入に向けた検討</p>	<p><定性的指標> ◇ 技術的知見の提供</p>	<p>査、農林水産省が実施した農薬製造事業者への聞き取り調査への参加等、あらゆる機会を捉えて効率的・積極的に情報収集を行うことができた。 こうした創意工夫により、要請に対し限られた期間で質の良い成果を提供することができた。</p>	
			<p><主要な業務実績> (ウ) 農林水産省の要請に基づき、農薬の作業者一日許容量(AOEL (反復影響を評価する農薬使用者曝露許容量) に加えてAAOEL (急性影響を評価する農薬使用者曝露許容量))及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の導入に向けた検討のため、欧州、米国等諸外国の評価手法を調査した結果を随時技術的知見として提供したほか、農薬の作業者一日許容量 (AOEL及びAAOEL) の設定における考え方(案)、経皮吸収率の評価法(案) 及び防護装備の防護率デフォルト値(案)を作成し、農林水産省に提供した。</p> <p>【特筆事項等について (創意工夫等)】 平成29年度以前も含め、技術的知見(諸外国における使用者影響評価に係る情報解析結果、AOEL及びAAOEL設定の考え方(案)、経皮吸収率の評価法(案)、防護装備の防護率デフォルト値(案)、ハザード評価法(案)、等)を農林水産省へ提出するとともに農林水産省における評価法検討を支援してきた。これらを元に最終的にとりまとめられた農薬使用者への影響評価法(案)が、専門家により評価法の検討を行う「農薬使用者への影響評価法に関する検討会」(農林水産省が平成30年12月及び平成31年2月に開催)において審議、成案化され、同3月に開催された農業資材審議会農薬分科会において、新たな農薬使用時安全性評価法として了承された(2019年5月時点、農林水産省においてパブリックコメント募集中)。 これらの作業を進めるにあたり、人的時間的制約が極めて大きく高度な対応を数多く迅速に処理する必要から、専属担当者を配置することとした。専属担当者の対応円滑化の作業時間を確保するため、立入検査等の要員やスケジュール等を農薬検査部全体で調整を行った。また、担当課の従来業務について、35項目に至る毒性試験成績のテストガイドラインへの適合性を確認するためのチェックリストの見直し、他省庁評価機関への評価資料の送付手順の簡素化等、可能な限りの効率化を図った。その結果、専属担当者が極めて緊密に農林水産省と連絡調整を行って手戻りのない確実な進捗を図るとともに、必要な情報収集と解析作業を十分に行うことができ</p>	<p><評定と根拠> 評定：A 根拠：計画のとおり、農薬の作業者一日許容量及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の導入に向けた検討のための技術的知見を提供したことに加え、成果は農林水産省での検討の基礎資料となるとともに、新たな制度の運用に直結する重要な成果が得られていることから、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>

<p>(エ) 作物群全体で農薬登録できる仕組みを導入するに当たり、農薬の残留しやすさや形態の類似等をもとに分類案を検討するとともに、作物残留試験及び薬効薬害試験を実施する各作物群の代表作物及び必要な試験例数等を検討。</p>	<p>(エ) 作物群全体で農薬登録できる仕組みを導入するに当たり、農薬の残留しやすさや形態の類似等をもとに分類案を検討するとともに、作物残留試験及び薬効薬害試験を実施する各作物群の代表作物及び必要な試験例数等を検討。</p>	<p><定性的指標> ◇ 技術的知見の提供</p>	<p>た。 こうした創意工夫により、要請に対し限られた期間で質の良い成果を提供することができた。</p> <p><主要な業務実績> (エ) 作物群での農薬登録の導入に向けて、農林水産省が提案した野菜類、きのこ類、穀類における作物分類案及び代表作物の案について意見照会を受けて随時検討を行い、その結果を農林水産省に提供した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり、作物群での農薬登録の導入に関する技術的知見を提供しており、目標の水準を満たしている。</p>
<p>(オ) 再評価の開始に向けて、申請者からの事前相談への対応及び我が国の試験要求の見直し等の検討</p>	<p>(オ) 再評価の開始に向けて、申請者からの事前相談への対応及び我が国の試験要求の見直し等のための検討</p>	<p><定性的指標> ◇ 技術的知見の提供</p>	<p><主要な業務実績> (ウ)① 申請者からの事前相談への対応 12月の再評価制度導入に伴い事業者から農林水産省へ寄せられる事前相談への対応に資するため、農林水産省との役割分担や対応体制について検討し農林水産省へ報告した。 農林水産省から検討依頼があった事前相談について情報の管理を行うとともに内容について検討し、結果を農林水産省へ報告するとともに、農林水産省と連携して事業者に対応した。</p> <p>② 我が国の試験要求の見直し等のための検討 平成30年6月15日付で農薬取締法が改正され12月1日に施行された中、新たな農薬登録制度の設計のための検討に資するため、農林水産省の要請に基づき、農林水産省と連携しながら次の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正法施行後の登録審査の全体の運用体制に必要な政省令等の改正案の作成に必要な技術的知見の提供 ・改正農薬取締法に基づく審査体制の検討 ・農薬原体の立入検査マニュアル案の作成 ・薬効薬害試験のデータ要求見直しにより安全性に影響を与えない範囲での試験要求の緩和に必要な技術的知見の提供 ・再評価対象有効成分の優先度区分(約600有効成分に係る再評価の15年間の実施行程の基礎)に関する情報の集約・整理 ・再評価申請に係る製剤ドシエ(試験成績を含む全提出資料の様式と構成を定めたもの)案の作成 ・新たな農薬登録情報システム構築の検討 ・テストガイドライン(各試験の実施方法を定めた通知 	<p><評定と根拠> 評定：A 根拠：計画のとおり、事業者から寄せられる事前相談への対応への役割分担や対応体制について検討し、農林水産省と連携して事業者に対応したことに加え、我が国の試験要求の見直し等に係る検討については、創意工夫を行いつつ積極的に膨大かつ広範囲にわたる作業に取り組み、農薬登録制度の見直しの検討に寄与するなど行政上の重要政策課題へ貢献した。以上のことから、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>

			<p>類)の統合整理作業と見直しによる改正案作成、パブリックコメントの回答案の作成に必要な技術的知見の提供等</p> <p>【特筆事項等について（創意工夫等）】</p> <p>新たな農薬登録制度の設計に資するための作業は複雑かつ膨大であること、制度見直しの一環として平成29年度から先行している新たな業務(原体規格設定やジェネリック農薬に係る問合せ対応、家畜残留試験成績審査等)にも対応しながら着実かつ迅速に行う必要があることから、可能な限り作業効率化を行い対応した。具体的には農林水産省との頻繁な打合せと連絡調整、立入検査・GLP調査など出張業務に係る部全体での要員配置やスケジュール調整等により作業加速を図った。</p> <p>検討の成果として、改正法と同日付で各政省令及びGLP関係通知が施行され、テストガイドライン関係通知類が段階的に改正されるとともに、統合整理された新通知が4月1日付で施行された。通知類は、改正法第2条関係の施行に伴い6月に再改正される見込みであり、農林水産省において検討中の他の取組事項と併せ、引き続き農林水産省と緊密に連携しながら対応しているところ。</p> <p>このような膨大かつ広範囲にわたる作業を、効率化の工夫を行いながら短時間で行い、農薬登録制度の見直しに寄与したものと考えられる。</p>	
(カ) 農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集及び整理	(カ) 農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集及び整理	<p><定性的指標></p> <p>◇ 技術的知見の提供</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(カ) 農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見として、原体規格設定の国際的な規制の動向について情報を収集して、農林水産省に提供した。</p> <p>また、評価手法確立のための検討として、当初予定外の追加指示のあった事項（動物試験削減の観点から眼刺激・皮膚刺激・皮膚感作試験のin vitro試験法導入の検討）も含め情報を収集し、農林水産省に提供した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり、農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見を収集・整理して提供しており、目標の水準を満たしている。</p>
⑥ 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、「農産物安全対策業務の実施について」（平成15年8月4日付け15消安第424号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、野菜、果	⑥ 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、「農産物安全対策業務の実施について」（平成15年8月4日付け15消安第424号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、農産物に	<p><定量的指標></p> <p>◇ 標準処理期間内（40業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／指示件数） ただし、分析値</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑥ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農林水産省の実施計画に基づき、農産物に係る農薬の使用状況の調査点検を実施するとともに、当該農産物に係る農薬の残留状況の調査分析をFAMIC各地域センター等間で試料の集約化等をしつつ適切な精度管理の下で行い、調査点検・分析結果については、476件全て農薬の使用状況調査点検実施日から40業務日以内に農林水産省へ報告した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

<p>実、米穀等の農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況についての調査分析等を実施し、農薬の使用状況の調査点検日から40業務日以内に結果を地方農政局等に報告する。</p>	<p>係る農薬の使用状況の調査点検等を適切に実施するとともに、農産物中の農薬の残留状況の調査分析を適切な精度管理の下での確かつ速やかに実施し、農薬の使用状況調査点検実施日から40業務日以内に結果を地方農政局等に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。その際、標準処理期間内に処理を完了させるため必要に応じて分析を行うFAMIC各地域センター等間で試料の集約化等を行う。</p>	<p>が残留農薬基準の50%を超えた場合等に行う再分析に要した期間は、処理期間に含まないものとする。</p>	<p>(表1-1-(2)-2参照) 【処理率100%(476/476)】</p>		
<p>⑦ 調査研究業務 農薬の検査等に関する調査研究については、登録審査業務遂行に必要な技術力の向上及び残留農薬の調査に必要な分析技術の効率化を目的として、農薬の人畜・環境への影響に関する課題、農薬等の品質・薬効等に関する課題、残留農薬の分析に関する課題を少なくとも7課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。</p>	<p>⑦ 調査研究業務 農薬の検査等に関する調査研究については、登録審査業務遂行に必要な技術力の向上及び残留農薬の調査に必要な分析技術の効率化を目的として、次の課題のいずれかに関わる課題を少なくとも7課題以上選定し、実施する。 (7) 農薬の人畜・環境への影響に関する課題 (イ) 農薬等の品質・薬効等に関する課題 (ウ) 残留農薬の分析に関する課題 また、調査研究の結果について、外部有識者を含めた委員会を年1回開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。</p>	<p><定性的指標> ◇ 調査研究業務の実施状況</p>	<p><主要な業務実績> ⑦ 農薬の検査等に関する調査研究について7課題を実施した。その成果について外部有識者を含めた委員会（平成31年2月22日開催）において、調査研究課題毎に評価を受けた。（別紙「調査研究課題一覧」参照） 調査研究の推進に当たっては、農林水産省との綿密な調整と外部有識者の助言を踏まえて課題を設定した。また、部内関係者から成る推進委員会を複数回開催し、的確な進捗管理を行い効率的に実施した。 また、調査研究業務で得られた成果を冊子「調査研究報告」に取りまとめ関係諸機関に送付するとともに、公開調査研究発表会（平成30年11月21日）を開催し、成果の普及に努めた。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：農薬の検査等に関する調査研究については目標課題数を満たすとともに適切に実施されたと評価を受け、計画における所期の目標を達する成果が得られていると認められる。</p>	

4. その他参考情報

様式 3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成30年度自己評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(3)	飼料及び飼料添加物関係業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第7号から第10号まで並びに第2項第5号及び第6号 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。） 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省30-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数／要請件数）	100% (2/2)	100% (4/4)	100% (3/3)	100% (6/6)			予算額（千円）	778,352	795,959	866,989	887,584
② 飼料等の立入検査業務（立入検査報告）	25業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／立入検査件数）	100% (566/566)	100% (565/565)	100% (529/529)	100% (443/443)			決算額（千円）	709,604	699,979	810,827	864,092
② 飼料等の立入検査業務（製造設備、製造方法等の検査）	実施率	100%（実施件数／440件）	107% (566/530)	112% (565/505)	106% (529/500)	101% (443/440)			経常費用（千円）	870,782	857,203	852,981	913,615
② 飼料等の立入検査業務（大臣確認検査）	実施率	100%（処理件数／申請受付件数）	100% (164/164)	100% (117/117)	100% (150/150)	100% (97/97)			経常利益（千円）	7,474	39,295	18,349	13,365
③ 愛玩動物用飼料の立入検査業務（立入検査報告）	30業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／立入検査件数）	100% (61/61)	100% (60/60)	100% (61/61)	100% (61/61)			行政サービス実施コスト（千円）	921,608	885,957	857,427	918,716
④ア 安全性確保に関する検査等業務（飼料試験結果報告）	15業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／収去件数）	100% (704/704)	100% (719/719)	100% (626/626)	100% (541/541)			従事人員数	76	74	76	80
④イ 安全性確保に関する検査等業務（愛玩動物用飼料試験結果報告）	20業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／集取件数）	100% (34/34)	100% (28/28)	100% (25/25)	100% (23/23)							
④ウ 安全性確保に関する検査等業務（基準・規格等の妥当性調査）	実施率	100%（達成件数／要請件数）	100% (11/11)	100% (9/9)	100% (10/10)	100% (5/5)							
④ウ 安全性確保に関する検査等業務（試験法等の開発等）	実施率	100%（達成件数／要請件数）	100% (1/1)	100% (1/1)	100% (9/9)	100% (9/9)							
④ウ 安全性確保に関する検査等業務（飼料等の検査）	1,600点以上	100%（実施件数／1,600点）	148% (2,362/1,600)	114% (1,831/1,600)	107% (1,705/1,600)	102% (1,636/1,600)							
④ウ 安全性確保に関する検査等業務（愛玩動物用飼料の検査）	実施率	100%（実施件数／100点）	—	118% (118/100)	115% (115/100)	113% (113/100)							

④ウ 安全性確保に関する検査等業務（耐性菌発現モニタリング調査）	実施率	100%（実施件数／要請件数）	報告書を農林水産省へ1回提出	100% (1/1)	100% (1/1)	100% (1/1)	
⑤ 検定等関係業務（飼料添加物の検定申請）	20業務日以内	100%（標準処理期間内処理件数／申請件数）	100% (182/182)	100% (192/192)	100% (152/152)	100% (126/126)	
⑤ 検定等関係業務（登録検定機関調査）	実施率	100%（調査件数／依頼件数）	100% (6/6)	100% (2/2)	100% (1/1)	100% (5/5)	
⑥ア 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（抗菌剤GMPガイドライン及びGMPガイドライン適合確認申請検査）	50業務日以内	100%（期間内に処理した件数／申請件数）	100% (39/39)	100% (55/55)	100% (56/56)	100% (73/73)	
⑥イ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（センター確認）	実施率	100%（処理件数／申請受付件数）	100% (16/16)	100% (26/26)	100% (47/47)	100% (19/19)	
⑥ウ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（特定飼料等製造業者及び規格設定飼料製造業者）	特定飼料等製造業者：50業務日以内 規格設定飼料製造業者：40業務日以内	100%（標準処理期間内処理件数／申請受付件数）	実績なし	実績なし	100% (2/2)	100% (1/1)	
⑥エ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（輸出証明検査）	実施率	100%（実施件数／依頼件数）	100% (25/25)	100% (18/18)	100% (20/20)	100% (22/22)	
⑥オ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（エコフィード及びUCオイル検査）	実施率	100%（実施件数／依頼件数）	100% (32/32)	100% (2/2)	100% (3/3)	100% (5/5)	
⑥カ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（飼料製造管理者認定講習会）	年1回以上	—	1回開催	1回開催	1回開催	1回開催	
⑥キ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（GMPガイドラインの研修）	実施率	100%（開催回数／6回）	100% (12/12)	100% (6/6)	100% (6/6)	117% (7/6)	
⑦ OIE関係業務	情報の収集・発信、技術協力等の実施	—	3回	3回	情報の収集・発信：4回 技術研修：1回	情報の収集・発信：2回	
⑦ OIE関係業務	報告書の提出	—	報告書をOIEへ提出	報告書をOIEへ提出	報告書をOIEへ提出	報告書をOIEへ提出	
⑧ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	—	2件	2件	1件	2件	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
<p>(3) 飼料及び飼料添加物関係業務</p> <p>飼料関係業務について、飼料安全法に基づき、飼料の安全性を確保するとともに品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与するため、以下のとおり検査等業務を行う。</p> <p>また、愛玩動物用飼料の検査等について、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号以下「ペットフード安全法」という。）に基づき、愛玩動物用飼料の安全性の確保を図り、愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与するため、以下のとおり検査等業務を行う。</p>	<p>(3) 飼料及び飼料添加物関係業務</p> <p>飼料及び飼料添加物関係業務の実施に当たっては、分析技術の進歩等に伴う試験法の点検・改良、GMP適合確認業務の信頼性確保等について、的確な情報収集及び効率的な作業分担等の創意工夫や体系的な教育訓練を通じた職員の能力向上等を図り、合理的かつ効果的に取り組むものとする。</p>	<p><定量的指標></p> <p>○ 飼料及び飼料添加物関係業務</p> <p>中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：◇小項目1（項目）×4点（S）＋小項目2（項目）×3点（A）＋小項目21（項目）×2点（B）＝52点</p> <p>B：基準点（48）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（52）＜基準点（48）×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p> <p><業務の評価></p> <p>指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、農林水産省からの数多の緊急要請業務への対応、安全性確保に関する検査等業務でのISO/IEC17025(2005)認定取得、増加するGMPガイドライン適合確認業務への合理的な見直しなどにおいて、FAMICが有する知見や技術を活かして創意工夫に努め、主体的な取組を行ったことにより効果的かつ効率的に成果を挙げ、飼料等の安全確保に寄与した。</p>		<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>
<p>① 農林水産省からの緊急要請業務</p> <p>農林水産省から緊急に要請をした業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>① 農林水産省からの緊急要請業務</p> <p>農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇ 実施率：100%</p> <p>（報告件数／要請件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 農林水産省からの緊急要請を受けて次の業務を実施した。</p> <p>【実施率100%（6/6）】</p> <p>ア EU向けモニタリング検査において肥育牛の尿からタレラノールが検出され、飼料安全法に基づく安全を確認することから、当該農家に給与又は保管していた飼料（14点）及び当該農家に稲わらを販売した業者で保管していた稲わら（3点）について、その前駆体であるゼアラレノンを含むかび毒の分析要請があり、その結果を農林水産省に報告した。</p> <p>イ 粗たん白質含量の欺瞞剤として用いられ家畜等に健康被害を与える可能性のあるシアヌル酸が養殖水産動物用配合飼料から高濃度で検出された事案を受け、原因究明等のための緊急要請があり、地域センターと連携して現地検査及び調査、原因究明等のための分析を迅速に実施し、その結果を農林水産省に報告した。</p> <p>ウ 飼料中のシアヌル酸等のモニタリングを行うための新たな分析法の確立が急務であったことから、メラミン及びシアヌル酸の同時分析法の緊急妥当性確認に係る検討要請があり、シアヌル酸の個別法としての分析法を開発し、その結果を農林水産省に報告した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：S</p> <p>根拠：農林水産省からの緊急要請を昨年度の倍の6件実施して報告実施率は100%であることに加え、特にシアヌル酸混入事案に係る現地調査及び分析において迅速に対応し、汚染飼料の流通拡大の阻止に貢献したこと、モニタリング用の分析法確立のための緊急妥当性確認に係る検討において、体制等を整えて短期間で農林水産省に結果報告したことでシアヌル酸のリスク管理が可能となり、飼料の安全確保に寄与したこと、さらに、食</p>	

- エ 農林水産省の薬剤耐性菌モニタリング事業で分離された腸球菌について、保存菌株からの腸球菌の再分離・性状確認・薬剤感受性試験・PCRによる耐性遺伝子等の確認の要請があり、その結果を農林水産省に報告した。また、併せて事業の委託業者による試験結果の妥当性を確認するため、委託業者と同様の試験を実施し、その結果を報告した。
- オ 農林水産省が実施した平成30年度愛玩動物用飼料の分析法検討等委託事業において、ペットフード（犬猫用おやつ製品）から分離されたサルモネラについて血清型の同定の要請があり、その結果を農林水産省に報告した。
- カ 食品残さを利用して飼料を製造する事業場に対して、家畜伝染病の発生子防及びまん延防止の観点から、製造方法等の実態調査の要請があり、調査票による調査結果を報告した。さらに現地調査の緊急要請があり、その結果を報告した。

【特筆事項等について（創意工夫等）】

上記イのシアヌル酸混入に係る調査においては原因究明とともに、家畜等の被害防止の観点から出荷先等への追跡調査も早急に実施する必要があった。このため、各地域センターと連携し調査の必要な全国の事業場に対し短期間で立入調査を実施するとともに、原因究明のための分析用サンプルについては空輸を利用した手渡しによる輸送や郵送時にさいたま新都心郵便局留にして時間外での受け取りを可能にする等により、サンプル受入れまでの時間短縮を図った。分析は、結果判明まで最短で2日かかることから、サンプル数に合わせて分析者数を変更して受入れの都度すぐに分析を開始して休日出勤を含めて迅速に対応し、受入れから最大3日以内にすべての結果を報告した（計15回、127サンプルを受入れ、再分析を含めて141点分析。）。これらの対応によりシアヌル酸混入の原因が早急に解明され、また家畜等の健康被害の発生も防止された。

上記ウのシアヌル酸分析法の開発も短期間での対応が求められたことから、後述のISO/IEC 17025(2005)認定取得への対応がある中で開発担当チームを組織し開発に専念させるとともに、他業務への影響を最小限にするため各地域センターと連携し業務の組み替え（検討のための文献調査、調査研究課題の組み替え・担当センターの変更、本部担当のルーチン分析の一部分担）を行うなど効率的に実施した。これらの対応によりシアヌル酸分析法は約4か月で精度確認まで完了した。

これらの取組により、事案の原因究明と早期の全容解明に寄与し、シアヌル酸混入飼料の流通拡大を阻止することにより家畜等

品残さ等利用飼料製造事業場への製造方法等の実態調査において確実に決められた期日までに終了するよう効率的な進捗管理を行い、農林水産省に調査結果を報告したことで、豚コレラ等の感染リスクの低減に寄与したことから計画における所期の目的を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

			<p>の健康被害発生防止に寄与した。また、シアヌル酸の試験法については飼料分析基準検討会（平成31年2月27日開催）において評価を受け、単一試験室により妥当性を確認した試験法を確立した。</p> <p>上記カの国内での豚コレラ発生、アジアでのアフリカ豚コレラまん延の状況に鑑み、農林水産省から、食品残さ等利用飼料（エコフィード）製造事業場のうち肉及び肉製品を原料として扱っている事業場への緊急的な立入調査の実施要請があり、これを受けて2週間以内に全国の54事業場において原料や製造工程（加熱状況、記録、交差汚染対策等）の状況等を実地に確認した。</p> <p>実施にあたり、想定される防疫上の留意点を含む調査内容のポイント等について農林水産省と密に協議しながら注意事項及びチェックリストを作成して検査職員に周知した。また、立入調査の記録については速やかにグループウェア上に掲載するようにして検査職員の現地での確認内容等に差がでないよう共有化を図った。</p> <p>この結果、目立った混乱もなく指示のあった事業場に対して期限内に調査を終了し、速やかに調査結果を農林水産省へ報告した。</p>	
<p>② 飼料等の立入検査等業務</p> <p>飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査等として行う次に掲げる検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p> <p>ア 飼料の安全性の確保を図るため、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造方法等の検査を実施する。</p> <p>イ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、動物由来たん白質及び動物性油脂の製造事業場及び輸入業者の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認し、</p>	<p>② 飼料等の立入検査等業務</p> <p>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）第57条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い製造設備及び製造方法等の検査を440件以上、牛海綿状脳症の発生防止に係る動物由来たん白質及び動物性油脂の製造事業場及び同輸入業者の検査等について、製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施するとともに、立入検査等の業務進行管理を適切に行い、立入検査の結果を立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇ 標準処理期間内(25業務日以内)の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／立入検査件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>② 飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、立入検査443件について、25業務日以内に全て農林水産大臣に報告した。</p> <p>（表1-1-(3)-1参照）【処理率100% (443/443)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
		<p><定量的指標></p> <p>◇ 実施率：100%（実施件数／440件）</p>	<p>ア 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染、反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入並びに抗菌性物質に関する基準・規格等を逸脱した飼料及び飼料添加物による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を443件実施した。検査においては飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン等への対応状況等についても確認を行い、必要に応じて製造・品質管理の高度化に係る技術的指導を行った。</p> <p>【実施率101% (443 (立入検査数) / 440)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等に対する実施率は101%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
		<p><定量的指標></p> <p>◇ 実施率：100%（処理件数／申請受付件数）</p>	<p>イ 農林水産大臣の確認を要する動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場並びに輸入業者の検査を実施し、製造基準等への適否を確認し農林水産大臣に報告するとともに、確認を受けた製造事業場名及び輸入業者名等をホームページで公表した。</p> <p>【実施率100% (97/97)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場並びに輸入業者への検査等に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達</p>

その結果を公表する。			成している。	
<p>③ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務</p> <p>ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後30業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>③ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務</p> <p>愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。)第13条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施するとともに、立入検査等の業務の進行管理を適切に行い、立入検査の結果を立入検査終了後30業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇ 標準処理期間内(30業務日以内)の処理率:100%(標準処理期間内報告件数/立入検査件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>③ ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、立入検査61件について30業務日以内に全て農林水産大臣に報告した。 【処理率100%(61/61)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定: B</p> <p>根拠: 標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>④ 安全性確保に関する検査等業務</p> <p>ア 飼料等の安全確保を図るため、飼料安全法第57条の規定に基づく収去品(第56条の規定によるものを含む。)の試験結果は試験が終了した日から15業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>④ 安全性確保に関する検査等業務</p> <p>ア 飼料等の安全確保を図るため、飼料安全法第57条の規定に基づく収去品(第56条の規定によるものを含む。)の試験等を実施し、試験結果は試験が終了した日から15業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p> <p>なお、収去品の試験の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇ 標準処理期間内の処理率:100%(標準処理期間内報告件数/収去件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>④ア 飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査における収去品541件の試験結果は、試験が終了した日から15業務日以内に全て農林水産大臣に報告した。(表1-1-(3)-1参照) 【処理率100%(541/541)】</p> <p>【特筆事項等について(創意工夫等)】</p> <p>畜産物の輸出促進のため、農林水産省からの強い要請もあり、飼料の安全確保のための試験検査がISO/IEC 17025(2005)認定を取得している試験所で実施されていることを早急に示す必要があった。そこで「とうもろこし中のかび毒16種の定量試験」と次いで「飼料の動物由来DNAの検出試験(PCR)」の2つの試験について早期のISO/IEC 17025(2005)認定の取得に向けて以下の取組を行った。</p> <p>かび毒試験については、平成29年度から既存のシステム(OECD-GLPIに準拠したもの)をベースとして進めていた自己適合宣言を有効活用し、早期の認定取得ができるよう工程管理を見える化し、不足する手順書等を整備し運用した。また、認定取得済みの他機関との積極的な情報交換や直前の模擬審査を行い、本審査に向けて効率的かつ効果的な審査対応をして緊急分析業務もある中で要請から約4ヶ月で認定を取得した。PCR試験においては農林水産省からの追加要請であったため、同様な取組をしたほかに担当者が専念できるよう部門一丸となってサポート体制を築いた。また、分析業務を地域センターで分担したことにより、追加要請から約4ヶ月で認定範囲の拡大審査を受け、認定を取得することができた。</p> <p>これらの取組により、飼料の試験検査における分析の信頼性の向上を対外的にアピールできるようになった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定: A</p> <p>根拠: 標準処理期間内の処理率は100%であることに加え、農林水産省からの要請もあり、かび毒試験及びPCR試験についてISO/IEC17025(2005)認定の早期取得に向けた取組を行い、飼料の試験検査における分析の信頼性の向上が対外的にアピールでき、飼料の安全性を通じた畜産物の信頼性向上と輸出促進へ貢献したことから計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>

<p>イ 愛玩動物用飼料の安全確保を図るため、ペットフード安全法第13条の規定に基づく集取品（第12条の規定によるものを含む。）の検査結果は検査が終了した日から20業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>イ 愛玩動物用飼料の安全確保を図るため、ペットフード安全法第13条の規定に基づく集取品（第12条の規定によるものを含む。）の検査結果は検査が終了した日から20業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p> <p>なお、集取品の検査の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。</p>	<p><定量的指標> ◇ 標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／集取件数）</p>	<p><主要な業務実績> イ ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査における集取品23件の試験結果は、試験が終了した日から20業務日以内に全て農林水産大臣に報告した。 【処理率100% (23/23)】</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>ウ 飼料安全法第3条及びペットフード安全法第5条の基準及び規格の設定に資するため、飼料及び愛玩動物用飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる検査等を実施する。</p> <p>(ア) 農林水産省が行う飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、それらの基準・規格及び検討資料の妥当性の調査並びに飼料分析基準に関する試験法等の開発及び改良を農林水産省の要請に応じて実施する。また、愛玩動物用飼料等の検査法の制定に関する試験等の開発及び改良を、農林水産省の要請に応じて実施する。</p>	<p>ウ 飼料安全法第3条及びペットフード安全法第5条の基準及び規格の設定に資するため、飼料及び愛玩動物用飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる検査等を実施する。</p> <p>(ア) 飼料等及び愛玩動物用飼料の基準・規格の設定に資するため農林水産省の要請に応じて次の取組を行う。</p> <p>a 飼料等の基準・規格及び検討資料の妥当性の調査並びに飼料分析基準に関する試験法等の開発及び改良。</p>	<p><定量的指標> ◇ 基準規格等の妥当性調査実施率：100%（達成件数／要請件数）</p>	<p><主要な業務実績> ウ 飼料安全法第3条及びペットフード安全法第5条の基準及び規格の設定に資するため、以下を実施した。</p> <p>(ア) 農林水産省より要請のあった飼料等及び愛玩動物用飼料の基準・規格及びその検討資料の妥当性の調査並びに飼料分析基準に係る試験法等の開発及び改良について次のとおり実施した。</p> <p><基準・規格等の妥当性調査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィターゼの成分規格設定案について、内容を検証し、結果を農林水産省に報告した。 ・飼料添加物試験法の全面改正に向けた検証として、省令に掲載されている飼料添加物試験法の中で、業者から要望のあったアピラマイシン、ナラシン及びモネンシンナトリウムの試験法の代替法の確認及び通知にするための原案の作成依頼があり、代替法の確認結果及び通知にするための原案を中間報告の形で農林水産省に報告した。 ・安息香酸を新規指定するために、農業資材審議会に提出する動物試験データの信頼性を確認するため、当該動物試験を実施した試験施設に対して、農林水産省消費・安全局長の指示に基づき、飼料添加物GLPに準拠して試験が行われたかどうかの査察を実施し、結果を農林水産省に報告した。 <p>以上の結果は、農林水産省が開催する農業資材審議会の飼料添加物の基準・規格の設定等の審議又は説明資料とされ、基準・規格の設定に資する目的を達成した。 【妥当性調査実施率100% (5/5)】</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：基準・規格等の妥当性調査の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

			飼料添加物の基準・規格の新規設定に係る検討資料の妥当性調査に当たっては、短期間での報告を求められたため、担当者が調査に専念できるよう業務分担を行い、集中的かつ短期間に実施した。また、飼料添加物GLP査察の実施に当たっては、GLP査察経験の豊富な農薬検査部の協力を得て行った。	
	b 愛玩動物用飼料等の検査法の制定に関する試験法等の開発及び改良	<p><定量的指標></p> <p>◇ 試験法等の開発等実施率：100% (達成件数/要請件数)</p>	<p><試験法の開発等></p> <p>・飼料分析基準に関する試験法等（7課題）及び愛玩動物用飼料等の検査法の制定に関する試験法等（2課題）に係る開発及び改良を実施し、外部有識者（11名）を含めた飼料分析基準検討会（平成31年2月27日開催）において、その成果及び飼料分析基準等への適用可否について評価を受けた上でいづれも了承され、結果を農林水産省に報告した。このうち、飼料用稲中のフェリムジンの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による定量法の確立及び飼料中のシアヌル酸の液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による定量法の確立については、検討会において高い評価を得た。</p> <p>（表1-1-(3)-2参照）</p> <p>【試験法等の開発等実施率100% (9/9)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：試験法等の開発等の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
(イ) 農林水産省が策定する「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づき実施するもの。他、飼料等中の飼料添加物の基準・規格適合、有害物質の基準適合、病原微生物の基準・規格適合、肉骨粉等の分析・鑑定、遺伝子組換え体及び放射性セシウムの検査は、過去の検査結果等を踏まえ、延べ1,600点以上のサンプルについて実施する。	(イ) 農林水産省が策定する「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づき実施するもの。他、飼料等中の飼料添加物の基準・規格適合、有害物質の基準適合、病原微生物の基準・規格適合、肉骨粉等の分析・鑑定、遺伝子組換え体及び放射性セシウムの検査は、過去の検査結果等を踏まえ、延べ1,600点以上のサンプルについて実施する。	<p><定量的指標></p> <p>◇ 実施率：100% (実施件数/1,600点)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(イ) 飼料中の飼料添加物の基準・規格適合検査、農薬、かび毒、有害金属等の有害物質の基準適合検査、病原微生物の基準・規格適合検査、肉骨粉等の分析・鑑定のモニタリング検査については、サーベイランス・モニタリング計画により実施したものを含ま実施した。</p> <p>（表1-1-(3)-3参照）</p> <p>【実施率102% (1,636/1,600)】</p> <p>モニタリング検査結果については、事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表した。このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況については、四半期ごとに取りまとめてホームページで公表した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：飼料のモニタリング検査の実施率は102%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>なお、飼料等の検査結果は、前年度分を取りまとめ、ホームページに公表する。</p> <p>また、愛玩動物用飼料中の添加物、残留農薬、有害物質等の検査は、過去の検査結果等を踏まえ、100点以上のサンプルについて実施する。</p>	<p>なお、飼料等の検査結果は、前年度分を取りまとめ、ホームページに公表する。</p> <p>また、愛玩動物用飼料中の添加物、残留農薬、有害物質等の検査は、過去の検査結果等を踏まえ、延べ100点以上のサンプルについて実施する。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇ 実施率：100% (実施件数/100点)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>愛玩動物用飼料中の添加物、残留農薬、有害物質等の検査は、過去の検査実績を踏まえた検査項目を選定し、延べ113点のサンプルについて実施した。</p> <p>【実施率113% (113/100)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：愛玩動物用飼料の検査の実施率は113%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
(ウ) 家畜用抗菌性物質等の家畜衛生及び公衆衛生上のリス	(ウ) 家畜用抗菌性物質等の家畜衛生及び公衆衛生上のリス	<p><定量的指標></p> <p>◇ 実施率：100% (報</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(ウ) 耐性菌発現モニタリング調査については、農林水産省が</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p>

<p>ク評価及びリスク管理に資するため、と畜場及び食肉処理場において実施する薬剤耐性菌のモニタリング調査等について、農林水産省からの要請に応じて適切に実施し、その結果を報告する。</p>	<p>ク評価及びリスク管理に資するため、と畜場及び食肉処理場において実施する薬剤耐性菌のモニタリング調査等について、農林水産省からの要請に応じて適切に実施し、その結果を報告する。</p>	<p>告件数／要請件数)</p>	<p>ら平成29年度に農林水産省が外部機関に委託・実施した事業で分離した腸球菌の保管を要請され、適切に保管を実施した。 【実施率100% (1/1)】</p>	<p>根拠：農林水産省の要請に応じて耐性菌発現モニタリング調査で分離した菌株の保管を実施しており、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>⑤ 検定等関係業務 飼料安全法第5条及び第6条の規定に基づき特定飼料等の安全確保を図るため、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、申請を受理した日から20業務日以内に終了する。 また、飼料安全法第27条第1項の規定に基づく登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省の依頼に基づき検定実績のある登録検定機関に対する調査等を実施する。</p>	<p>⑤ 検定等関係業務 飼料安全法第5条及び第6条の規定に基づき特定飼料等の安全確保を図るため、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、進行管理を適切に行い、申請を受理した日から20業務日以内に処理する。 また、飼料安全法第27条第1項の規定に基づく登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省の依頼に基づき次の取組を行う。 ア 検定実績のある登録検定機関に対する調査等を実施するとともに、必要に応じて技術的指導を行う。 イ 登録検定機関の検定業務に係る技術水準を確認するため、共通試料を用いた分析・鑑定結果について、データ解析等を行うとともに、必要に応じて技術的指導を行う。</p>	<p><定量的指標> ◇ 標準処理期間内(20業務日以内)の処理率：100% (標準処理期間内処理件数／申請件数)</p>	<p><主要な業務実績> ⑤ 飼料添加物の検定及び表示の業務については、飼料安全法施行規則等に基づき適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、申請126件について受理した日から20業務日以内に全て処理を行った。 【処理率100% (126/126)】 なお、飼料に係る申請はなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>また、飼料安全法第27条第1項の規定に基づく登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省の依頼に基づき検定実績のある登録検定機関に対する調査等を実施する。</p>	<p>ア 検定実績のある登録検定機関に対する調査等を実施するとともに、必要に応じて技術的指導を行う。 イ 登録検定機関の検定業務に係る技術水準を確認するため、共通試料を用いた分析・鑑定結果について、データ解析等を行うとともに、必要に応じて技術的指導を行う。</p>	<p><定量的指標> ◇ 依頼数に対する調査実施率：100% (調査件数／依頼件数)</p>	<p><主要な業務実績> また、検定実績のある検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、次の業務を実施し、必要な技術的指導を行った。 ア 検定実績のある登録検定機関4機関(5事業所)に対して調査を実施した。 【実施率100% (5/5)】 イ 登録検定機関6機関(7事業所)を対象として共通試料による共同試験を1回実施し、検定業務に係る技術水準を確認した。また、同試験について適正範囲を超えた値を報告した2機関(2事業所)に対して技術的指導を実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：検定機関に対する調査及び技術水準の確認の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>⑥ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる製造・品質管理に関する検査、指導等を実施する。 ア 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質</p>	<p>⑥ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる製造・品質管理の高度化に関する検査、指導等を実施する。 ア 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質</p>	<p><定量的指標> ◇ 申請処理率：100% (期間内に処理した件数／申請件数)</p>	<p><主要な業務実績> ⑥ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等について、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下の取組を実施した。 ア 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」(以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)及び「飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインの制定について」(平成28年4月8日通知改正により当該通知名に変更、以下「GMPガイドライン」という。)に基づく製造基準等への適否の確認の申請に係る検査については、適切な進行管理を行うことにより、申請73件(抗菌剤GMPガイドライン23件、GMPガイドライン50件)について受理し</p>	<p><評定と根拠> 評定：A 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であることに加え、増加するGMP適合確認業務に対して合理化のための見直しにより、要員の負担軽減、さ</p>

管理に関するガイドラインの制定について」(平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)及び「飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインの制定について」(平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知。以下「GMPガイドライン」という。)に基づく申請に応じて、飼料及び飼料添加物の製造事業場における製造基準等への適否の確認検査等を実施し、申請を受理した日からそれぞれ50業務日以内に検査を終了するとともに、その結果を公表する。

管理に関するガイドラインの制定について」(平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)及び「飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインの制定について」(平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知。以下「GMPガイドライン」という。)に基づく申請に応じて、飼料等の製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否の確認の申請に係る検査については、業務の進行管理を適切に行い、申請を受理した日からそれぞれ50業務日以内に検査を終了し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。

た日から50業務日以内に全て処理を行うとともに、確認済み製造事業場についてホームページで公表した。

【処理率100%(73/73)】

GMPガイドライン適合確認業務の信頼性を確保するため、検査要員の育成にあたり、担当職員を対象にISO22000内部監査員養成研修を受講(14名)させた。現地検査にあたっては、経験を積んだ本部の検査要員を全国に派遣して検査の斉一性を確保するとともに、経験の浅い地域センター職員と組合せるなど効果的なOJTを進めた。新規事業場の検査結果に基づく適否の審査判定は本部にてweb会議形式による判定にかかる目合わせを実施し、水準の統一を図った。

【特筆事項等について(創意工夫等)】

平成28年度から開始したGMPガイドライン適合確認業務において年々確認申請数が増加する中で当該業務の円滑な推進と信頼性を確保し、業者のGMPの取組を促進するため以下の取組を実施した。

GMPガイドライン適合確認業務の合理化のための見直しにより他制度(動物用医薬品GMP等)との整合性を図りつつ、マニュアル、チェックリスト及び判断基準等について適合確認業務の効率的な実施が可能となるよう変更した。具体的には、①調査前に準備する申請者のチェックリストとFAMICが現地調査で用いるチェックリストを同一化し、②ガイドラインの必須項目と任意の推奨項目227項目から、適合判定に影響する必須項目のチェック項目101項目に整理し、③ISO22000認定事業場に対するチェック項目を必須項目101項目中31項目に絞り込み、④判定基準としてチェック項目がすべて適合の場合に適合認定としていたものを、チェック項目の適合数が一定水準以上で適合認定することとし、適合性評価機関に対する要求事項を規定した国際規格である「ISO17021 適合性評価—マネジメントシステム審査及び認証を行う機関に対する要求事項」に準拠した品質マニュアルの策定を行った。

これらの取組により、確認申請の更なる増加が見込まれる次年度の適合確認に要する人員、時間の削減、業者の負担軽減及び適合確認業務の公平性確保が可能な実施体制を確立した。さらに、業者が対応すべき事項が明確化されるとともに、適合認定を受けた後にPDCAの考え方による製造管理等の改善を継続的に行うことが推奨されることとなり、完全適合でなくとも申請を行うことが可能となることから、GMPの取組が進み、飼料・飼料添加物の安全確保に資すると期待される。

らには事業者への負担軽減となるよう業務改善を図り、業者のGMPの取組促進に貢献したことから計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

			[参考]過去の申請数 H28：13件、H29：30件、H30：50件	
イ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「ペットフード用及び肥料用肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）に基づき、業者からの申請等により、動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。	イ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「ペットフード用及び肥料用肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）に基づき、業者からの申請等により、動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。	<定量的指標> ◇ 実施率：100% (処理件数/申請受付件数)	<主要な業務実績> イ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から、動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場19箇所からの申請に応じ製造基準等への適否の確認のための検査等を実施し、製造基準に適合すると認められた事業場19箇所をホームページで公表した。 【実施率100% (19/19)】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場の設備、製造・品質管理の方法等に関する検査等の申請に対する処理の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。
ウ 飼料安全法第7条の規定に基づく特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）及び第29条第1項の規定に基づく規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）の登録等に関する調査については、申請を受理した日からそれぞれ50業務日及び40業務日以内に調査を終了する。	ウ 飼料安全法第7条の規定に基づく特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）及び第29条第1項の規定に基づく規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）の登録等に関する調査については、業務の進行管理を適切に行い、申請を受理した日から、それぞれ50業務日及び40業務日以内に調査を終了する。	<定量的指標> ◇ 標準処理期間内(50業務日及び40業務日以内) 実施率：100%（標準処理期間内処理件数/申請受付件数)	<主要な業務実績> ウ 特定飼料等製造事業者の変更登録に係る申請1件について、業務の進捗管理を適切に行い、50営業日以内で終了した。 【実施率100% (1/1)】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。
エ 輸出先国の基準に適合するか等について確認するため、飼料製造業者等の依頼に応じて輸出する飼料等の検査等を「EU域内に輸出するペットフード等の製造事業場の登録実施要領の制定について」（平成18年4月19日付け18消安第640号農林水産省消費・安全局長通知）等に基づき実施し、製造基準等への適否を確認する。	エ 飼料等の輸出に際して、輸出する飼料等が輸出先国の基準に適合するか等について確認するため、飼料製造業者等の依頼に応じ、「EU域内に輸出するペットフード等の製造事業場の登録実施要領の制定について」（平成18年4月19日付け18消安第640号農林水産省消費・安全局長通知）等に基づき検査等を実施し、製造基準等への適否を確認する。	<定量的指標> ◇ 実施率：100% (実施件数/依頼件数)	<主要な業務実績> エ 飼料を海外に輸出する業者からの依頼に基づき、動物検疫所の輸出証明書の発行要件となる肉骨粉等の使用に関する製造基準等への適否の確認のための検査等を22件実施した。 【実施率100% (22/22)】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：輸出飼料に関する製造状況の確認の依頼に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。
オ 食品残さ等利用飼料の安全確保に資するため、「エコフィード認証制度における「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」の遵守状況の確認に関する協力要請について」（平成21年3月6日付け20消安第11555号及	オ 食品残さ等利用飼料の安全確保に資するため、「エコフィード認証制度における「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」の遵守状況の確認に関する協力要請について」（平成21年3月6日付け20消安第11555号及び20	<定量的指標> ◇ 実施率：100% (実施件数/依頼件数)	<主要な業務実績> オ 食品残さ等利用飼料の安全確保のため、申請に基づきその製造基準等への適否を確認するため、エコフィード認証制度に係る確認等の検査5件を実施し、申請者に対して結果を通知した。なお、回収食用油再生油脂に係る確認検査の申請はなかった。 【実施率100% (5/5)】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：エコフィードに関する製造状況の確認の依頼に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成してい

<p>び20生畜第1737号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知)等に基づき実施し、製造基準等への適否を確認する。</p> <p>また、回収食用油再生油脂の安全確保に資するため、「食品の製造・加工又は調理の過程で使用された後に排出される動植物性油脂の飼料利用に係る工程管理及び品質管理等に関する調査業務について」(平成27年6月16日付け27消安第1779号農林水産省消費・安全局長通知)等に基づき実施し、製造基準等への適否を確認する。</p>	<p>生畜第1737号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知)等に基づき実施し、製造基準等への適否を確認する。</p> <p>また、回収食用油再生油脂の安全確保に資するため、「食品の製造・加工又は調理の過程で使用された後に排出される動植物性油脂の飼料利用に係る工程管理及び品質管理等に関する調査業務について」(平成27年6月16日付け27消安第1779号農林水産省消費・安全局長通知)等に基づき実施し、製造基準等への適否を確認する。</p>			<p>る。</p>	
<p>カ 飼料等製造業者を対象に、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第32条第3号の規定に基づき、農林水産大臣が定める講習会を定める件」(平成7年3月13日農林水産省告示第392号)で定められている飼料製造管理者認定講習会を、受講希望者数を勘案して、年1回以上開催する。</p>	<p>カ 飼料等製造業者を対象に、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第32条第3号の規定に基づき、農林水産大臣が定める講習会を定める件」(平成7年3月13日農林水産省告示第392号)で定められている飼料製造管理者認定講習会を、受講希望者数を勘案して、年1回以上開催する。</p>	<p><定量的指標> ◇ 受講希望者数を勘案して年1回以上の開催</p>	<p><主要な業務実績> カ 飼料等製造業者を対象として、受講希望者調査を実施し、その結果を基に飼料製造管理者認定講習会を1回(参加者95名)開催した。 【実施率100%(1回/1回)】</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：飼料製造管理者認定講習会の開催に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
<p>キ 飼料等関係事業者を対象に、GMPガイドラインに記載された研修を6回開催する。</p>	<p>キ 飼料等関係事業者を対象に、GMPガイドラインに係る研修を6回開催する。また、飼料等の有害物質に関する情報を輸入業者及び製造業者に対して定期的に発信するとともに、飼料等が原因となって食品の安全確保に問題が生じるおそれがある等の緊急時には、農林水産省の指示の下、関連業者に情報を速やかに提供する。</p> <p>ク アからキに掲げる検査、指導、研修等の業務を充実・強化するため、これらの業務に従事する職員にGMP・HACCP等に関する研修を受講させることなどを通じて、職員の能力の維持・向上に努める。</p>	<p><定量的指標> ◇ 開催率：100% (開催回数/6回)</p>	<p><主要な業務実績> キ 飼料等関係事業者を対象として、GMPガイドラインに係る研修を7回(参加者810名)開催した。 また、メールマガジンにより、飼料等の輸入業者及び製造業者に対し、定期的な情報発信6回を実施した。 【実施率117%(7回/6回)】</p> <p>ク アからキに掲げる検査、指導、研修等の業務を充実・強化するため、業務に従事する職員に対しGMP・HACCP等に関する研修を6回、延べ16名受講させ、職員の能力の維持・向上に努めた。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：GMPガイドラインに係る研修の開催に対する実施率は117%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

<p>⑦ OIE関係業務</p> <p>動物衛生及びズーノーシス（人獣共通感染症）に関する国際的な基準を策定する国際獣疫事務局（OIE）コラボレーティング・センターとして、技術の標準化・普及等に協力するため、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等を年1回以上行うとともに、活動に関する報告書をOIEへ年1回提出する。</p>	<p>⑦ OIE関係業務</p> <p>動物衛生及びズーノーシス（人獣共通感染症）に関する国際的な基準を策定する国際獣疫事務局（OIE）コラボレーティング・センターとして、技術の標準化・普及等に協力するため、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等について、次の取組を行う。</p> <p>ア 飼料の安全確保のために開発・改良した分析法の情報やハザードに関する情報を年1回以上、海外に発信し、技術の普及や情報の提供・共有を行う。</p> <p>イ コラボレーティング・センターとしての活動に関する報告書をOIEへ年1回提出する。</p> <p>ウ 諸外国等からの要請に応じて、研修生の受入れや職員派遣等を通じた技術支援を行う。</p>	<p><定性的指標></p> <p>◇ 情報の収集・発信、技術協力等の実施</p> <p><定性的指標></p> <p>◇ 年1回の報告書の提出</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑦ 国際獣疫事務局（OIE）は、動物衛生の向上を目的とする国際機関であり、動物衛生や人畜共通感染症に関する国際基準の作成等を行い、飼料関係では、BSEの感染防止に係る基準等の作成を行っている。FAMICは、OIEの家畜飼料の安全性及び分析に係るコラボレーティング・センターとして、これらの活動に協力しているところである。その活動の一環として、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等について、次の取組を行った。</p> <p>ア 飼料研究報告の要旨、特定添加物検定結果について英訳し、ホームページを通して国内外に発信した（計2回）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度特定添加物検定結果（3月） ・飼料研究報告の要旨（9月） <p>イ 平成30年の活動に関する報告書を作成し、OIE本部に提出した。</p> <p>【実施率100%（1回/1回）】</p> <p>ウ OIEアジア太平洋地域事務所主催（農林水産省共催）の「薬剤耐性対策の今を知る会」（平成30年12月2日、東京大学）において、AMRに関する活動とOIEコラボレーティングセンターとしての地域への貢献について講演をした。</p> <p>エ OIE主催のアジア・太平洋地域における飼料安全に関するワークショップ（平成31年1月15日～16日、東京大学）の開催にプログラムの作成等、企画段階から協力するとともに、飼料の安全確保を向上するためのアジア太平洋地域の国の検査機関で構成するラボネットワーク構築の重要性について講演し、グループ討論に参加した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり、情報の発信・共有等を実施したことから計画における所期の目標を達成している。</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：指標に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>⑧ 調査研究業務</p> <p>飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、飼料等の分析技術の進歩に伴う分析法の改良などの飼料等安全確保上、必要な課題を少なくとも1課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。</p>	<p>⑧ 調査研究業務</p> <p>飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、飼料等の分析技術の進歩に伴う分析法の改良などの飼料等安全確保上、必要な課題を少なくとも1課題以上実施する。</p> <p>また、調査研究の結果について、外部有識者を含めた委員会を年1回開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。</p>	<p><定性的指標></p> <p>◇ 調査研究業務の実施状況</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑧ 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、2課題を実施した。その成果について、外部有識者を含めた委員会（平成31年2月27日開催）において評価を受けた。</p> <p>（別紙「調査研究課題一覧」参照）</p> <p>調査研究業務で得られた成果を冊子「飼料研究報告」に取りまとめ関係諸機関に送付するとともに、公開調査研究発表会（平成30年11月21日）を開催し、成果の普及に努めた。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については目標課題数を満たすとともに、適切に実施されたことと評価を受け、計画における所期の目標を達する成果が得られていると認められる。</p>

4. その他参考情報

様式3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成30年度自己評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2-(1)	食品表示の監視に関する業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第3号、第5号及び第6号並びに第2項第1号及び第2号食品表示法（平成25年法律第70号） 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省30-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 農林水産省からの緊急命令等業務	実施率	100%（報告件数／要請件数）	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし			予算額（千円）	1,113,202	1,067,643	1,267,864	1,258,027
②ア 食品表示法に基づく立入検査等業務（立入検査）	3業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／立入検査等終了件数）	100% (23/23)	100% (13/13)	100% (29/29)	100% (35/35)			決算額（千円）	1,143,096	1,173,194	1,353,072	1,338,436
②イ 食品表示法に基づく立入検査等業務（行政部局要請検査）	報告処理率	100%（報告件数／調査終了件数）	100% (3/3)	100% (8/8)	100% (5/5)	100% (8/8)			経常費用（千円）	1,435,792	1,447,150	1,407,542	1,433,667
③ア 食品表示の科学的検査業務（高精度確認検査及びスクリーニング検査）	高精度確認検査及びスクリーニング検査実施率	10%（高精度確認検査及びスクリーニング検査件数／科学的検査件数）	2% (143/6,635)	6% (421/6,736)	10% (667/6,747)	10% (665/6,477)			経常利益（千円）	△40	39,250	20,127	17,390
③イ 食品表示の科学的検査業務（原産地表示検査）	原産地表示検査件数の増加率	40%（688件：平成23年度から平成25年度までの原産地表示検査平均件数（1,722件）からの増加件数）	21% (増加件数366 /1,722)	33% (増加件数564 /1,722)	49% (増加件数836 /1,722)	44% (増加件数752 /1,722)			行政サービス実施コスト（千円）	1,572,513	1,551,945	1,460,579	1,495,399
④ 食品表示110番等対応業務（関係部局への回付）	実施率	100%（回付件数／情報提供）	100% (37/37)	100% (34/34)	100% (33/33)	100% (14/14)			従事人員数	143	139	136	136
⑤ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	—	18課題	18課題	18課題	18課題							

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
<p>2 食品表示の監視及び日本農林規格等に関する業務</p> <p>(1) 食品表示の監視に関する業務</p> <p>食品表示の監視に関する業務について、食品表示法に基づき、食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与するため、以下のとおり食品表示法に基づく食品表示基準に関する検査等業務を行う。</p>	<p>(1) 食品表示の監視に関する業務</p> <p>食品表示の監視に関する業務の実施に当たっては、加工食品の原料原産地の義務表示の対象拡大に対応するため、新たな品目の産地判別技術の開発に取り組むほか、開発した判別技術を積極的に活用する等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。</p>	<p><定量的指標></p> <p>○ 食品表示の監視に関する業務</p> <p>中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>根拠：◇小項目1(項目)×4点(S)＋小項目1(項目)×3点(A)＋小項目4(項目)×2点(B)＝15点</p> <p>A：基準点(12)×12/10 ≤ 各小項目の合計点(15)</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p> <p><業務の評価></p> <p>指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、FAMICの知見や技術を活かすとともに創意工夫による主体的な取組として、原産地表示検査業務における新たな分析手法の開発・導入などに取り組み、食品表示の監視に関する業務をより効率的かつ効果的に実施し、食品の生産の振興及び流通の円滑化に寄与した。</p>		<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>
<p>① 農林水産省からの緊急命令等業務</p> <p>農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成11年法律第183号。以下「センター法」という。)第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>① 農林水産省からの緊急命令等業務</p> <p>農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成11年法律第183号。以下「センター法」という。)第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に対応すべき課題が生じた場合は、他の業務に優先して、調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに農林水産大臣等に報告する。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇ 実施率：100%(報告件数/要請件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 該当する事案はなかった。</p>		<p><評定と根拠></p> <p>評定：－</p> <p>根拠：実績がないため評価せず。</p>
<p>② 食品表示法に基づく立入検査等業務</p> <p>食品表示法に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示及び行政部局の要請に従い実施するため、次の取組を行う。</p> <p>ア 食品表示法第9条第1項の規</p>	<p>② 食品表示法に基づく立入検査等業務</p> <p>食品表示法(平成25年法律第70号)に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示等に従い適正に実施するため、次の取組を行う。</p> <p>ア 食品表示法第9条第1項の規</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇ 標準処理期間内(3業務日以内)の報告処理率：1</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>② 食品表示法第9条第1項の規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示等に従い次のとおり適正に実施した。</p> <p>ア 食品表示基準の疑義に関する立入検査等を35件(73事業所・延べ214回)実施し、全ての案件について、3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告した。このうち、4件(23事業所・延べ33回)については、新たな取組として、加工食品の</p>		<p><評定と根拠></p> <p>評定：S</p> <p>根拠：立入検査等については、農林水産大臣の指</p>

<p>定に基づく農林水産大臣の指示による立入検査等は、適正に実施するとともに、農林水産省が立入検査終了と判断した翌日から3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。</p>	<p>定に基づく農林水産大臣の指示による立入検査等は、農林水産省が立入検査終了と判断した翌日から3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。</p>	<p>00% (標準処理期間内報告件数 / 立入検査等終了件数)</p>	<p>新たな原料原産地表示への対応状況等を確認するため、農林水産省と連携した立入検査等を実施した。 【処理率100% (35/35)】 なお、立入検査等に対応した科学的検査を40件実施し、疑義解明に寄与した。</p> <p>【特筆事項等について (創意工夫等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの立入検査や平成30年度に実施した食品製造工場への農林水産省との合同調査等で得た知見等を活かし、食品の製造工程において、偽装やミスが起こりやすいポイント及びそのチェック方法を整理した「食品表示検査の目のつけどころ」を作成した。これを用いた研修を実施して経験の浅い若手職員等の理解度を高め、立入検査に係る力量の向上及び組織的な検査技術の継承を図るとともに、立入検査に入る前の検査計画作成の参考にするなど実際の立入検査に活用した。 長年産地偽装が疑われた乾しいたけの製造業者への立入検査において、書類による「入」(仕入数量等)と「出」(販売数量等)の整合性の確認といった従来の検査手法に加え、FAMICの発案により、書類以外の複数の情報(原料生産の場の確認、製造機械メーカーへの聞き取り等)を用いて、最も偽装が疑われる数値を独自に推定し、その結果を基に「入」と「出」の不整合を追及する等の新たな検査手法によって疑義の解明に至った。この結果、当該事業所を所管する県において、平成30年6月に当該事業者に対して食品表示法に基づく指示・公表を行った。また、新たな検査手法は他品目の検査にも応用可能な手法であり、表示監視行政への支援機能強化に大きく貢献するものである。 	<p>示等に従い適正に実施し、標準処理期間内の報告処理率は100%となったことに加え、偽装やミスのチェックポイント等を整理した「食品表示検査の目のつけどころ」の作成により、立入検査員の力量の向上、立入検査への活用が図られるとともに、長年の懸案事案をFAMIC発案の新たな検査手法を活用することで解明できたこと、さらに当該手法が他品目の検査にも応用可能であることにより、表示監視行政への支援機能強化に大きく貢献したことから、計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。</p>
<p>イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。</p>	<p>イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。</p>	<p><定量的指標> ◇ 報告処理率: 100% (報告件数 / 調査終了件数)</p>	<p><主要な業務実績> イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、次のとおり適正に実施し、結果を取りまとめ、要請者に対し報告した。 ・農林水産省からの依頼に基づく任意調査6件 (7事業所・延べ8回) ・都道府県からの要請による協力調査2件 (2事業所・延べ9回) 【処理率100% (8/8)】 なお、協力調査時に入手した原料等について、都道府県等からの依頼に基づき、科学的検査を3件実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定: B 根拠: 報告処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>③ 食品表示の科学的検査業務表示監視行政への支援機能を強化するため、科学的検査の質の向上に取り組むとともに、農林水産省関係部局と連携の上、</p>	<p>③ 食品表示の科学的検査業務表示監視行政への支援機能を強化するため、科学的検査の質の向上に取り組むとともに、農林水産省関係部局と連携の上、</p>		<p><主要な業務実績> ③ 食品表示の科学的検査業務 食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関等からの検査要請に的確に対応した検査を6,477件実施した。</p>	

<p>原産地表示や遺伝子組換え表示等の検査対象の重点化に取り組み、食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関からの検査要請に的確に対応した検査を以下のとおり実施する。</p> <p>検査の結果、疑義が認められた場合には、検査結果を農林水産省関係部局等に速やかに報告する。</p> <p>ア 科学的検査の質の向上では、高精度確認検査（誤判別の発生率を既存の検査の10分の1未満に抑えることにより検査結果の大幅な確度向上が期待できる高度な検査）及びスクリーニング検査（検査の所要時間の短縮と偽装品の発見率の向上を図ることにより疑わしい検査品を効率的に選別することが可能な検査）に取り組み、これらの質の高い検査を検査全体の10%に導入する。</p>	<p>検査対象の重点化に取り組み、食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関等からの検査要請に的確に対応した検査を以下のとおり実施する。</p> <p>検査の結果、疑義が認められた場合には、検査結果を農林水産省関係部局等に速やかに報告する。</p> <p>ア 科学的検査の質の向上では、高精度確認検査（誤判別の発生率を既存の検査の10分の1未満に抑えることにより検査結果の大幅な確度向上が期待できる高度な検査）及びスクリーニング検査（検査の所要時間の短縮と偽装品の発見率の向上を図ることにより疑わしい検査品を効率的に選別することが可能な検査）に取り組み、これらの質の高い検査を検査全体の10%に導入する。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇ 高精度確認検査及びスクリーニング検査実施率：10%（高精度確認検査及びスクリーニング検査件数／科学的検査件数）</p>	<p>なお、検査の結果、疑義が認められた146件については、農林水産省関係部局等に速やかに報告した。</p> <p>ア 科学的検査の質の向上については、スクリーニング検査665件実施し、質の高い検査を検査全体の10.3%に導入した。 【実施率10.3%（665/6,477）】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：質の高い検査実施率は10%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
<p>イ 検査対象の重点化では、検査品目に関して、農林水産省関係部局と調整して緊急度及び重要度の高いものに重点化する。また、検査項目に関して、過去の違反が多く消費者の関心が高い原産地表示についての検査件数を、直近の検査件数実績の推移及び原産地に関する表示監視の重要性を踏まえ、平成23年度から平成25年度までの検査件数平均より40%以上増加させる。</p>	<p>イ 検査対象の重点化では検査品目に関して、農林水産省関係部局と調整して緊急度及び重要度の高いものに重点化するとともに、次の検査を行う。</p> <p>(7) 原産地表示に関する検査については、直近の検査件数実績の推移及び原産地に関する表示監視の重要性を踏まえ、過去の違反が多く、国産と外国産の価格差が大きい、うなぎ加工品、小麦加工品等の検査を優先的に行うとともに、国産農産物の需給動向に変化が生じた時期や端境期など偽装が生じやすい時期に買い上げするなど、検査対象品及び検査時期</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇ 原産地表示検査件数の増加率：40%以上（688件以上：平成23年度から平成25年度までの原産地表示検査平均件数（1,722件）からの増加件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>イ 検査対象の重点化については、検査品目に関して、農林水産省関係部局と調整して緊急度及び重要度の高いものに重点化するとともに、次の検査を行った。</p> <p>(7) 原産地表示に関する検査については、検査対象品及び検査時期の選定を適切かつきめ細かに行うとともに、2,474件の検査を実施した。</p> <p>なお、検査に当たっては、精度の向上が確認されたストロンチウム安定同位体比分析を用いたサトイモの産地判別手法を積極的に検査に利用した。また、塩蔵わかめの産地判別検査において、平成29年度に開発した原子吸光分析による簡便な検査法を積極的に検査に利用し、当該検査法による検査品の絞り込みを行った。これにより従来は全ての検査品に対して行っていた精密な質量分析装置による検査数を従来の3割程度にまで削減し、検査の効率化が図られた。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：原産地表示検査においては、精度の向上が確認されたサトイモの産地判別技術を積極的に導入したこと等により、増加率は43.7%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

の選定を適切かつきめ細かにを行い、2,420件以上の検査を実施する。

また、ストロンチウム安定同位体比分析による産地判別等新たに開発され有効性が確認された判別手法を積極的かつ適切に検査に利用する。

- (イ) 消費者の関心が高い遺伝子組換え表示に関する検査については、商品ごとの流通実態を勘案して効果的に検査対象品の選定を行い、豆腐、油揚げ等の検査を、300件以上実施する。

なお、検査の結果、必要に応じて製造業者、流通業者等に対する分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、原料として使用された農産物の入手に可能な範囲で取組み、遺伝子組換え体の混入率について検査を行う。

- ウ 食品のモニタリング検査では、農林水産省が行う社会的検証への支援を強化するため、検査対象とする生鮮食品及び加工食品の一部について、検査品目の選定及び買い上げを農林水産省と連携して行い、検査結果の報告が正確で分かりやすいものとなるよう報告内容の充実に取り組むとともに、分析疑義が判明した時点で速やかに買上及び検査を追加実施して疑義の継続性・広域性等の確認を行う取組等によるモニタリング検査の機動性向上に引き続き取り組む。

- エ 表示監視関係行政機関等からの要請による検査では、要請の目的に応じた検査内容となるようにするとともに、科

(表1-2-(1)-1参照)

【増加率43.7% (増加件数752/1,722)】

- (イ) 遺伝子組換え原料の混入の有無の確認検査について、商品ごとの流通実態を勘案して効果的に検査対象品の選定を行い、豆腐、油揚げ等の検査を行った。

検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性があるものについては分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、可能な範囲で原料農産物等を入手し、遺伝子組換え体の混入率等について検査を行った。

これらにより、遺伝子組換え表示に関する検査を合計324件実施した。

なお、分別生産流通管理の実施状況等の調査の結果、不適切な管理が認められた案件はなかった。

- ウ 農林水産省が行う社会的検証への支援を強化するため、農林水産省と連携して、生鮮食品1,057件、加工食品156件、合計1,213件検査を実施した。

検査結果の報告が正確で分かりやすいものとなるよう報告内容の充実に取り組んだ。

分析疑義が判明した時点で速やかに買上及び検査を追加実施して疑義の継続性・広域性等の確認を行う取組を78件に対して行うなど、モニタリング検査の機動性向上に取り組んだ。

- エ 表示監視関係行政機関等からの要請による検査については、その目的に応じた検査内容となるよう要請者の意向を踏まえて175件実施した。また、科学的検査に関する技術的な相談についても、可能な限り対応した。

	学的検査に関する技術的な相談等の協力要請についても、可能な限り対応する。			
④ 食品表示110番等対応業務 食品表示110番等を通じて寄せられる不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報(以下「疑義情報」という。)については、疑義情報接受後、速やかに農林水産省関係部局へ回付する。また、農林水産省から疑義情報に係る調査及び分析の依頼があった場合は、適切に対応する。	④ 食品表示110番等対応業務 食品表示110番等を通じて寄せられる不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報(以下「疑義情報」という。)については、手順書に従い速やかに農林水産省関係部局へ回付する。また、農林水産省から疑義情報に係る調査及び分析の依頼があった場合は、適切に対応する。	<定量的指標> ◇ 実施率：100% (回付件数/情報提供)	<主要な業務実績> ④ 食品表示110番等を通じて寄せられた不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報14件について、事務処理手順書に基づき農林水産省関係部局へ迅速かつ的確に回付した。 【実施率100% (14/14)】 また、不適正表示に関する情報については、農林水産省の指示により、食品表示110番に係る立入検査等を2件(2事業所・延べ4回)実施した。農林水産省からの依頼による科学的検査は、食品表示110番に係る検査を6件、その他疑義情報に係る検査を9件実施した。 違法なJASマーク表示に関する情報については、農林水産省の指示により、食品表示110番に係る立入検査等を2件(2事業所)実施した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。
⑤ 調査研究業務 食品表示の監視に関する調査研究については、食品表示監視業務へ活用するため、分析技術、判別技術の開発・改良に関する課題を少なくとも18課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。	⑤ 調査研究業務 食品表示の監視に関する調査研究については、食品表示監視業務へ活用するため、分析技術、判別技術の開発・改良に関する課題を少なくとも18課題以上実施する。 また、調査研究を適切に実施しているかを評価するため、外部有識者を含めた委員会を年1回以上開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。	<定性的指標> ◇ 調査研究業務の実施状況	<主要な業務実績> ⑤ 調査研究業務 食品表示の監視に関する調査研究について、18課題を実施した。その成果について、外部有識者を含めた委員会(平成31年3月5日開催)において調査研究課題毎に評価を受けた。 (別紙「調査研究課題一覧」参照) 【実施率100% (18/18)】 調査研究業務の進行に当たっては、調査研究担当課と科学的検査の企画・調整担当課による内部検討会を複数回開催し、調査研究対象品目の生産・流通実態等を踏まえた実施計画の作成、見直しを行い効率的に実施した。 【特筆事項について(創意工夫等)】 調査研究課題毎の評価において、実施した18課題の全てがB以上の評価を受け、そのうち9課題がA評価(期待される水準を上回って達成している)以上とされた。これは、調査研究課題の選定、実施に当たり、行政ニーズを常に意識し行政執行法人として必要な調査研究を実施し、多くの課題で計画以上の成果が得られたことによるものである。 特にS評価を受けた「大豆の産地判別法の検討」については、難易度が高い課題であるにもかかわらず、国産大豆と外国産大豆を判別できる良好な成果が得られたなど、原料原産地判別検査の拡大に貢献する重要な成果であった。 また、A評価を受けた課題のうち「小麦加工品の原料原産地判	<評定と根拠> 評定：A 根拠：食品表示の監視に関する調査研究については目標課題数を満たすとともに、外部有識者を含めた委員会において全ての課題がB以上の評価を受け、そのうち9課題でA以上の評価を受けた。これらは、今後、科学的手法による新たな品目の判別技術として食品表示監視業務に活用されることが期待される重要な成果であることから、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

		別検査法の適用範囲拡大の検討」では、創意工夫により副原料・加熱の影響を除く方法を開発し、幅広い小麦加工品の原料小麦の原産地の判別を可能とする成果が得られた。	
--	--	--	--

4. その他参考情報

様式 3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成30年度自己評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2-(2)	日本農林規格等に関する業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号並びに第2項第1号JAS法
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省30-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報				②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）									
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 農林水産省からの緊急命令等業務	実施率	100%（報告件数／要請件数）	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし			予算額（千円）	834,962	831,608	979,071	1,022,041
② JAS規格の制定等に係る業務（原案作成）	実施率	100%（報告件数／計画件数）	100%（6/6）	100%（18/18）	100%（9/9）	100%（16/16）			決算額（千円）	736,564	781,204	914,870	913,576
② JAS規格の制定等に係る業務（日本製品の優位性の発揮につながる原案）	原案作成件数	8件	—	—	3件	8件			経常費用（千円）	919,923	985,602	986,941	990,527
③ 国際規格に係る業務（国内委員会の開催）	国内委員会の開催	—	国内委員会を計4回開催	国内委員会を計2回開催	国内委員会を計4回開催	国内委員会を計1回開催			経常利益（千円）	△22	30,453	15,888	15,149
③ 国際規格に係る業務（参画しているプロジェクト数）	—	—	—	—	—	52件			行政サービス実施コスト（千円）	1,010,422	1,055,975	1,023,703	1,033,184
③ 国際規格に係る業務（国際対応研修回数）	—	—	—	—	—	7回			従事人員数	96	98	101	99
④ア 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務（登録認証機関の登録調査及び登録更新調査）	45業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／報告件数）	100%（14/14）	100%（10/10）	100%（50/50）	100%（35/35）							
④イ 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務（登録試験業者の登録調査及び登録更新調査）	45業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／報告件数）	—	—	—	実績なし							
⑤ JAS法に基づく立入検査等業務（登録認証機関等）	3業務日又は30業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／立入検査終了件数）	100%（4/4）	100%（7/7）	100%（5/5）	100%（73/73）							
⑤ JAS法に基づく立入検査等業務（登録外国認証機関等）	45業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／立入検査終了件数）	—	—	—	100%（4/4）							
⑤ JAS法に基づく立入検査等業務	実施率	100%（実施件数／	—	—	—	100%							

(登録認証機関等の技術能力確認調査)		計画件数)				(463/463)	
⑤ JAS法に基づく立入検査等業務 (行政部局要請検査)	報告処理率	100% (報告件数/ 調査終了件数)	100% (5/5)	実績なし	実績なし	実績なし	
⑥ 認定制度に関する業務	認定制度に関する体制整備	-	-	-	-	体制を整備した	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価			
<p>(2) 日本農林規格等に関する業務 JAS法に基づき、農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与するため、以下のとおりJAS規格の制定等、登録認証機関等及び登録試験業者等の調査、JAS規格に係る検査等業務を行う。 また、JAS規格の活用が図られるようJAS制度の普及を行うとともに、規格に関する専門的知識を有する人材の育成を進める。</p>	<p>(2) 日本農林規格等に関する業務 日本農林規格等に関する業務の実施に当たっては、国際的に広く用いられている国際標準化機構が定める枠組みを基本として対応し、新たに国際的に通用する信頼性の高い認定業務に取り組むとともに、日本農林規格（以下「JAS規格」という。）の制定等、JAS制度の普及、登録認証機関等及び登録試験業者等の調査、JAS規格に係る検査等について創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。</p>	<p><定量的指標> ○ 農林水産物等の品質の改善等に関する業務 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目2（項目）×3点（A）＋小項目8（項目）×2点（B）＝22点 B：基準点（20）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（22）< 基準点（20）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> 指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、FAMICの知見や技術を生かした創意工夫による主体的な取組として、新たなJAS制度に対応した新規格の提案・作成支援や新制度・規格の普及を行った。また、登録認証機関の登録後の調査は、無通告のものを含めJAS法に基づく立入検査として実施した。さらに、各国と有機同等性の承認を行うために必要となる調査、ISO国際規格提案の取組並びにASEAN各国でのJASの普及を実施した。これらの取組により、農林水産分野に関する標準化政策の推進に貢献した。</p>		<p>評定</p>	<p><評定に至った理由></p>	
<p>① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に対応すべき課題が生じた場合は、他の業務に優先して、調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに農林水産大臣等に報告する。</p>	<p><定量的指標> ◇ 実施率：100% (報告件数/要請件数)</p>	<p><主要な業務実績> ① 該当する事案はなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。</p>			
<p>② JAS規格の制定等に係る業務 JAS規格の制定等については、農林水産省のほか、様々</p>	<p>② JAS規格の制定等に係る業務 ア JAS規格の制定等については、農林水産省のほか、様々な関係</p>	<p><定量的指標> ◇ 原案作成実施率：100% (報告件</p>	<p><主要な業務実績> ② JAS規格の制定等に係る業務 ア JAS規格の見直しについては、平成30年度に報告する品目を農林</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：農林水産省と</p>			

<p>な関係機関とのネットワークを活用・連携して、規格案を探索し、規格化の可能性のあるものは、国際化を見据えてJAS規格原案の作成を行う。</p> <p>また、事業者団体等から提案される規格案について、積極的にサポートし、規格化を推進するとともに、JAS規格の確認等を的確に行う。</p> <p>さらに、国際規格や技術の動向等を含め、JAS規格の制定等及び運用に資するための調査等を積極的かつ効率的に行う。</p> <p>加えて、改正JAS制度とともに、新たに作成された規格についても、事業者等に対する説明会を通じ、普及啓発を推進する。</p>	<p>機関とのネットワークを活用・連携して、規格案を探索し、規格化の可能性のあるものは、国際化も見据えて原案の作成を行う。</p> <p>また、事業者団体等から提案される規格案について、積極的にサポートし、規格化を推進する。</p>	<p>数/計画件数)</p> <p><定量的指標></p> <p>◇日本産品の優位性の発揮につながる新たな規格の原案作成件数（団体等からの提案に係る規格原案も含む）：8件</p>	<p>水産省と調整し、16規格の原案、JAS調査会で審議のための想定問答等を作成し農林水産省に報告した。</p> <p>また、JAS規格の様式改正のため、農林水産省と協議し、18規格、認証の技術的基準及び検査の方法の改正案を作成し農林水産省に報告した。</p> <p>【処理率100%：規格(16/16)】</p> <p>日本産品の優位性の発揮につながる新たな規格の原案作成について、製造業者等の団体からの提案（6件）に対しては、農林水産省と連携し必要な技術的サポートを積極的に行い原案作成に至った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接着合せ材 ・接着重ね材 ・有機料理を提供する飲食店等の管理方法 ・人工種苗生産技術による水産養殖産品 ・障害者が生産行程に携わった食品 ・青果市場の低温管理 <p>期待される優位性：人工種苗生産技術による水産養殖産品においては、第三者によって認証された生産管理を行い、持続可能な開発目標（SDGs）に寄与する完全養殖された水産養殖産品を提供することにより需要を拡大し、海外取引においても規格に裏打ちされた品質をアピールすることにより、販路の拡大が期待できる。</p> <p>FAMIC提案の規格として試験方法を提案（2件）し、有識者や関係諸団体の意見を聴取した上で原案を作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほうれんそう中のルテインの定量法 ・生鮮トマト中のリコペンの定量法 <p>期待される優位性：妥当性の確認が行われた信頼性の高い方法を規格化することにより、日本産品に豊富に含まれる機能性成分を客観的データで示すことが可能となり、外国産品と差別化が期待できる。</p> <p>【実施率100%（8/8）】</p> <p>また、提案後は、円滑な制定に向け、JAS調査会分科会委員の指摘等に農林水産省と連携して対応した。</p> <p>【特筆事項等について（創意工夫等）】</p> <p>規格の策定に当たっては、Webを利用した会議を実施することなどにより、広範囲に在住する関係者との連絡、調整等を緊密に実施することができる体制を構築する工夫により、効率的かつ効果的な原案作成等を行った。</p>	<p>の調整による原案作成実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>根拠：SDGsに寄与するJAS原案を策定等原案作成に係る評価指標に対する実施率は100%であることに加え、有機同等性協議に係る訪日調査、TV・電話会議及び訪日会議の対応をはじめ、相手国の有機制度の調査を10カ国を対象に実施するなど、農林水産省が実施する農林水産業の輸出強化に寄与するものであることから、計画における所期の目標を上回る成果が得られると認められる。</p>
--	--	---	---	---

イ 改正JAS制度とともに、新たに作成された規格についても普及啓発を推進するため、事業者等に対する説明会等を実施する。

ウ 国際規格や技術の動向等を含め、JAS規格の制定等及び運用に資するための調査等を積極的かつ効率的に行い、新たなJAS規格の原案作成に活用する。

また、上記8規格以外に、閉鎖型施設における農産物の栽培環境管理、納豆、木質ペレット、ルテイン高含有ほうれんそう等の民間提案に対して規格策定のサポートを行った。

イ 新JAS制度の普及及び新規格の提案等の促進のための説明会を本部・地域センターにおいて、延べ8回、312名の関連事業者を対象に実施した。

【特筆事項等について（創意工夫等）】

説明会の開催に当たっては、制定したJASに係るプロジェクトメンバーが具体的な体験等を説明するなどした新規格制定の実例紹介や、JAS認証導入・原案作成のための支援事業の説明など、効果的な普及や関係業者の関心が高まる工夫を行い実施した。

また、海外での普及を進め活用を促すため2規格の英文翻訳を行い、FAMICのホームページで仮訳を公表した。

ウ 農林水産省の依頼により、エキストラバージンオリーブ油の新規格制定に資するための表示・品質実態調査を本部、横浜、神戸センターで実施した。

また、農林水産省が行う各国との有機認証制度の同等性協議に資するため、10カ国（地域を含む）における有機制度の調査を実施するとともに、次の調査・会議に参加し、農林水産省の協議をサポートした。実施に当たっては、本部及び地域センターで分担して行う等効率的に行った。

- ・訪日調査対応 1回（本部職員）
- ・TV・電話会議対応 3回（本部職員）
- ・訪日会議 2回（本部及び地域センター職員）

【特筆事項等について（創意工夫等）】

有機の同等性協議に係る調査では、相手国との協議前に予め当該国のホームページから有機認証制度等の情報を収集するとともに、有機認証を受けた日本産品の輸出を拡大するため、認証事業者から要望の高い国と、早急に相互承認の合意ができるよう文書審査（申請国の制度、規格の評価）及び訪日調査（申請国が日本を訪問しての調査）に対応した。

特に訪日調査は、急遽決定したことから、短期間で以下を準備し、円滑な調査が行えるよう全行程に同一職員が同行し調査に対応した。

- ・相手側の要求に応じ、調査先等関係者と調整の上、6日間にわたる訪日調査計画を策定
- ・登録等の手順(英文)等訪日調査の対象となる資料を準備

			<p>この取組により早期の有機同等性の合意が見込まれ、有機認証の同等性を利用した高付加価値の日本製品の輸出拡大に寄与するものとする。</p> <p>また、農林水産省が年度末に各有機同等国に提出する英文の年次報告書作成のため、認証事業者の輸出実績、監査実績等を取りまとめの上、報告書原案（英文）を農林水産省に提出した。</p>	
<p>③国際規格に係る業務</p> <p>国際規格に係る業務について、国際標準化機構（ISO）が制定等する国際規格へ国内意見を反映させるため国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）、合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として、国内の意見集約（関連する専門委員会等からの意見照会等への対応を含む。）、JAS規格と国際規格との連動も見据えた情報の収集・提供等、国際標準作成に関する活動を行う。</p> <p>また、JAS規格と国際規格との連動に係る活動については、国際会議に規格を提案するため、研究機関や民間の有識者をリストアップし連携を強化するとともに、日本産品を輸出する際のニーズの把握等必要な調査を行う。</p> <p>加えて、国際規格化の対応を円滑に進めるために、国際</p>	<p>③国際規格に係る業務</p> <p>国際規格に係る業務について、国際規格に我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34（うちWG14、WG21等の作業グループに係る活動））及び傘下の分科委員会（TC34/SC16、TC34/SC17等）、並びに合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として次の国際標準作成に関する活動を行う。</p> <p>ア 必要に応じて外部有識者等からなる委員会を設置し、国内の意見集約（関連する専門委員会等からの意見照会等への対応を含む。）、JAS規格と国際規格との連動も見据えた情報の収集・提供等を行う。</p> <p>イ 国際会議への規格の提案に必要なとなる研究機関や民間の有識者と連携を強化するため、協力が得られる関係者のリストアップを行う。また、日本産品を輸出する際のニーズの把握等必要な調査を行う。</p> <p>ウ 国内意見の反映に努めるため、必要に応じて、国際会議に職員</p>	<p><定性的指標></p> <p>◇ 国内委員会の開催</p> <p><定性的指標></p> <p>◇ ISOの規格策定及び改正への貢献のために参画しているプロジェクト数</p> <p><定性的指標></p> <p>◇ 国際会議への対</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>③ 国際規格に我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）、官能分析分科委員会（TC34/SC12）、分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会（TC34/SC16）、食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会（TC34/SC17）、木質パネル専門委員会/合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として次のとおり国際標準作成に関する活動を行った。</p> <p>ア 関係するTC、SCにおける国際規格策定案件に対応するため、外部有識者等からなる国内対策委員会等を設置し、JAS規格と国際規格との連動も見据えた国内の意見集約、情報の収集等を実施した。国際会議への参加等にあたり、国際規格案や国際会議の対応方針を検討するため、次のとおり国内対策委員会等を開催した。</p> <p>〔TC218〕1回開催</p> <p>なお、TC34及びTC89関係の国内対策委員会等については、国際会議の開催に先立って提案された国際規格案や議題に対し、これらへの対応方針等を国内対策委員会等の委員から意見集約することで対応可能であったことから、委員会等は開催していない。</p> <p>また、これらの取組の中でISOにおいて規格の新規策定又は改正が検討されていた規格について、JASと国際規格との連動を見据えて52規格のプロジェクトに参画し、そのうち8規格は策定される等、ISOの規格策定及び改正に貢献した。</p> <p>イ 国際規格の提案に向けて協力が得られる研究機関や民間の有識者のリストアップを行い、機能性成分の試験方法の国際規格化に向けて農林水産省と連携し有識者等を選定した。また、新たなJASの可能性を検討するため、業界団体や事業者に対してヒアリングを行った。</p> <p>ウ 国際規格案件毎の重要度や検討状況等を踏まえ、外部有識者等の専門家及びFAMIC職員を選定の上、次のとおり国際会議（web会合</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり必要に応じて国内委員会を開催するなど目標の水準を満たしていると認められる。</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおりJASに関連するISOの規格策定及び改正等への貢献のため、52件のプロジェクトに参画していることから目標の水準を満たしていると認められる。</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p>

会議の議論に積極的に貢献する。
その際、有識者とともに職員が作戦作りから参加して対応力の向上に努める。

等を派遣する。

なお、JAS規格と国際規格との連動に係る活動については、国際化の対応を円滑に進めるため国際会議の議論に積極的に貢献する。

その際、有識者とともに職員が作戦作りから参加して対応力の向上に努める。

応力強化のために実施した研修会等の回数

を含む)へ派遣した。このうち、ISO/TC34総会(2018年10月、ワシントンD.C.)では、今後日本から提案予定の国際規格として、「定量核磁気共鳴分光法」の発表を行い、参加各国から賛同が得られた。

[TC34] 1回派遣/1回開催(3名) ()内はFAMIC職員派遣数。
[TC34/WG21] 1回派遣/2回開催(2名)
[TC34/SC16/WG8] 4回派遣/4回開催(延べ7名)
[TC34/SC16/WG9] 3回派遣/3回開催(延べ5名)
[TC34/SC16/WG10] 2回派遣/2回開催(0名)
[TC34/SC17、TC34/SC17/WG3及びWG10及びJWG36] 1回派遣/1回開催(2名)

[TC34/SC17/JWG36] 2回派遣/2回開催(0名)
[TC34/SC17/WG3] 2回派遣/2回開催(0名)
[TC34/SC17/WG11] 1回派遣/1回開催(1名)
[TC89/WG5] 1回派遣/1回開催(2名)
[TC218] 1回派遣/1回開催(2名)
[TC165 (FAMICで国内審議団体事務局は設置していないが、TC89/SC3及びTC218と関連があるTC)] 1回派遣/1回開催(2名)

また、コーデックス食品規格委員会関連の国内会議に10回出席し、総会及び各部会等で検討されている食品規格の分析法及び検討状況等の情報を収集、整理するとともに、その結果を組織内データベースに掲載し、FAMIC内の関係部署に情報提供した。

JAS規格の国際化に対応する人材育成を図るため、国際会議等に派遣した職員からFAMIC内の関係部署に対して、国際会議における作戦作りを含めた会議の進め方、ロビイングの進め方、ASEAN人材育成プロジェクトの参画等に関する研修を7回開催し、FAMIC職員の国際会議に必要な能力の向上に努めた。

また、上記研修のほか、国際会議にも必要な知見である国際規格に関する専門的知識の習得のため、経済産業省、農林水産省及び民間機関が主催するISO等標準化に関する研修に参加する等国際規格に関する専門的知識を有する人材の育成及び確保を図った。

【特筆事項等について(創意工夫等)】

JAS規格化された「生鮮食品等の機能性成分に関する試験方法」をISO国際規格にするため、ISO/TC34総会における対応を検討する「タスクフォース会議」を設置し、農林水産省とともに有識者の中から委員を選任した。当該会議では、国内体制及び規格の検討を委員及び農林水産省とともにを行い、ISO/TC34総会では、今後日本から提案

根拠：計画のとおり国際会議等に派遣された職員が、国際化に対応する人材の対応力強化のための研修会を7回開催したことに加え、ISO国際規格提案に向けて取組を工夫して進めた。国際協力の一環としてASEAN人材育成プロジェクトにおいて、講師として説明を行う等JASの普及に貢献したことから計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

			<p>予定の国際規格の案件として発表を行い、参加各国から好意的な反応が得られた。また、国際協力の一環として実施しているASEAN人材育成プロジェクトにおいて、ベトナム及びミャンマーでの寄附講座にFAMIC職員が講師として現地の大学でJAS制度等について説明を行った。また、シンガポールで実施したワークショップにFAMIC職員が講師として試験方法JASについて英語での説明及び質疑対応を行う等JASの普及をした。</p>	
<p>④登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務 ア 登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査 登録認証機関及び登録外国認証機関（以下「登録認証機関等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS法第14条第2項（JAS法第17条第2項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC17011に基づいて的確に行い、その結果を申請書類の受付から45業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>④登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務 ア 登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査については、次の取組を行う。 (ア) 登録認証機関及び登録外国認証機関（以下「登録認証機関等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）第14条第2項（JAS法第17条第2項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC17011に基づいて的確に行い、申請書類の受付から45業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を的確に行う。 (イ) 調査の結果、登録認証機関等の登録基準への適合性が確認されない場合は、農林水産省へ報告する。</p>	<p><定量的指標> ◇ 標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／報告件数） ただし、調査の過程で申請者に対し資料の記載内容の確認、追加提出等を請求した場合において、申請者からそれらの確認、提出等が行われるまでに要した期間は処理期間に含めない。</p>	<p><主要な業務実績> ④ア JAS法第14条第2項（JAS法第17条の3第2項において準用する場合を含む。）に基づく登録認証機関及び登録外国認証機関（以下「登録認証機関等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査については、農林水産大臣の指示に従い「ISO/IEC 17011 適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」に基づき、次の取組を行った。 (ア) 登録認証機関等の登録の更新時における調査35件について、業務の進行管理を適切に行い全て45業務日以内に農林水産大臣へ調査結果を報告した。 【処理率100% (35/35)】 なお、登録認証機関等の業務規程等の変更の届出に関する調査を行い、平成30年度に調査が終了した262件を依頼のあった農林水産省に報告した。 (表1-2-(2)-1参照) (イ) 調査の結果、登録認証機関等の登録基準への適合性が確認されない案件はなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内（45業務日以内）の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>イ 登録試験業者等の登録及びその更新の申請に係る調査 登録試験業者及び登録外国試験業者の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS法第43条第2項（JAS法第45条第2項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO</p>	<p>イ 登録試験業者及び登録外国試験業者（以下「登録試験業者等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査については、次の取組を行う。 (ア) 登録試験業者等の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS法第43条第2項（JAS法第45条第2項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指</p>	<p><定量的指標> ◇ 標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／報告件数） ただし、調査の過程で申請者に対し資料の記載内容の確認、追加提出</p>	<p><主要な業務実績> イ JAS法第43条第2項（JAS法第45条第2項において準用する場合を含む。）に基づく登録試験業者及び登録外国試験業者の登録及びその更新の申請に係る調査について、該当する事案はなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。</p>

<p>/IEC17011に基づいて的確に行い、その結果を申請書類の受付から45業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>示に従い、ISO/IEC17011に基づいて的確に行い、申請書類の受付から45業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を的確に行う。 (イ) 調査の結果、登録試験業者等の登録基準への適合性が確認されない場合は、農林水産省へ報告する。</p>	<p>等を請求した場合において、申請者からそれらの確認、提出等が行われるまでに要した期間は処理期間に含まれない。</p>			
<p>⑤JAS法に基づく立入検査等業務 JAS法に基づく立入検査等について、次の取組を行う。 ア 登録認証機関及び認証事業者並びに登録試験業者に対する立入検査 JAS法第66条第1項から第5項までの規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い的確に実施するとともに、立入検査が終了した翌日から30業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。ただし、JAS法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査を行う場合は、その結果を3業務日以内に報告する。</p>	<p>⑤JAS法に基づく立入検査等業務 JAS法に基づく立入検査等については、次の取組を行う。 ア 登録認証機関及び認証事業者並びに登録試験業者に対する立入検査 JAS法第66条第1項から第5項までの規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査が終了した翌日から30業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を的確に行う。ただし、JAS法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査を行う場合は、立入検査が終了した翌日から3業務日以内に結果を報告するため進行管理を行う。</p>	<p><定量的指標> ◇ 標準処理期間内の処理率：100% (標準処理期間内報告件数/立入検査終了件数)</p>	<p><主要な業務実績> ⑤ JAS法に基づく立入検査等について、次の取組を行った。 ア JAS法第66条第1項から第5項までの規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い(ア)及び(イ)のとおり適切に実施した。 (ア) 登録認証機関の認証業務の確認を強化するため、平成30年度から導入した無通告調査を行った4機関を含む75機関に対する立入検査に着手し、そのうち69機関の立入検査が平成30年度内に終了し、終了した翌日から30業務日以内に結果を取りまとめ、全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告した。 なお、当該立入検査は、①事業所調査(登録認証機関の事業所で行う調査)、②製品検査施設調査(製品検査を実施する登録認証機関の製品検査施設で行う調査)、③立会調査(認証業務の現場に立ち会って行う調査)により行い、登録認証機関の登録の区分、認証事業者数等に応じて必要な調査を次のとおり実施した。 ①事業所調査：31件 ②製品検査施設調査：20件 ③立会調査：172件 (イ) JAS法令に違反している疑いがある等に基づく立入検査を4件実施し、全て3業務日以内に農林水産大臣に報告した。 (表1-2-(2)-2参照) 【処理率100%(73/73)】</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内(30業務日以内、又は3業務日以内)の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
<p>イ 登録外国認証機関及び登録外国試験業者に対する検査 JAS法第35条第2項第6号及び第55条第1項第5号の規定に基づく検査については、農林水産大臣の指示に従い的確に実施するとともに、検査が終了した翌日から45業務日以内に結果を取</p>	<p>イ 登録外国認証機関及び登録外国試験業者に対する検査 JAS法第35条第2項第6号及び第55条第1項第5号の規定に基づく検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、検査が終了した翌日から45日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告するため、業務の</p>	<p><定量的指標> ◇ 標準処理期間内の処理率：100% (標準処理期間内報告件数/検査終了件数)</p>	<p><主要な業務実績> イ JAS法第35条第2項第6号及び第55条第1項第5号の規定に基づく検査については、農林水産大臣の指示に従い次のとおり適切に実施した。 登録外国認証機関の認証業務が適切に実施されていることを確認するための検査を8機関に対して着手し、そのうち4機関の検査が平成30年度内に終了し、終了した翌日から45業務日以内に結果を取りまとめ、全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告した。 なお、検査は、①事業所調査、②製品検査施設調査(外部委託さ</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内(45業務日以内)の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

りまとめ、農林水産大臣に報告する。	進行管理を的確に行う。		<p>れた製品検査施設の調査を除く。)により行い、登録外国認証機関の登録の区分、認証事業者数等に応じて必要な調査を次のとおり実施した。</p> <p>①事業所調査：4件 ②製品検査施設調査：2件 (表1-2-(2)-3参照) 【実施率100%(4/4)】</p> <p>また、上記検査以外に登録外国認証機関に対する立会調査を12件及び外部委託された製品検査施設に対する調査を1件実施し、農林水産省に報告した。</p>	
ウ 登録認証機関等の技術的能力等の確認調査 登録認証機関等の技術的能力等を確認するために、認証事業者及び格付の表示が付された製品の調査を的確に行う。	<p>ウ 登録認証機関等の技術的能力等の確認調査 登録認証機関等の技術的能力等を確認するために、認証事業者及び格付の表示が付された製品の調査を行う。この調査は、過去の調査結果等を勘案して実施計画を定めて実施する。このため、業務の進行管理や本部と地域センターにおける調査業務の配分を的確に行う。</p> <p>また、この調査は、登録認証機関等の技術的能力等の確認を行うための立入検査に活用するため、次の調査によって実施する。</p> <p>(ア) 認証事業者に対する調査は、各登録認証機関の調査員数、認証事業者数、過去の調査の結果等を勘案して実施する。</p> <p>(イ) 格付の表示が付された製品の調査は、市場に流通するJAS製品を買い上げ、JAS規格への適合性を判断するための検査を行う。その対象品目の選定に当たっては、これまでの製品調査の結果及びJAS規格の確認等業務への活用を考慮する。</p>	<p><定量的指標> ◇調査実施率：100% (実施件数/計画件数)</p>	<p><主要な業務実績> ウ 登録認証機関等の技術的能力等を確認し、立入検査に活用するために、合計463件の平成30年度から導入した認証事業者を直接訪問して行う調査(「現地調査」)及び市場に流通するJAS製品の調査(「製品調査」)を行った。 【実施率100%(463/463)】</p> <p>(ア) 登録認証機関等の認証業務の確認を強化するため、各登録認証機関の調査員数、認証事業者数、過去の調査の結果等を勘案して、現地調査34件を実施した。</p> <p>(イ) 登録認証機関等の認証業務が適切に実施されていることを確認するため、これまでの製品調査の結果等を勘案して、製品調査429件を実施した。 (表1-2-(2)-4参照)</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：調査実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
エ 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。	エ 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。	<p><定量的指標> ◇報告処理率：100% (報告件数/調査終了件数)</p>	<p><主要な業務実績> 該当する事案はなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。</p>
⑥農林水産消費安全技術セ	⑥農林水産消費安全技術センター認定制度に	<定性的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>

<p>ンター認定制度に関する業務</p> <p>国内外の取引の円滑化など、政策的、社会的な要請を考慮し、国際化を見据えた認定分野を対象とする認定を行うための体制を整備し、認定制度の確立に取り組む。</p>	<p>関する業務</p> <p>ア 認定制度の確立</p> <p>国内外の取引の円滑化など、政策的、社会的な要請を考慮し、国際化を見据えた認定分野を対象とする農林水産消費安全技術センターによる認定を行うため、新たに認定センターを設置し、認定制度を確立するために、必要となる基準文書の整備を行う。</p> <p>イ 認証機関又は試験業者の認定</p> <p>認証機関又は試験業者の申請に応じて、ISO/IEC17011に基づいて申請者の技術的能力等の評価を行い、申請に係る必要事項が満たされた書類が到着した日の翌日から90業務日以内に認定の可否を申請者へ通知する。このため、認定業務の進行管理を的確に行う。</p>	<p>◇認定制度に関する体制整備</p>	<p>ア 農林水産分野の規格に関する公平な認定業務を提供するため、平成30年4月1日付けで認定センターを設置し、認定業務マニュアル等の基準文書及び認定申請の手引き等の認定申請者向け説明資料の整備を行った。</p> <p>イ 該当する事案はなかった。</p> <p>なお、認定業務の啓発のため、農林水産分野の規格に関するスキームオーナーや食品の機能性成分の試験業者等に対し、認定取得のメリット、手続き、費用等について説明を行ったところ、農林水産消費安全技術センター認定制度に対し、関心を示した認証スキームオーナー及び試験業者があったが、平成30年度中の申請書類受理には至らなかった。</p>	<p>評価：B</p> <p>根拠：計画のとおり、認定制度の体制整備に取り組み、また、認定実績の確保に向けて啓発を行っており、目標の水準を満たしている。</p>	
--	--	----------------------	--	--	--

4. その他参考情報

様式 3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成30年度自己評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3	食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条及び第12条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省30-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 農林水産省からの緊急命令等業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし		予算額（千円）	133,389	125,743	144,237	155,052	
② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務（農林水産省依頼分析）	実施率	100%（報告分析件数/依頼分析件数）	100%（1,788件/1,788件）	100%（1,252件/1,252件）	100%（831件/831件）	100%（1,259件/1,259件）		決算額（千円）	122,061	122,963	146,259	170,773	
③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立（SOP作成）	実施率	100%（年度内SOP及び報告書作成数/年度内に分析能力を確立するよう指示課題数）	100%（10件/10件）	100%（3件/3件）	100%（6件/6件）	100%（6件/6件）		経常費用（千円）	153,381	154,695	156,808	159,905	
④ サーベイランス・モニタリング確認分析業務	実施率	100%（分析実施点数/指示点数）	—	100%（50点/50点）	100%（105点/105点）	100%（60点/60点）		経常利益（千円）	△4	4,927	2,359	1,774	
⑤ ISO/IEC17025要求事項への適合の維持	ISO/IEC 17025への適合性の維持	—	ISO/IEC 17025への適合性を維持	ISO/IEC 17025への適合性を維持	更新審査に適合。ISO/IEC17025への適合性を維持	ISO/IEC17025への適合性を維持		行政サービス実施コスト（千円）	164,740	163,660	161,781	165,867	
								従事人員数	13	13	14	14	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 農林水産省が行う食品の安全性向上の取組に資するため、食品に含有する有害化学物質の分析を進める。	3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務の実施に当たっては、調査分析の品質を保証するため、品質マネジメントの維持、向上に努めるほか、麦類の赤かび病の多発によりかび毒の追加調査の依頼があ	<定量的指標> ○ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目1（項目）×3点（A）+小項目3（項目）×2点（B）=9点 B：基準点（8）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（9）< 基準点（8）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> 指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、かび毒の分析については、赤かび病の多発等により156件の追加調査に分析機器や分析者の調整を図り確実に対応するとともに、事業計画の所期の目標になかった小麦及び大麦のデオキシニ		評定 <評定に至った理由>

	<p>った場合であっても、創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。</p>		<p>バレノール及びその配糖体蓄積に関する予備調査においては限られた期間での取り組みであったが迅速かつ確実に対応し求められる成果を報告した。特にかび毒の分析については、民間の分析機関では対応が困難なデオキシニバレノールの配糖体であるデオキシニバレノール-3-グルコシド（以下「DON-3G」という。）を含む10種のかび毒一斉分析について、ISO/IEC 17025(2005)認定を取得し品質保証体制を構築しており、FAMICによる調査結果は、適切な精度管理のもとで得られたデータであり、国際的にも通用する信頼性の高いものとする。また、フキ及びその加工品中のピロリジジナルカロイド類の追加調査についても、分析機器や分析者の調整を図り確実に対応した。</p> <p>以上のように、事業計画の所期の目標にない追加調査に適切に対応するとともに、FAMICの評価を向上させ、国民の健康の保護に貢献する施策の基礎となる有害化学物質の実態調査に大きく寄与した。</p>	
<p>① 農林水産省からの緊急命令等業務</p> <p>農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>① 農林水産省からの緊急命令等業務</p> <p>農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、機動的かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行う。</p> <p>ア 緊急の命令があった場合等には、他の業務に優先して、必要な調査、分析又は検査を進行管理を適切に行いつつ機動的かつ正確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。</p> <p>イ 食品安全に係る有害化学物質の調査研究結果及び緊急時に活用する可能性の高い研究論文、国際規格等を平時から整理し、必要時に分析方法等を速やかに参照できる体制を維持する。</p> <p>ウ 専門的知見を有する職員、分析機器及び外部有識者や外部機関に係る情報の登録</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇ 実施率：100%（報告件数／要請件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 緊急に対応すべき課題が生じた場合に、迅速かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行った。</p> <p>ア 該当する事案はなかった。</p> <p>イ 緊急の要請に備え、次の取組を行った。</p> <p>危害要因のうち有害化学物質に関する分析試験方法や規格について、飼料分析基準、EU法、AOAC法、Codex規格等から検索して作成しているデータベースを最新の情報に更新した。また、要請が想定される事案ごとに研究論文や分析方法等を整理した。</p> <p>ウ 緊急分析として想定される危害要因（かび毒、重金属等）について、その内容に応じた分析技術等を有する職員及びその際に用いる分析機器（GC/MS、LC/MS/MS、ICP-MS、リア</p>	<p>評定：－</p> <p>根拠：アについては農林水産省からの緊急要請がなかったため評価せず。</p> <p>なお、指標のないイ、ウの業務については計画のとおり適切に実施している。</p>

	<p>・更新を行う。また、必要に応じて、緊急命令等があった場合の組織としての対応や処理の手順を見直す。</p>		<p>ルタイムPCR等)の登録・更新を行った。また、外部有識者や外部機関の情報のデータベースを更新した。</p>	
<p>② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務 農林水産省が示す「平成30年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」において調査対象とされた有害化学物質及び食品群のうち、農林水産省が依頼するものについて、調査実施要領及び仕様書に従って分析を実施し、報告する。</p>	<p>② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務 「平成30年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」において調査対象とされた有害化学物質及び食品群のうち、かび毒等、農林水産省からの依頼があったものについて、進行管理を適切に行いつつ、調査実施要領及び仕様書に従って分析を実施し、農林水産省の示す様式に従い、分析結果を的確かつ速やかに報告する。</p>	<p><定量的指標> ◇ 実施率：100% (報告分析件数/依頼分析件数)</p>	<p><主要な業務実績> ② 農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次計画」に含まれる以下の品目と有害化学物質の組合せについて農林水産省から依頼のあった実態調査を実施(依頼分析件数1,259件)し、年度内に報告を求められていた全ての結果を農林水産省に報告した。 (表1-3-1参照) 【実施率100% (1,259/1,259)】 〔農産物〕 ア 「平成30年度麦類のかび毒含有実態調査の実施について(平成30年6月15日付け30消安第1485号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)」に基づき、依頼のあった小麦、大麦及びライ麦中のかび毒^{※1}1,048件の分析を実施し、その結果を報告した。 イ 「平成30年度国産なし果汁中のパツリン含有実態調査の実施について(平成30年9月25日付け30消安第3132号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)」に基づき、依頼のあった国産なし果汁中のパツリン60件の分析を実施し、その結果を報告した。 ウ 「平成30年度小麦及び大麦のデオキシニバレノール及びその配糖体蓄積に関する予備調査の実施について(平成30年11月30日付け30消安第4297号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)」に基づき、依頼のあった小麦及び大麦中のかび毒^{※2}52件の分析を実施し、その結果を報告した。 エ 「フキに含まれる天然毒素の追加調査の実施について(平成30年5月15日付け30消安第967号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)」に基づき、依頼のあったフキ及びその加工品中のピロリジジナルカロイド類^{※3}99件の分析を実施し、その結果を報告した。 【特筆事項等について(創意工夫等)】 アの依頼による調査は、事業計画の所期の目標892件に加え、赤かび病の多発等により156件の追加調査に対応した結果である。ウ及びエの調査についても事業計画の所期の目標以外の依頼に対応した実績であり、これらの大幅な追加調査に分析機器・機材の使用計画や業務分担の迅速な見直しを図り確実に実施した。 また、ウ及びエについては、限られた期間での取組であったが、</p>	<p><評定と根拠> 評定：A 根拠：農林水産省からの依頼分析件数に対する報告分析件数は100%であることに加え、事業計画の所期の目標になかった依頼にも限られた期間で確実に取組結果を報告した。また、かび毒の分析については、民間の分析機関では対応が困難なDON-3Gを含む10種のかび毒一斉分析について国際的な試験所認定ISO/IEC 17025(2005)を取得したFAMICによる調査の結果は国際的に通用する信頼性が高いものであり、食品分析に関する知見の普及に貢献しており計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>

			<p>求められる成果をあげることができた。</p> <p>※1：タイプBトリコテセン類（デオキシニバレノール（DON）、ニバレノール（NIV）、3-アセチルDON、15-アセチルDON、4-アセチルNIV、DON-3G）、タイプAトリコテセン類（T-2トキシン、HT-2トキシン、ジアセトキシスシルベノール）、ゼアラレノン（ZEN）、麦角アルカロイド類（エルゴクリスチン、エルゴクリスチニン、エルゴタミン、エルゴタミニン、エルゴクリプチン、エルゴクリプチニン、エルゴメトリン、エルゴメトリンニン、エルゴシン、エルゴシニン、エルゴコルニン、エルゴコルニンニン）</p> <p>※2：DON、DON-3G、NIV</p> <p>※3：センキルキン、ネオペタシテニン、ペタシテニン</p>	
<p>③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立</p> <p>すでに分析能力を確立している一部のかび毒分析に加えてサーベイランス・モニタリングの確認分析や民間分析機関で分析困難な有害化学物質の分析を可能にするため、農林水産省が指示する有害化学物質と食品の組合せについて、コーデックス委員会が示す妥当性の規準を満足する信頼性データを備えた分析の標準作業手順書（SOP）を作成し、必要に応じ改正し、分析能力を確立する。</p>	<p>③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立</p> <p>農林水産省が調査を検討しており、サーベイランス・モニタリングの確認分析の必要性が高い有害化学物質や民間分析機関での対応が困難な有害化学物質等について、コーデックス委員会の示す妥当性の規準を満たす試験法の標準作業手順書（SOP）を作成、必要に応じ改正し、分析能力の確立に取り組む。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇ 実施率：100%</p> <p>（年度内SOP及び報告書作成数／年度内に分析能力を確立するよう指示する課題数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>③ 農林水産省からの指示、「平成30年度食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害化学物質の分析業務について（平成30年4月13日付け30消安第118号農林水産省消費・安全局長通知）」に基づき、6つの危害要因と食品の組合せについて取り組み、うち、次のアのとおり、3件の分析標準作業手順書を作成し、イのとおり3件について取組結果を報告した。</p> <p>【実施率100%（6/6）】</p> <p>ア. 分析標準作業手順書を作成した危害要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米加工品（米菓、加工米飯および米加工飲料）中の総無機ヒ素の分析標準作業書 ・GC-MSによる洋なしの果汁飲料のパツリンの分析標準作業書（りんご果汁およびなし（日本なし、西洋なし）果汁） ・LC-MS/MSによる麦類中の麦角アルカロイドの分析標準作業書 <p>イ. 取組を報告した危害要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LC-MS/MSによる麦類（小麦、大麦）のニバレノール-3-グルコシド <p>（デオキシニバレノール、ニバレノール及びこれらの配糖体の4種類での一斉分析条件を検討したところ、ニバレノール-3-グルコシド以外の回収率は目標とする水準が得られたが、ニバレノール-3-グルコシドについては、十分な回収率が得られなかった。LC条件の変更や数種類の精製カラムを試行したところ回収率の改善が見られたが、目標の水準には達しなかったため、次年度も継続して検討する。） ・LC-MS/MSによるフキ（葉柄、花穂（ふきのとう））、調理したフキのピロリジジナルカロイド類（センキルキン、ペタシテニン、ネオペタシテニン） <p>（複数試験室における分析法の妥当性確認に用いる分析手順書案を作成した。また、既存の分析法を改良し、検出限界、定量</p> </p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：農林水産省からの指示課題数に対する報告分析件数は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

			<p>下限の低濃度化を目指し実施したが、目標の水準には達しなかったため、次年度も継続して検討する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LC-MS/MSによるキク科、ムラサキ科植物のピロリジジナルカロイド類 (BfR法で対象とする化合物28種並びにベタシテニン及びネオベタシテニン) <p>(キク科植物のつわぶきについて、抽出条件の検討に留まったことから次年度も継続して検討し、分析標準作業書を作成する。)</p>	
<p>④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務</p> <p>農林水産省が実施する有害化学物質等の含有実態調査の分析値の信頼性を確認するため、調査試料のうち農林水産省が指示するものについてクロスチェック (相互検証) を実施する。</p>	<p>④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務</p> <p>農林水産省が実施する有害化学物質等の含有実態調査の分析値の信頼性を確認するため、農林水産省が指示する調査試料についてクロスチェック (相互検証) を実施する。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇ 実施率：100% (分析実施点数/指示点数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>④ 農林水産省からの指示「平成30年度食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害化学物質の分析業務について (平成30年4月13日付け30消安第118号農林水産省消費・安全局長通知)」に基づき、調査試料と危害要因について、農林水産省がクロスチェックを行うため分析を実施し、その結果を報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクリルアミド (ポテトスナック10点、フライドポテト10点、ビスケット類5点、米菓5点、乳幼児用穀類加工品5点、レギュラーコーヒー5点、インスタントコーヒー5点、麦茶5点) ・麦角アルカロイド類 (小麦粉10点) <p>【実施率100% (60/60)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：農林水産省からの指示点数に対する分析実施点数は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>⑤ ISO/IEC17025要求事項への適合の維持</p> <p>農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証するため、分析機関に求められる国際標準である「ISO/IEC17025試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」以下「一般要求事項」という。)に基づき、認定機関によるサーベイランスの結果を踏まえ、全ての要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持する。</p> <p>また、認定を受けた麦類かび毒の分析試験以外の分析試験についても、その品質を保証するため、一般要求事項に</p>	<p>⑤ ISO/IEC17025要求事項への適合の維持</p> <p>農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証するため、平成25年度に適合認定を取得した「ISO/IEC17025試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」(以下「一般要求事項」という。)について、認定機関によって実施されるサーベイランスの結果を踏まえ、引き続き全ての要求事項に適合し、認定試験所としての体制を維持する。</p> <p>また、認定を受けた麦類かび毒の分析試験以外の分析試験についても、その品質を保</p>	<p><定性的指標></p> <p>◇ ISO/IEC17025への適合性の維持</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑤ 平成29年12月11日付けで認定を更新したISO/IEC 17025 (2005) 試験所認定 (LC-MS/MSによる小麦および大麦中のトリコテセン系かび毒の定量試験) について、内部監査を着実に実施し、全ての要求事項への適合を確認するとともに、継続的改善を図るためマネジメントレビューを着実に実施した。認定機関による定期サーベイランスで適合していると評価され認定試験所としての体制を維持した。</p> <p>アクリルアミド試験については、平成29年度の内部監査及びマネジメントレビューにより技術的要求事項への適合性を確認し、ISO/IEC 17025 (2005) への本部統括チーム及び神戸有害物質等分析調査課のマルチサイトでの自己適合宣言を行い信頼性の高い分析データを提供する能力があることを表明した。</p> <p>外部技能試験については以下のとおり取り組み、満足できる結果が得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小麦粉中のDON、ZEN並びにT-2トキシン、HT-2トキシンとその総量 ・植物油脂中の2-MCPD、3-MCPD、グリシドールの各脂肪酸 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおりISO/IEC17025 (2005) に基づく品質保証体制を維持しており、目標の水準を満たしている。</p>

<p>適合したマネジメントの構築、維持を目指す。</p>	<p>証するため、一般要求事項に適合したマネジメントシステムの構築、維持を目指す。</p>	<p>エステル ・ライ麦中の麦角アルカロイド ・ポテトチップス中のアクリルアミド</p>	
------------------------------	---	--	--

4. その他参考情報

様式 3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成30年度自己評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-4	その他の業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第1号、第2号、第6号及び第11号並びに第2項第8号 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省30-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報				②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）			
	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
(1)カルタヘナ法関係業務	実施率	100%（報告件数／立入検査件数）	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	
(2)情報提供業務	顧客満足度	5段階評価平均値3.5	3.7	3.7	3.8	3.9	
① ホームページ等による情報提供（ホームページ）							
① ホームページ等による情報提供（メールマガジン）	顧客満足度	5段階評価平均値3.5	3.9	3.9	3.9	4.0	
① ホームページ等による情報提供（広報誌）	顧客満足度	5段階評価平均値3.5	4.0	4.0	4.2	3.9	
② 事業者等からの講師派遣依頼等	顧客満足度	5段階評価平均値3.5	4.5	4.6	4.6	4.6	
③ 講習会の開催	顧客満足度	5段階評価平均値3.5	4.0	3.9	3.9	4.2	
(3)検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上（分析業務の精度管理）	実施率	外部技能試験の実施予定数に対する実施率	100% (14/14)	100% (15/15)	100% (16/16)	100% (16/16)	
(技術研修の実施)	実施率	100%（実施件数／計画件数）	100% (57/57)	100% (49/49)	100% (48/48)	100% (48/48)	
(4)関係機関との連携	国民生活センターからの依頼による分析	—	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	
① 国民生活センターとの連携							
② 国際技術協力要請（専門家の派遣）	実施率	100%（派遣実施件数／依頼件数）	100% (2/2)	100% (3/3)	100% (2/2)	100% (1/1)	
② 国際技術協力要請（海外研修員の受入）	実施率	100%（受入件数／依頼件数）	100% (3/3)	100% (1/1)	100% (6/6)	100% (5/5)	
							予算額（千円） 385,951 398,666 438,692 428,051
							決算額（千円） 360,696 360,332 419,353 428,640
							経常費用（千円） 458,915 459,578 451,813 463,553
							経常利益（千円） 2,136 17,656 11,349 13,445
							行政サービス実施コスト（千円） 498,469 487,859 462,028 478,239
							従事人員数 49 47 47 47

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
	その他の業務の実施に当たっては、各職員が自身の業務を点検し、常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<p><定量的指標></p> <p>○ その他の業務中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：◇小項目2（項目）×3点（A）＋小項目7（項目）×2点（B）＝20点 B：基準点（18）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（20）< 基準点（18）×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき適切に対応する。</p> <p><業務の評価></p> <p>事業計画に基づき的確に実施するとともに、原料原産地表示の普及やISO規格に準拠したマネジメントシステムの導入によりFAMICの分析結果に基づく施策への信頼と推進に貢献した。</p>		<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>
(1) カルタヘナ法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を確保し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。「カルタヘナ法」という。）第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を実施し、その結果を指示した期間内に農林水産大臣に報告する。	(1) カルタヘナ法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。「カルタヘナ法」という。）第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を実施し、その結果を指示した期間内に農林水産大臣に報告する。	<p><定量的指標></p> <p>◇ 実施率：100%（報告件数/立入検査件数）</p>	<主要な業務実績> 該当する事案はなかった。	<p><評定と根拠></p> <p>評定：－</p> <p>根拠：実績がないため評価せず。</p>	
(2) 情報提供業務 国民の食に関する知識や食品に対する信頼性の向上及び安全で信頼できる農産物の生産・流通に資するため、農業生産資材及び食品の安全性、JAS規格、食品表示等に関する情報、科学的知見、各種制度や検査結果な	(2) 情報提供業務				

<p>ど、FAMICの業務に関して生産者、事業者等の関心の高い情報を、ホームページ、メールマガジン、広報誌及び講習会等の実施により分かりやすく提供する。このため、以下の取組を行う。</p>				
<p>① ホームページ等による情報提供 ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて、国民に対し、肥料、農薬、飼料、飼料添加物等の農業生産資材の安全性に関する情報や、JAS規格、食品表示等に関する情報をわかりやすく提供する。 ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。</p>	<p>① ホームページ等による情報提供 ア ホームページの情報の内容を適宜更新することにより、JAS規格等に関する情報、食品表示に関する情報、農薬登録に関する情報、農業生産資材の安全性に関する情報や企業等からの相談事例等を速やかに提供する。 イ 内閣府食品安全委員会等の動向や食品の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を事業者等に対して速やかに提供するため、希望者にメールマガジンを毎月3回以上配信する。 ウ 業務に関連した情報や知見などをわかりやすく提供するため、広報誌を4回以上発行する。 エ より効果的な情報提供の取組を進めるため、検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員から成る委員会を年10回以上開催する。 オ ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満</p>	<p>ホームページ ＜定性的指標＞ ◇ 顧客満足度3.5以上：5段階評価 平均値 メールマガジン ＜定性的指標＞ ◇ 顧客満足度3.5以上：5段階評価 平均値</p>	<p>＜主要な業務実績＞ ① 情報提供業務を的確に行うため、次の取組を行った。 ア ホームページの情報の内容を適宜更新することにより、JAS製品の品質に関する情報、食品表示に関する情報、農薬登録に関する情報、農薬・肥料・土壌改良資材・飼料・飼料添加物・ペットフードの安全性に関する情報や企業等からの相談事例等をホームページに速やかに掲載した。 (更新回数 169回、アクセス回数 459,119回) 〔ホームページの主な掲載内容〕 ・食品等検査関係情報（JAS規格、食品表示、調査研究報告、分析マニュアル等） ・農薬検査関係情報（登録・失効情報、農薬登録情報検索システム、農薬登録申請、GLP適合確認申請等） ・肥飼料検査関係情報（関係法令・通知、肥料登録申請手続き、肥料登録銘柄検索システム、肥料等試験法・飼料分析法・愛玩動物用飼料等の検査法、検査結果の公表等） ・OIEコラボレーティング・センターとしての活動（輸入飼料原料の有害物質のモニタリング結果及び概要、分析法、ハザードカード、飼料研究報告（要旨）等） ・ISO・Codex・国際協力関連情報 ・センター情報（行事・講習会等情報、相談窓口等） ・公表事項（独立行政法人通則法に基づく公表事項、調達情報等） イ 内閣府食品安全委員会等の動向や食品の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を事業者等に対して速やかに提供するため、希望者にメールマガジンを毎月3回以上、合計49回（3月末現在登録者数6,526、延べ配信数314,703通）配信した。 〔メールマガジンの主な掲載内容〕 FAMICの情報（行事・講習会等）及び食の安全と消費者の信頼確保に関する情報（各府省の報道発表資料等）</p>	<p>ホームページ ＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：顧客満足度3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。 メールマガジン ＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：顧客満足度3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

	<p>足度をアンケート調査等により測定する。</p> <p>また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。</p>	<p>広報誌 <定性的指標> ◇ 顧客満足度3.5以上：5段階評価平 均値</p>	<p>ウ 業務に関連した情報や知見などをわかりやすく提供するため、広報誌「大きな目小さな目」を4回（毎回5,000部）発行し、学校・教育関係等に配付した。</p> <p>[広報誌の主な掲載内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品及び肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材に関する情報 ・表示のQ&A ・行政情報 ・食と農のサイエンス <p>エ より効果的な情報提供の取組を進めるため、検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員を構成員とする情報提供推進委員会を12回開催し、ホームページ、メールマガジン、広報誌等における提供情報の的確性及びわかりやすさ等について検討を行った。</p> <p>オ 利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施した。各業務ごとの顧客満足度（5段階評価）の平均値は、次のとおり3.5以上の評価であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ 3.9 ・メールマガジン 4.0 ・広報誌 3.9 	<p>広報誌 <評定と根拠> 評定：B 根拠：顧客満足度3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
<p>② 事業者等からの講師派遣依頼等</p> <p>事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等に対して、適切かつ積極的に対応するため、事業者等の求める情報の内容に留意しつつ、検査等業務を通じて蓄積した専門的・技術的な知見を活用して情報を提供する。また、消費者からの相談が寄せられた場合は、行政サービスの一環として対応する。</p> <p>事業者等からの講習・講師派遣依頼等については、サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を</p>	<p>② 事業者等からの講師派遣依頼等</p> <p>事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等に対して、適切かつ積極的に対応するため、以下の取組を行う。また、消費者からの相談が寄せられた場合は、行政サービスの一環として対応する。</p> <p>ア 事業者等からの依頼を受けて、農業生産資材の安全等の確保、農林水産分野に関する標準化施策の推進、食品表示の適正化等に資する技術的な情報を提供する講習会等へ、講師を積極的に派遣する。</p> <p>イ 事業者等からの講習・講師派遣依頼等に適切に対応するため、顧客満足度が高かった講習等で使用したテキスト等のデータ</p>	<p><定性的指標> ◇ 顧客満足度3.5以上：5段階評価平 均値</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>② 事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等を適切かつ積極的に対応するため、次の取組を行った。</p> <p>ア 事業者等から依頼を受けて、講習会に94回（参加者7,531名）役職員を講師として派遣した。</p> <p>事業者等からの依頼に基づく研修を3回（参加者31名）行った。また、事業者等からの要請に応じて、委員会等に役職員を55回派遣した。</p> <p>イ 事業者等からの講習・講師派遣依頼等に適切に対応するため、顧客満足度が高かった講習会で使用したテキスト等のデータベース化を6件、更新等を9件行い、テキスト等作成作業の効率化を行った。（データベース化されたテキスト等</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：顧客満足度3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

<p>測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。</p>	<p>ース化やその更新等を行う。</p> <p>ウ 新たな原料原産地表示への対応を含む事業者等からの相談への対応の質の向上を図るため、受け付けた相談を整理し、重要な事例を相談事例集に収録し、相談業務処理マニュアルの改善を行う。</p> <p>エ 事業者等からの依頼による講習会及び講師派遣については、サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。</p> <p>また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。</p>		<p>96件)</p> <p>ウ 相談窓口業務においては、企業等からの食品の品質等に関する相談5,598件（うち、新たな原料原産地表示に関する相談77件）に対応した。また、消費者からの相談は、行政サービスの一環として対応した。</p> <p>（表1-4-1参照）</p> <p>事業者等からの相談への対応の質の向上を図るため、受け付けた相談を整理し、重要な事例1件を「企業相談事例集」に追加収録するとともに既存の収録内容を精査し、相談対応マニュアルの改善を行った。（全収録数32件）</p> <p>エ 提供情報の的確性、わかりやすさ、受講者のニーズ及び業務の成果・効果の把握等に資するため講師派遣、依頼に基づく研修の業務について、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施するとともに受講者による今後の業務への活用について把握した。顧客満足度（5段階評価）の平均値は、4.6であった。</p> <p>なお、事業者等からの依頼による講習会等への講師派遣のうち個別に顧客満足度が3.5を下回ったものが1件あったことから、アンケート調査で把握した意見や要望並びに聴取を基に、原因が受講者ニーズの不一致及び準備不足による講習内容の理解不足であることを究明し、改善措置として派遣前に受講者ニーズと講演内容が適切かを確認するとともに事前予行演習の実施徹底による十分な準備を行うことを各地域センター等に対して周知した。</p>	
<p>③ 講習会の開催</p> <p>農業生産資材の安全等の確保、農林水産分野に関する標準化施策の推進、食品表示の適正化等に資するため、事業者、検査機関、都道府県等に対して、法令に関する知識、検査技術、分析技術、食品の品質・表示等に関する講習会を開催する。</p> <p>FAMICが主催する講習会については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価</p>	<p>③ 講習会の開催</p> <p>農業生産資材の安全等の確保、農林水産分野に関する標準化施策の推進、食品表示の適正化等に資するため、検査等業務を通じて蓄積された技術的知見を事業者等へ提供するものに特化し、次の取組を行う。</p> <p>ア 事業者を対象に、農業生産資材、食品等に関する専門技術的知見を活用した講習会を7回以上開催する。</p>	<p><定性的指標></p> <p>◇ 顧客満足度3.5以上：5段階評価平均値</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>③ 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、次の取組を行った。</p> <p>ア 事業者を対象に食品等に関する専門技術的知見を活用した講習会を7回（参加者175名）開催した。このうち、食品表示法の新たな原料原産地表示の施行を踏まえ、地方公共団体等と協力しFAMIC職員等が講師として講習会を全国2カ所で開催し、適正な食品表示の普及に寄与した。また、事業者からの相談が多かった「有機食品の検査認証等」の講習会を全国3カ所で開催し、有機JAS規格の普及を図った。</p> <p>更に新たな講習テーマとして、普及が進む食品安全マネジメントシステムに対応した具体的な対策手法を検討する事業者の課題、同システムの普及を受けた効率的な食品表示監視業務手法を検討する農林水産省の意向を踏まえ、食品安全マネジメントシステムに関する講習会を2回開催し事業者による自発的な偽装防止の取組を支援した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>根拠：顧客満足度4.2と指標を上回ったことに加え、新たに食品安全マネジメントシステム講習会を企画し、事業者の食品偽装防止の取組を支援した。これにより、今後も事業者から継続的な開催が望まれる講習会の実施を可能とし、食品表示の適正化の実現に寄与したことから計画における所期の目的を上回る成果が得られていると認められる。</p>

<p>で3.5以上の評価となることを目標とする。</p>	<p>イ 都道府県の職員を対象に、肥料の分析に関する講習会を1回以上開催する。</p> <p>ウ 都道府県の消費生活センターの職員等を対象に、食品の品質、検査分析技術等に関する研修を7回以上開催する。</p> <p>エ 主催講習会については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。</p> <p>また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。</p>	<p>【特筆事項等について（創意工夫等）】</p> <p>食品安全マネジメントシステムに関する講習会は、これまで取り扱ったことのないテーマであったが、食品安全マネジメントシステムの要求事項の内容分析、過去の食品偽装事例の検証、技術士等の識者からアドバイスを受ける等の新たな取組を実施することで食品表示の監査手法、食品偽装防止プランの概要に関する情報を整理し、質の高い講習会資料を作成した。加えて、事前演習を入念に実施し多くの職員の意見を出し合い受講者の理解を得やすい内容へと改善を図った。その結果、本講習会は、募集定員を上回る申し込みと高い評価結果(4.4)を得るなど事業者の関心の高さが窺えるものであった。</p> <p>これらの取組は、今後も継続的な開催が望まれる講習会の実施を可能とし、食品表示の適正化の実現に寄与する成果であった。</p> <p>イ 都道府県の職員を対象に、分析に関する講習会として「肥料分析実務者研修」を1回（参加者8名）開催した。</p> <p>ウ 都道府県の消費者担当部局及び消費生活センター職員等を対象として、食品の品質、検査分析技術等に関する研修を7回（参加者115名）及び都道府県の飼料業務担当の職員を対象として飼料等安全性検査技術に関する研修を1回（参加者8名）開催した。</p> <p>エ サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、主催講習会について、利用者等に対するアンケート調査による効果測定を実施するとともに受講者による今後の主催講習会への活用について把握した。各業務ごとの顧客満足度（5段階評価）の平均値は、4.2であった。</p>	
<p>(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上</p> <p>検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上を図るため、以下の取組を行う。</p>	<p>(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上</p> <p>検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上を図るため、以下の取組を行う。</p>		

<p>① 分析業務の精度管理</p> <p>分析試験を伴う検査等業務に係る信頼性を確保するため、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行う。</p>	<p>① 分析業務の精度管理</p> <p>分析試験の信頼性向上のため引き続きISO/IEC17025の自己適合宣言の取組を推進するとともに、分析試験を伴う検査等業務に係る信頼性を確保するため、作業手順書等の基準文書に基づく業務管理及び技術管理を推進し、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行う。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇ 外部技能試験の実施予定数に対する実施率</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 分析試験等の信頼性確保を図る観点から、本部の検査部門に整備した体制に基づき、加工食品のアクリルアミドや肥料の重金属の分析試験等6分析項目について、ホームページでの公表等により自己適合宣言の国際規格であるISO/IEC 17050-1に基づき、ISO/IEC 17025 (2005)に適合している旨の自己適合宣言を行った。</p> <p>また、地域センターにおいても自己適合宣言に向けて体制の整備を図った。このうち、加工食品中のアクリルアミドの定量試験については本部及び神戸センターで宣言するとともに、野菜・果実中の残留農薬試験については宣言の対象範囲を横浜事務所及び神戸センターに拡大した。</p> <p>また、ISO/IEC 17025 (2005)の自己適合宣言への取組のほか、検査・分析に係る信頼性を確保するため、検査等業務に応じて次の取組を行った。</p> <p>○肥料の検査・分析</p> <p>ISO/IEC 17025 (2005)の考え方に従い、肥料試験品質マニュアル及び信頼性確保に係る手順書等に基づき、業務管理及び技術管理を行った。また、担当部長をトップマネジメントとし、肥料試験マネジメントシステムのマネジメントレビューを行い、内部監査、外部精度管理、内部品質管理等の結果を検証した。</p> <p>○農薬の検査・分析</p> <p>ISO/IEC 17025 (2005)の考え方に従い構築した分析業務管理システムに基づき、業務管理及び技術管理を行った。</p> <p>○飼料及び飼料添加物並びにペットフードの検査・分析</p> <p>GLPの考え方に従い、試験責任者、信頼性保証部門等から構成する信頼性保証体制及び試験操作手順書に基づき、試験を実施し、信頼性保証部門による査察を行った。また、飼料等試験業務信頼性確保委員会を開催し、査察等の検証を行った。このほか、かび毒試験及びPCR試験については、ISO/IEC 17025 (2005)認定を取得した。</p> <p>○食品等の検査・分析</p> <p>ISO/IEC 17025 (2005)の考え方に従い、基準文書に基づき、試験を実施し、分析野帳や試験管理台帳等の必要な記録の励行と確認を行った。</p> <p>全ての分析試験業務について内部精度管理を適正に実施するとともに、ISO/IEC 17025 (2005)に基づくマネジメントシステムを構築した業務等については外部機関が主催する技</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>根拠：計画のとおり外部技能試験を実施していることに加え、ISO/IEC 17025 (2005)自己適合宣言の取組については、本部で構築した体制に基づき自己適合宣言を実施するとともに、地域センターでも自己適合宣言に向けて体制の整備を図った結果、国際的に通用するISO規格に準拠したマネジメントシステムの体制を構築できた。また、飼料検査部門において自己適合宣言を実施したことにより農林水産省の認定取得要請に迅速に応えることができ農林水産省の施策に貢献できたことから計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>	
--	---	---	--	--	--

			<p>能試験に検査分析に携わる職員を参加（16回、延べ57名）させた。</p> <p>【実施率100%（16/16）】</p> <p>【特筆事項等について（創意工夫等）】</p> <p>ISO/IEC 17025(2005)自己適合宣言に係る取組をFAMIC全体で推進するに当たっては、平成29年度と同様に各検査部門の職員で構成する品質システム委員会においてその対応方法について検討を行い、本部に構築した体制を地域センターで参考とするため本部の各検査部門が作成した手順書をFAMIC全体で共有化するとともに、地域センターにおいて自己適合宣言を実施する上で重要な課題である内部監査員を効率的に養成するため、本部に外部講師を招き、多数の地域センター検査担当職員を招集した研修の開催等を実施した。</p> <p>また、飼料検査部門においては、自己適合宣言を活用してISO/IEC 17025(2005)の認定を短期間で取得し、農林水産省の認定取得要請に迅速に応えることができた。</p>	
<p>② 技術研修の実施</p> <p>検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、分析技術、分析機器の操作、分析の精度管理、関係法令に基づく立入検査、その他検査等業務の的確な遂行に必要な研修を計画的に実施する。</p>	<p>② 技術研修の実施</p> <p>検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力の継続的向上を推進するため、平成30年度職員技術研修計画に基づき、分析技術、分析機器の操作、分析の精度管理、関係法令に基づく立入検査、その他検査等業務の的確な遂行に必要な研修を実施する。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇ 実施率：100% （実施件数／計画件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>② 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、平成30年度職員技術研修計画（全48件）に基づき、次のとおり研修を行った。</p> <p>【実施率100%（48/48）】</p> <p>なお、研修の実施に当たっては、研修効果の適切な評価に資するためのレポート等により研修効果を検証するとともに、必要に応じて講義内容及び講師選定の見直しを行った。</p> <p>また、事前学習課題を配布するなど、効果的な実施に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用者研修等 2件 新規採用者等を対象とした研修のほか、採用後3年目程度の職員を対象とした研修を実施した。 ・分析研修 10件 食品表示検査関係分析業務研修、肥料分析実務者研修、農薬残留分析専門技術、GC/MS等の分析機器のメンテナンス及び操作等に関する分析技術研修を行った。 ・業務研修 31件 各法令に基づく立入検査に関する知識及び技術を習得するため、JAS法及び食品表示法立入検査員内部研修、肥料及び土壌改良資材の法令等研修、飼料及びペットフードの法令等研修、農薬取締法に基づく農薬等の集取及び立入検査に係る研修等を行った。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり検査等業務の的確な遂行に必要な研修を計画的に実施しており、所期の目標を達成している。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> 資格取得研修 3件 ISO9000審査員研修、農薬GLP基礎研修等の資格取得に係る研修等を行った。 その他 2件 調査研究倫理研修及び放射線障害予防規程に基づく教育・訓練を実施した。 	
<p>(4) 関係機関との連携</p> <p>① 国民生活センターとの連携 独立行政法人国民生活センターとの連携については、同センターが実施する商品テスト事業に必要な分析のうちFAMICのみが分析可能な項目を対象に、具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを定めた両者間の協定に基づき、適切に対応する。</p>	<p>(4) 関係機関との連携</p> <p>① 国民生活センターとの連携 独立行政法人国民生活センターとの連携については、両者間の協定に基づき、適切に対応する。</p>	<p><定性的指標></p> <p>◇ 国民生活センターからの依頼による分析</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 独立行政法人国民生活センター（以下「国セン」という。）との協定（平成23年5月17日締結）に基づき、FAMICが分析対応する事案はなかった。 なお、国センとの合意（平成20年3月3日合意）に基づきFAMICの主催する研修会の講師として国セン職員の招へい（1回）、本部に設置されたPIO-NETの端末の利用、国センが開催する商品・テスト分析・評価委員会への委員派遣（1回）等の連携を図った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。 なお、指標のない業務については計画のとおり適切に実施している。</p>
<p>② 国際技術協力要請 独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れを行う。</p>	<p>② 国際技術協力要請 農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れを行う。</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇ 専門家の派遣実施率：100%（派遣実施件数／依頼件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>② 独立行政法人国際協力機構（JICA）から技術協力専門家の派遣要請があり、職員を1回（1名）派遣した。 【実施率100%（1/1）】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：要請のあった技術協力専門家の派遣実施率が100%であり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>
		<p><定量的指標></p> <p>◇ 海外からの研修員の受入実施率：100%（受入件数／依頼件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>韓国政府機関（国立畜産科学院）、（独）家畜改良センター及びJICAからの要請により海外からの研修員を受入れ、FAMICの業務概要、飼料安全制度、農薬登録制度等に関する研修を5回（延べ29か国、42名）実施した。 なお、研修の日程や資料作成を含む内容の策定にあたっては、研修生の要望に応えることができるよう努めるべく、要請先及び研修担当者と事前調整を行うことで、効率的かつ効果的に実施することができた。 【実施率100%（5/5）】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：要請のあった海外からの研修員受入実施率が100%であり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>

4. その他参考情報

様式3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成30年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-1	業務運営の改善		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省30-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務運営の改善	業務運営の改善状況	—	業務運営懇談会1回開催 無駄削減プロジェクトチーム2回開催	業務運営懇談会1回開催 環境配慮・無駄削減推進委員会3回開催	業務運営懇談会1回開催 環境配慮・無駄削減推進委員会3回開催	業務運営懇談会1回開催 環境配慮・無駄削減推進委員会3回開催	業務運営懇談会1回開催 環境配慮・無駄削減推進委員会3回開催	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
	以下の事業計画の実施にあたっては、法人の効率的な運営に資するため、人材、施設及び経費の活用において、各職員が自身の業務を点検し常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<定量的指標> ○ 業務運営の改善中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：◇小項目1(項目)×3点(A)=3点 A：基準点(2)×12/10 ≤ 各小項目の合計点(3) <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施するとともに、新しいマネジメントシステムの運用やワークライフバランスの充実など能動的に業務運営の改善を図った。		評定 <評定に至った理由>
1 業務運営の改善 業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成26年7月25日総務大臣決定)等を踏まえ、法人運営に関する重要事項や業務の進捗状況について評価・点検するとともに、国民目線を取り入れた業務改善活動	1 業務運営の改善 効率的な法人運営と継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行う。 ① 効率的・効果的な業務運営が行われているか確認するため、四半期毎に予算の執行状況及び業務の進捗状況を役員会で審議する。 ② 外部の有識者を含めた業務運営に関する懇談会を年1回開催し、業務運	<定性的指標> ◇ 業務運営の改善状況	<主要な業務実績> 効率的な法人運営と継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行った。 ① 事業計画に基づく各部門の業務進捗状況を四半期ごとに取りまとめ、役員会において法人運営に関する重要事項や業務の進捗状況について審議することにより、予算の執行状況と業務の進捗状況を一体的に把握し、以後の業務執行に対する指示を行った。 ② 外部の有識者の参画による「業務運営懇談会」を開催し、平成29年度の業務実績評価案、平成30年度業務実施状況などについて説明を行った。外部の有識者からは、「英語のホームページをもう少し充実させたら海外の人も沢山見ることができると思う」等の意見を受けた。外部の有識者からの意見に対応して適宜改善を図るとともに、その対応状況についてフォローアップを行い、平	<評定と根拠> 評定：A 根拠：計画のとおり業務運営の改善の取組を実施したことに加え、業務運営の改善を推進するため、勤務時間管理システムをカスタマイズした結果、より迅速かつ正確な管理が可能となり、ペーパーレス化、自動集計化等で大幅な負担減が図られた等、業務運営の改善に成	

<p>の取組を行う。</p>	<p>営全般についての助言を受けることにより、国民の目線を取り入れた業務改善活動を行う。</p> <p>③ 業務運営の改善を推進するため、役職員からなる環境配慮・無駄削減推進委員会において、「国の行政の業務改革に関する取組方針 ～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成26年7月25日総務大臣決定)等を踏まえ、業務改善が図られる取組の検討を行う。</p>	<p>成31年度の業務運営懇談会で報告することとしている。</p> <p>③ 業務運営の改善を推進するため、役職員からなる環境配慮・無駄削減推進委員会の会合を3回開催した</p> <p>【特筆事項等について（創意工夫等）】</p> <p>勤務時間管理システム（以下「システム」という。）を平成29年6月に導入した当時には、出勤簿管理の代用とフレックスタイム、超過勤務時間の管理を目的としていたが、管理運用していく中で、運用後の課題として、出退勤時間管理以外の勤務状況の把握やシステム入力作業の更なる効率化、申請・承認にかかる二重処理の見直し、月次集計作業の煩雑性の是正、システム機能の最大限の活用、システム操作及び手動集計による誤払いリスクの改善が明らかとなり、更に勤務時間管理業務を改善するためにカスタマイズを実施した。</p> <p>カスタマイズを実施するには、できる限り予算を抑えることが求められている中、本部・地域センターの担当者の導入以降の意見を踏まえ、システム機能の問題点、職員や事務担当者が利用しやすい操作環境の模索、制度に沿った申請から集計に至る表記や計算方法等のプロセスの問題点を一つ一つ抽出することで、手戻りがないよう効率的に作業を行った。</p> <p>カスタマイズ実施後は、勤務管理者が承認する項目(出張・外勤、育児時間の取消、職務専念義務免除、休日出勤(振休等を含む)他)のほぼ全てを紙媒体からシステム機能を活用することで対応したため、より正確な定時内勤務管理と定時外や休日等の時間外勤務の反映がなされた。なおかつ、非常勤職員は職員と異なる制度であることや職員の病気休暇除外日など特殊なケースがあるが、就業週報月報の表記が分かりやすくなり、適正でタイムリーな勤務時間の把握・管理が行われることとなった。</p> <p>また、操作者に応じた詳細な操作マニュアルの作成・周知及び各官署においてシステム活用方法に関する説明会を行い、職員の適正な勤務時間管理にかかる意識の醸成が同時になされたこと、自動集計等のシステムの質の向上による誤払いリスクの低減やペーパーレス化により、事務担当者の転記及び手動集計作業及び問い合わせ対応等の大幅な負担軽減が図られた。</p> <p>こうした努力により、限られた予算と期間でより高い成果が発揮でき、更に職員のシステムに対する利便性を向上することができた。</p>	<p>果があったことから、計画における目標を上回る成果が得られていると認められる</p>	
----------------	--	---	--	--

4. その他参考情報

様式3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成30年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-2	業務運営コストの縮減		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省30-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(1) 業務運営コストの縮減 (一般管理費削減率)	3%以上の抑制	322,860千円 (人件費及び合同庁舎維持分担当金除く)	4.5%削減 (496,799千円)	6.8%削減 (335,185千円)	3.7%削減 (322,860千円)	3.6%削減 (311,374千円)		経常経費のみを比較している。
(業務経費削減率)	1%以上の抑制	698,233千円	12.5%削減 (669,378千円)	7.3%増加 (718,713千円)	2.8%削減 (698,233千円)	4.5%削減 (666,915千円)		〃
(2) 業務運営コストの縮減状況	業務運営コストの縮減状況	－	アウトソーシング6件、無駄削減の取組目標の策定・実施	アウトソーシング6件、分析機器の集約化	アウトソーシング5件、分析機器の集約化、業務フローコスト分析結果を踏まえた旅費関係業務の軽減	アウトソーシング4件、業務フローコスト分析結果を踏まえた旅費関係業務の軽減		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
	以下の事業計画の実施にあたっては、法人の効率的な運営に資するため、人材、施設及び経費の活用において、各職員が自身の業務を点検し常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<定量的指標> ○ 業務運営コストの縮減中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目3(項目)×2点(B)=6点 B：基準点(6)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(6) < 基準点(6)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき、的確に実施した。		評定 <評定に至った理由>
2 業務運営コストの縮減 (1) 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費及び合同庁舎維持等分担金を除く。)については少なくとも平成29年度比3%以上の抑制、業務経費	2 業務運営コストの縮減 (1) 人件費を除く運営費交付金を充当して行う事業について、少なくとも平成29年度比で一般管理費(合同庁舎維持等分担金を除く。)3%以上、業務経費を1%以上抑制することを目標に、	<定量的指標> ◇ 一般管理費削減率(人件費及び合同庁舎維持等分担金を除く。):3%以上 ◇ 業務経費削減率:1%以上	<主要な業務実績> (1) 人件費を除く運営費交付金で行う事業については、平成29年度と比較すると一般管理費については3.6%減、業務経費については4.5%減となった。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：一般管理費は平成29年度比3.6%減となり、計画における所期の目標を達成している。 <評定と根拠> 評定：B	

<p>については少なくとも平成29年度比1%以上の抑制をすることを目標に削減する。</p>	<p>(2)による業務の見直し及び効率化を進める。</p>			<p>根拠：業務経費は平成29年度比4.5%減となり、計画における所期の目標を達成している</p>	
<p>(2) 業務運営コストの削減に当たっては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、業務フロー・コスト分析結果に基づき業務改善を図る。また、業務運営の効率化が図られるものについては、アウトソーシング等を実施する。</p>	<p>(2) 業務運営コストの削減に当たっては、次の取組を行う。</p> <p>① 関連規程等に基づき積極的にアウトソーシングを実施する。</p> <p>また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、業務運営の効率化を図るため、業務フロー・コスト分析の結果に基づき業務の改善を行うことを通じてその運営コストの削減に努める。</p> <p>② 設置している分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を定期的に行い、調査結果に基づいて他のセンター等への移設や他の検査等業務での有効活用を図るとともに、更新時期の延長等に資するため、効果的な保守点検を行う。</p> <p>③ 役職員からなる環境配慮・無駄削減推進委員会において、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、無駄削減の取組目標を定め、厳格な自己評価を行う。</p>	<p><定性的指標> ◇ 業務運営コストの削減状況</p>	<p>(2) 業務運営コストの削減に当たっては、次の取組を行った。</p> <p>① 「アウトソーシング実施規程」に基づき、外部委託することにより業務運営の効率化に資するものとして、次に掲げる業務についてアウトソーシングを行い、業務の効率化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残留農薬分析用混合標準液及びびかび毒分析用混合標準液の調製作業 ・メールマガジンの配信作業 ・広報誌の編集及び発送作業 ・技術情報等の翻訳作業 <p>また、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）を踏まえて前年度に作成した「旅費請求の手引き」を引き続き旅費事務担当者及び各職員に対して周知した結果、旅費関係業務全体の従事時間が2.0%軽減された。</p> <p>② 分析機器等については、稼働状況を踏まえ、センター内で集約化を実施するとともに、更新時期の延長等に資するため、点検等に係る統一的な基準である「FAMICにおける分析機器整備・管理方針」に基づき、効果的な保守点検を行った。</p> <p>③ 環境配慮・無駄削減推進委員会において、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、無駄削減の取組目標を定め、平成31年3月に目標の達成状況を評価するための会議を開催し、自己評価を行った。</p> <p>(表2-2-1参照)</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり業務運営コストの削減に取り組み、目標の水準を満たしている。</p>	


4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成30年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-3	人件費の削減等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省30-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人件費の削減	人件費（平成29年度予算額以下）	4,411,524千円 (平成29年度予算額)	4,203,163千円 (実績額)	4,261,626千円 (実績額)	4,307,897千円 (実績額)	4,362,037千円 (実績額)		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
	以下の事業計画の実施にあたっては、法人の効率的な運営に資するため、人材、施設及び経費の活用において、各職員が自身の業務を点検し常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<定量的指標> ○ 人件費の削減等 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目1(項目)×2点(B)＝2点 B：基準点(2)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(2) < 基準点(2)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき、的確に実施した。		評定 <評定に至った理由>
3 人件費の削減等 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を平成29年度以下とする。	3 人件費の削減等 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を平成29年度以下とする。	<定量的指標> ◇ 人件費(平成29年度予算額以下) ただし、退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。	<主要な業務実績> 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の給与を参酌し、国と同水準を維持しており、平成30年度のラスパイレス指数(事務・技術職員)は97.8であった。 役職員の報酬・給与等については、報酬水準の妥当性に係る検証結果や取組状況について平成29年度分までをホームページにおいて公表した。 また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)等を踏まえ、職員給与規程を改正し、一般職員俸給表	<評定と根拠> 評定：B 根拠：人件費は平成29年度予算額以下であり、計画における所期の目標を達成している。	

<p>また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成29年11月17日閣議決定）に基づき適切に実施する。</p>	<p>また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成29年11月17日閣議決定）を踏まえ、適切に対応する。</p>	<p>を平成30年4月から平均0.2%引上げ、併せて勤勉手当及び期末特別手当の支給割合の引上げ等を行ったところである。</p> <p>総人件費については、常勤職員数を平成30年1月1日時点（※）の631名から631名（平成31年1月1日時点）と同数であるものの、人員の新陳代謝により平成29年度と比較して人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）が1.1%減額となった。</p> <p>※ 独立行政法人通則法第60条の規定による常勤職員数の国会報告基準日である。</p>	
---	--	---	---

4. その他参考情報

様式3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成30年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-4	調達等合理化の取組		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省30-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
調達等合理化の取組（一者応札・応募割合）	競争性のある契約に占める一者応札・応募割合	42%以下	39%	43%	45%	47%		
調達等合理化の取組（随意契約によることができる事由の明確化）	随意契約によることができる事由の明確化	—	契約監視委員会による事後評価の実施	契約監視委員会による事後評価の実施	契約監視委員会による事後評価の実施	契約監視委員会による事後評価の実施		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><定量的指標></p> <p>○ 契約の点検・見直し</p> <p>中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：C</p> <p>根拠：◇小項目1(項目)×2点(B)＋小項目1(項目)×1点(C)＝3点</p> <p>C：基準点(4)×5/10 ≤ 各小項目の合計点(3) < 基準点(4)×9/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p> <p><業務の評価></p> <p>事業計画に基づき実施したが、競争性のある契約に占める一者応札・応募割合が目標値の42%を満たさなかった。</p>		<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>
<p>4 調達等合理化の取組</p> <p>調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、FAMICが策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、以下の取組を行う。</p>	<p>4 調達等合理化の取組</p> <p>公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行う。</p> <p>(1) 調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等に基づき策定する「調達等合理化計画」を着実に実施する。</p> <p>(2) 一般競争入札については、</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇ 競争性のある契約に占める一者応札・応募割合：42%以下(平成26年度から平成28年度までの3年間の平均を上回らないこととする。)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行った。</p> <p>(1) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等に基づき、「調達等合理化計画」を策定し実施した。(表2-4-1参照)</p> <p>(2) 調達等合理化計画に基づく一者応札・応募の割合は件数で47.3%となり、目標の水準を満たさなかった。これは、庁舎清掃、空調設備点検等の複数年契約件数が、昨年度の13件から本年度は2件に大幅に減少したこと等により、目標の水準(過去3カ年の平均)を上回ったものである。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：C</p> <p>根拠：調達等合理化計画に基づく一者応札・応募の改善のための考えられ得る手段を尽くした不断の取組を行ったが、47.3%となり、目標の水準を満たすことはできなかった。</p>	

<p>(1) 契約については原則一般競争入札とし、一者応札・応募等の改善に不断に取り組み、競争性のある契約に占める一者応札・応募割合を42%以下とする。</p>	<p>幅広く周知し、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の改善に不断に取り組み、一層の競争性が確保されるように努める。また、契約監視委員会からの指摘事項については、改善のための確実な取組を行う。</p>		<p>一者応札・応募の改善については、これまでのメールマガジン等を活用した調達情報の提供、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の取組に加え応札に参加しなかった事業者からのアンケートを分析し入札に反映することなどによる複数者応募の増加（3件）、少額随意契約の集約による競争性のある契約数の増加（7件）により、一者応札・応募の割合を9.0ポイント抑制するなど、競争性の確保に向けて考えられ得る手段を尽くして不断の取組を行ったが、分析機器やシステムの保守など対応できる業者が1者のみの契約について改善に至らなかったため、目標の水準を満たさなかったものであり、今後も競争性の確保に向けて不断の努力を継続することとしている。</p> <p>これら一者応札・応募の案件（平成29年度第3、第4四半期分及び平成30年度第1、第2四半期分）については、外部有識者を交えた契約監視委員会において妥当性及び改善方策について審議及びフォローアップを行うとともに、当該委員会概要をホームページで公表した。</p> <p>また、過去の不適正経理に係る再発防止強化策をはじめとする発注・検収事務に係る自己点検を行い、適切に処理されていることを確認するとともに、再発防止強化策の風化を防ぐため、各地域センター等業務管理課長等や担当者に対して当該対策の策定経緯を含め定期的に周知し、不祥事の未然防止・再発防止の再認識に努めた。</p>	
<p>(2) 随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知）に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。</p>	<p>(3) 随意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知）が発出されたことにより、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。</p> <p>(4) 調査研究業務に係る調達については、透明性を高める観点から、他の独立行政法人の優良な事例等を収集し、応用の</p>	<p><定性的指標> ◇ 随意契約によることができる事由の明確化</p>	<p><主要な業務実績> (3) 随意契約については平成27年7月に改正した契約事務取扱規程に基づき、随意契約による事由を明確にした「随意契約理由書」により、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施するとともに、調達等合理化検討会において当該調達手続について点検を受けた。</p> <p>また、平成30年6月に策定した「調達等合理化計画」に基づき、競争性のない随意契約の減少に努めた。競争性のない契約件数は12件であったが、いずれも取扱業者が特定され、競争の余地がないものとして、随意契約による事由を明確にし、当該事由については契約監視委員会において事後評価が行われ、その妥当性を確認した。 (表2-4-2参照)</p> <p>(4) 調査研究業務に係る調達について、平成23年2月に開催された「研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）」及び「同検証会議（関係法人）」における検討内容の情報収集を行うとともに、FAMICでの応用の可能性につい</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり調達等合理化計画に基づく随意契約における事由の明確化等に適切に取り組んでおり、目標の水準を満たしている。</p>

	<p>可能性を検討する。</p> <p>(5) 密接な関係にあると考えられる法人と契約する場合には、契約締結日、契約先の名称、契約金額等の情報に併せ、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況をホームページで公表する。</p> <p>(6) 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく公表及び点検・見直しを着実に実施する。</p>	<p>て検討を行った結果、新たに応用できる事例は見受けられなかった。</p> <p>(5) FAMICで管理監督の地位にあった者が再就職しており、かつ、FAMICとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている法人との契約した場合には、平成23年7月1日の入札公告等に係る契約からFAMICのホームページで公表することとしており、平成30年度は該当する契約はなかった。</p> <p>(6) 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づき、平成29年度における公益法人への支出状況等をホームページに公表した。</p> <p>なお、農林水産省によるFAMICから公益法人への支出に係る点検の結果、見直しを行う必要のある支出はなかった。</p>	
--	--	---	--

4. その他参考情報

様式3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成30年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-1	保有資産の見直し等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省30-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保有資産の見直し等	保有資産の見直し状況	—	特許権の放棄2件	特許権の放棄2件	保有資産の維持	特許権の放棄1件		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><定量的指標></p> <p>○ 保有資産の見直し等 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：◇小項目1（項目）×2点（B）=2点 B：基準点（2）×9/10 ≦ 各小項目の合計点（2）<基準点（2）×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p> <p><業務の評価></p> <p>事業計画に基づき的確に実施した。</p>		<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>
<p>1 保有資産の見直し等</p> <p>保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。</p>	<p>4 保有資産の見直し等</p> <p>保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を確認し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。</p>	<p><定性的指標></p> <p>◇ 保有資産の見直し状況</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>保有資産の見直し等については、保有している庁舎及びその敷地3箇所（農薬検査部、神戸センター、福岡センター）、ほ場1箇所（岩槻ほ場）、分析機器等について、利用・稼働状況に係る調査を実施し、保有の必要性の見直しを行った。（表3-1-1参照）</p> <p>なお、宿舍及び福利厚生施設は保有していない。</p> <p>特許権2件については登録・保有コストを削減する観点から、役職員で構成する職務発明審査会において、保有する特許について保有の必要性の検証を行った。その結果、「被加熱処理動物性組織由来原料検出試薬」を放棄することとし、「生糸ずる節検出方法および装置」を維持した。（表3-1-2参照）</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：計画のとおり保有資産の必要性について見直ししており、目標の水準を満たしている。</p>	

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成30年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-2	自己収入の確保		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省30-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
自己収入の確保	自己収入確保の状況	—	—	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・保有特許の周知・広報 ・手数料の見直し		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
		<定量的指標> ○ 自己収入の確保 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目1(項目)×2点(B)=2点 B：基準点(2)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(2) < 基準点(2)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 計画に基づき、自己収入を確保するための確に取組を実施した。		評定	<評定に至った理由>
2 自己収入の確保 FAMICの事業の目的を踏まえつつ、依頼に基づく検査及び講師の派遣等について適切に対応するとともに、受益者の負担の水準について不断の見直しを図ること等により、自己収入の確保に努める。	5 自己収入の確保 自己収入を確保するため、次の取組を行う。 (1) 主催講習会の実施については、ニーズの把握に努め、適切に実施する。 (2) 事業者、生産者、都道府県等からの依頼に基づく検査及び講師派遣等について、ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて周知・広報を行う。 (3) 保有の必要性が認められ	<定性的指標> ◇ 自己収入確保の状況	<主要な業務実績> 自己収入を確保するため、次の取組を行った。 (1) 講習事業については、アンケート調査や聞き取りによりニーズを把握し適切に実施した。 (2) 事業者等が主催する講習会へ有料で講師派遣を行っていること等について、引き続きホームページ、メールマガジン等を通じて周知・広報を行った。 (3) 特許収入の拡大に資するよう、現在保有している特許	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり自己収入を確保するための取組を行っており、目標の水準を満たしている。		

	<p>る特許権については、特許による収入を図るため周知・広報する。</p> <p>(4) 役員会等において手数料の見直しを行い、必要に応じて改定する。</p> <p>(5) 寄付金の申し出があった場合には、当該申出者とFAMICの業務との関係に留意して適切に対応する。</p>		<p>については引き続き独立行政法人工業所有権情報・研修館の開放特許情報データベースでの掲載等により周知・広報を図った。</p> <p>(4) 講師派遣等に係る手数料については、最新の根拠資料に基づき試算し、手数料等の単価を改定した。また、改定内容はホームページに掲載し、事業者等に周知を図った。</p> <p>(5) 寄付の申し出については該当する事案はなかった。</p>		
--	--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>

様式3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成30年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-3	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省30-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組	—	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組の実施	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組の実施	経費（業務経費及び一般管理費）節約に係る取組の実施	経費（業務経費及び一般管理費）節約に係る取組の実施		
法人運営における資金の配分状況	法人運営における資金の配分状況	—	適切に資金を配分した	適切に資金を配分した	適切に資金を配分した	適切に資金を配分した		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><定量的指標></p> <p>○ 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：◇小項目2（項目）×2点（B）＝4点</p> <p>B：基準点（4）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（4）<基準点（4）×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き適切に対応する。</p> <p><業務の評価></p> <p>事業計画に基づき、的確に実施した。</p>		<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>
—	<p>1 予算</p> <p>2 収支計画</p> <p>3 資金計画</p>	<p><定性的指標></p> <p>◇ 経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>平成30年度においても予算の執行を適切に行い、平成29年度に引き続き、業務経費、一般管理費の削減に取り組んだ。財務諸表等参照。</p> <p>独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、平成30年度の財務諸表等について監査法人による監査を受けた。その結果、会計報告については準拠すべき会計基準に従い適正に処理されていること、また、財務状況、運営状態等に関する情報が正しく表示されていることが確認された。</p>		<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組を実施した。</p>
	—	<p><定性的指標></p> <p>◇ 法人運営における資金の配分状況</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>平成27年度から行政執行法人へ移行し、単年度管理型の経理となったことから、予算不足が生じないように定期的に執行状況を把握するとともに、適切かつ効率的な資金配分を行った。（表3-3-1参照）</p>		<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：適切に資金を配分した。</p>

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成30年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-4	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビ	ユー

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
短期借入金の限度額	法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み	—	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
		<定量的指標> ○ 短期借入金の限度額 中項目の評価は、小項目別（◇）の評価結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定： — 根拠：実績がないため評価せず。 <課題と対応> 引き続き適切に対応する。 <業務の評価> —		評価	—
—	第4 短期借入金の限度額 平成30年度：9億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延 公務災害及び通勤災害が発生した場合の災害補償費	<定性的指標> ◇ 法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み	<主要な業務実績> 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定： — 根拠：実績がないため評価せず。		

4. その他参考情報

様式3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成30年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-1	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省30-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
職員の人事に関する計画（人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し）	人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し	—	人事評価システムによる評価及びシステムの見直しを実施した。	人事評価システムによる評価を実施した。	人事評価システムによる評価及びシステムの見直しを実施した。	人事評価システムによる評価を実施した。		
職員の人事に関する計画（女性登用の促進状況）	女性登用の促進状況	—	①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は5.9%	①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は8.2%	①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は7.1%	①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は5.8%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><定量的指標></p> <p>○ 職員の人事に関する計画 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：C 根拠：◇小項目1（項目）×2点（B）+小項目1（項目）×1点（C）=3点 C：基準点（4）×5/10 ≤ 各小項目の合計点（3）<基準点（4）×9/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p> <p><業務の評価></p> <p>事業計画に基づき的確に実施した。</p>		<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>
1 職員の人事に関する計画 FAMICの人事評価システムにより職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人材配置を行い、職員の意欲向上、能力の最大化を図る。 また、業務の円滑な推進を図るため、農林水産省等との計画的な人事交流や研	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） FAMICの人事評価システムにより職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人材配置を行い、職員の意欲向上、能力の最大化を図る。 また、農林水産行政との連携を図り、業務の円滑な推進を図るため、次の取組を行う。 (1) 適切かつ効率的な業務運営を図るた	<p><定性的指標></p> <p>◇ 人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>職員の人事については、本人の希望等も尊重しつつ、人事評価システムによる評価を実施することにより職員それぞれの能力や実績の要素を総合的に判断し、人材配置を行った。 人事評価システムについては、検証を行った結果、平成30年度においては見直しはなかった。 (1) 適切な要員・人事配置 適切かつ効率的な業務運営を図るため、本部及び地域センター等の全ての業務部門においてスタッフ制を採用し、業務の進捗状況や内容の変化等に対応した職員の集中的かつ機動的な配置を実施し</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：計画のとおり人事評価システムによる評価及び見直しのための検証を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>	

<p>修等により職員の資質の向上を図るとともに、必要な人材の確保を行う。</p> <p>「独立行政法人等における女性の登用推進について」（平成26年3月28日付け閣議第175号及び府共第211号内閣官房内閣総務官、内閣府男女共同参画局長通知）を踏まえ、女性登用の目標達成のための取組を推進する。</p>	<p>め、業務の重点化及び効率化を行うとともに、適切な要員、人事配置を行う。</p> <p>(2) 平成31年度の常勤職員数は、前年度を上回らないものとする。</p> <p>(3) 人事交流については、農林水産省等と計画的に実施することとし、諸事情に即し、一方に偏らないことを基本とする。</p> <p>(4) 職員の採用に当たっては人事院が行う学生への説明会、大学等が行う就職説明会等への参加や、インターネット等を活用した広報活動とともに、分析の基礎的能力、農林水産物や食品、農業生産資材に関する専門的知識等を有する農学、化学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者等から採用する。</p> <p>(5) 女性登用の促進については、「独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおける女性の採用・登用拡大計画」（平成28年3月27日付け27消技第3501号）に基づき、管理職に占める女性の割合が6.9%以上となるよう取組む。</p> <p>(6) 給与水準については、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を平成29年度以下とする。</p> <p>また、役職員の給与改定に当たっては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、適切に対応する。</p>	<p><定性的指標> ◇ 女性登用の促進状況</p>	<p>た。</p> <p>(2) 常勤職員数 平成30年度の常勤職員数は631名（平成31年1月1日）となり、前年度631名（平成30年1月1日）と同数であった。</p> <p>(3) 人事交流 職員のスキルアップや視野を広げる等組織の活性化や業務の円滑な推進を図るため、国の機関や他の法人等との人事交流を一方に偏らないよう計画的に実施した。（転出45名、転入42名）</p> <p>(4) 新規採用 職員の採用にあたっては、人事院主催の学生への説明会や大学主催の就職説明会等に参加するとともにインターネット等を活用した広報活動を行い、農学、化学等及び行政の試験区分の国家公務員合格者から19名を採用した。</p> <p>(5) 女性登用の促進 ① 役員に占める女性の割合は16.7%となり、現状を維持した。 ② 管理職に占める女性の割合は新たに一般職員1名を管理職に任命することにより、女性の割合の維持・増加に努めたが、農林水産省との人事交流により5.8%となり、前年度の7.1%から1.3ポイント減少（1名減）となった。 管理職の女性登用については、今後の管理職登用に向け土台作りが必要であることから、管理職登用の可能性がある女性職員に対し人事院主催の女性登用候補者層を拡大することを目的とした研修及びセミナーへ積極的に参加させ、意識啓発の取組に努めた。（4名参加） また、農林水産省との人事交流による女性管理職員の増減は見通せないものの、今後の管理職の定年退職予定者を見越して、5カ年における登用対象者を把握し、女性職員の管理職登用への意識改革の推進に努めるとともに、計画的に管理職への女性登用に取り組むこととしている。</p> <p>(6) 給与水準 給与水準については、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表した。また、総人件費についても平成29年度以下とした（人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）。さらに役職員の給与改定に当たっては「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、適切に対応した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：C 根拠：管理職に占める女性の割合については、管理職への女性登用に向けた取組に努めたところであるが、今年度は計画値を満たすことができなかった。</p>	
---	--	--------------------------------------	---	---	--

4. その他参考情報

様式3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成30年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-2	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省30-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(1) 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の見直し状況	行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の見直し	—	内部統制規程及びリスク管理規程を制定	リスク管理規程を改正	内部監査実施方法の見直し	リスク管理体制の改善		
(2) リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討状況	リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討	—	リスク管理委員会を設置・4回開催	リスク管理委員会を3回開催	リスク管理委員会を4回開催	リスク管理委員会を4回開催		
(3) ガバナンスの確保状況	ガバナンスの確保	—	役員会15回開催	役員会13回開催	役員会15回開催	役員会13回開催		
(4) 監事監査の体制の整備	監事監査の体制の整備	—	監事会16回開催	監事会16回開催	監事会15回開催	監事会17回開催		
(5) 内部監査の実施状況	内部監査の実施	—	内部監査を適切に実施	内部監査を適切に実施	内部監査を適切に実施	内部監査を適切に実施		
(6) マネジメントレビューの実施状況	マネジメントレビューの実施	—	マネジメントレビュー会議1回開催	マネジメントレビュー会議1回開催	マネジメントレビュー会議1回開催	マネジメントレビュー会議1回開催		
(7) 法令遵守状況	法令遵守	—	コンプライアンス委員会2回開催	コンプライアンス委員会1回開催	コンプライアンス委員会3回開催	コンプライアンス委員会1回開催		
(8) 情報の公開及び個人情報の保護に関する対応状況	情報の公開及び個人情報の保護に関する対応	—	情報の公開及び個人情報保護に関する対応3件	情報の公開及び個人情報保護に関する対応2件	外部講師による講習会開催	外部講師による講習会開催		
(9) 事故及び災害の未然防止に係る体制の整備	事故及び災害の未然防止に係る体制の整備	—	労働安全衛生マネジメントシステム実施要領の策定	化学物質のリスクアセスメントの実施、ストレステックの導入	労働安全衛生マネジメントシステム手順書の制定	労働安全マネジメントシステム手順書の改正（本部）同手順書の制定（各地域センター等）		
(10) 環境負荷の低減に資する物品調達状況	環境負荷の低減に資する物品調達	—	環境物品等の調達目標の設定・実施	環境物品等の調達目標の設定・実施	環境物品等の調達目標の設定・実施	環境物品等の調達目標の設定・実施		
(11) 防災体制等の見直し状況	防災体制等の見直し	—	業務継続計画の策定	避難訓練の実施、安否確認システムの周知	避難訓練の実施	避難訓練の実施マニュアル等の改正		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
2 内部統制の充実・強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するほか、業務運営の阻害要因の除去・低減、業務改善の機会逸失防止及び労働安全衛生に係るリスク管理に取り組むとともに、効果的かつ効率的で適正な業務運営の確保を図るため内部監査実施方法を見直すなど、内部統制システムの更なる充実・強化を図る。	4 その他年度目標を達成するために必要な事項 (1) 内部統制の充実・強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するほか、業務運営の阻害要因の除去・低減はもとより業務改善の機会逸失防止や労働安全衛生に係るリスク管理に取り組むとともに、効果的かつ効率的で適正な業務運営の確保を図るため内部監査実施方法を見直すなど、内部統制システムの更なる充実・強化を図るため、次の取組を行う。	<定量的指標> ○ 内部統制の充実・強化 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目11（項目）×2点（B）＝22点 $B : \text{基準点} (22) \times 9/10 \leq \text{各小項目の合計点} (22) < \text{基準点} (22) \times 12/10$ <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき内部統制が継続的かつ有効に機能するため内部統制システムの充実・強化を図った。		評定 <評定に至った理由>
(1) 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等内部統制推進上の基本的な方針や規程類について、内部統制に係る活動の体系的な実施の観点から、必要に応じ見直しを行う。	① 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の内部統制を推進上の基本的な方針や規程類の見直しの必要性について検討を行い、必要に応じ改訂する。	<定性的指標> ◇ 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の見直し状況	<主要な業務実績> 理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、次の取組を通じ内部統制の更なる充実・強化を図った。 ① 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の内部統制推進上の基本的な方針や規程類の見直しの必要性について検討を行うとともに、内部統制の一層の充実を図るため、理事長のリーダーシップの下、内部統制規程に基づいて内部統制委員会を開催し、マネジメントの改善と内部統制の見直しの一環として、リスク管理委員会において、相互牽制の充実を目的とした委員会運営方法の改善、リスク及び機会の管理の実施方法の改善などについての検討を行うなど、リスク管理体制の改善等に取り組んだ。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり内部統制を推進するため、理事長のリーダーシップの下で内部統制委員会等を開催し、リスク管理委員会の運営方法の改善を促すなどしてリスク管理体制の改善に取り組んでおり、目標の水準を満たしている。	
(2) 業務実施上のリスクについて、識別、評価、管理を適切に行うため、必要に応じ規程類及びリスク管理体制の見直しを実施する。	② 業務実施上のリスクの識別、評価、管理を適切に行うため、必要に応じ関係規程類及びリスク管理体制の見直しを実施する。	<定性的指標> ◇ リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討状況	<主要な業務実績> ② 業務実施上のリスクの識別、評価、管理を適切に行うため、リスク管理委員会を4回開催してリスク管理の実施状況等について審議するとともに、リスク管理表を効果的・効率的に運用するため、平成30年度から新たにリスクを「組織全体共通のリスク」、「業務部門共通のリスク」、「地域等に固有のリスク」の3層	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり、リスク管理体制を充実させており、目標の水準を満たしている。	

			<p>構造に分けて整理し、各内部統制推進責任者毎にリスク管理表を作成するように変更するなど、リスク管理体制の充実を図った。</p> <p>また、前年度の財務諸表における記載内容の誤りを受けて、リスク管理表（部門別）においてリスクを認識するとともに、決算事務のみならず決算に影響を及ぼす会計事務全般についての「会計関係事務処理手順書」を作成し、事務担当者に周知した。さらに、決算事務については、チェックリストを活用して各データの整合性を検証した。</p>	
<p>(3) 業務運営に関する重要事項については定期的に役員会において審議・報告し、適切なガバナンスを確保する。</p> <p>また、役員会における指示・伝達事項を地域センター等も含め適切、迅速に周知徹底を行う。</p>	<p>③ 業務運営に関する重要事項については、適切なガバナンスを確保するため定期的に役員会を開催し、審議・報告を行う。</p> <p>また、役員会における指示・伝達事項を地域センター等も含め適切、迅速に周知徹底を行う。</p>	<p><定性的指標></p> <p>◇ ガバナンスの確保状況</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>③ 役員会を13回開催し、法人運営に関する重要事項について審議・決定し各部長等に指示を行った。この他、役員・所長等会議を1回開催するとともに、Web会議システムを活用した会議を月1回程度開催し、組織、管理、経理及び業務等の決定事項について周知徹底した。</p> <p>また、役員会における指示・伝達事項は、役員・部長等会議を12回 Web開催し、本部と地域センターにおける一体的な業務運営の下、迅速な周知徹底を行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり役員会を開催しガバナンスを確保しており、目標の水準を満たしている。</p>
<p>(4) 監事監査の実効性を担保するため、体制整備を行う。</p>	<p>④ 監事監査の実効性を担保するため、必要に応じ、監事と内部監査実施部門及び会計監査人の連携に関する実施体制の見直しを行う。</p>	<p><定性的指標></p> <p>◇ 監事監査の体制の整備</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>④ 監事補佐として、業務監査室の職員2名を指名し、監事監査の体制整備を進めるとともに、監事との連携強化を図り、監事監査及び監事会等に係る事務を行った。</p> <p>なお、監事会（平成30年度は17回開催）では、監事間で監事調査に関して意見交換が行われたほか、必要に応じて監事が内部監査部門、業務実施部門等から説明若しくは報告を受けた。</p> <p>会計監査人との連携については、平成30年度の財務諸表等について5回以上の打合せを行い、監査に関して意見交換等を行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり監事監査の実効性を担保するための体制の整備を進めており、目標の水準を満たしている。</p>
<p>(5) 業務運営(会計を含む。)の横断的な点検を行うため、内部監査を行う。</p>	<p>⑤ 業務運営（会計を含む。）の横断的な内部監査を、役員直属の組織である業務監査室において行う。また、監査能力の維持・向上を図るため、必要に応じて内部監査に関する研修を実施する。</p>	<p><定性的指標></p> <p>◇ 内部監査の実施状況</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑤ 業務運営（会計を含む。）の横断的な内部監査を役員直属の組織である業務監査室においてリスクアプローチにより監査重点項目を抽出した上で実施した。内部監査で検出した不適合3件に対しては、必要な再発防止処置を行い、概要を取りまとめ、本部の職員からなるリスク管理委員会において審議を行うとともにその後の処置状況について、職員への注意喚起及び改善措置を実施し業務運営の改善に反映させた。</p> <p>不適合の内訳は次のとおりであり、いずれも「軽微な不適合」であった。</p> <p>(具体的事例)</p> <p>技術研修に係る研修結果報告のうち、人事記録への記載が必要な研修結果の一部が人事課に回付されていなかった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり役員直属の組織が内部監査を実施するとともに、目標の水準を満たしている。</p>

			<p>なお、監査での指摘を受けて確認された未回付の研修結果は、その後すべて人事課に回付されている。</p> <p>(原因究明)</p> <p>研修結果の報告起案時に人事課に回付すべき研修に該当するかどうかを確認していたが、一部に確認漏れが生じたため。</p> <p>(再発防止処置)</p> <p>当該事務については、新たに「研修結果回付チェック表」を作成し、実施したすべての技術研修について記載を行うとともに、起案者以外の研修担当者が回付の要否を確認することにより、回付漏れが生じないよう対策を講じた。 他2件</p>	
(6) 法人運営上の課題を総括・分析し、改善の指示を行うため、マネジメントレビューを実施する。	⑥ 内部監査結果、苦情処理結果、農林水産大臣が行った平成29年度の業務の実績の評価結果等について理事長が検討・分析し、改善の指示を行うため、組織及び業務の運営についてマネジメントレビューを実施する。	<p><定性的指標></p> <p>◇ マネジメントレビューの実施状況</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑥ マネジメントレビューの実施にあたっては、内部統制システムの改善を踏まえ、総合的な経営戦略に資する次の議題について議論した。(「新たな内部統制システムの運営・定着について」、「中・長期的な業務構想と人材育成の取組について」及び「機会の管理」等。) これらの議論やこれまでの1年間のマネジメントの課題と方針について、理事長から講評が示され、改善の指示がなされた。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおりマネジメントレビューを実施しており、目標の水準を満たしている。</p>
(7) 役職員の法令遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会での審議結果等を踏まえ、役職員への周知徹底を行う。	⑦ 役職員の法令遵守については、コンプライアンス委員会での審議結果を踏まえ、各種会議や研修の機会、グループウェア等を通じて、行動理念及び行動方針、コンプライアンス基本方針等の周知徹底を行う。	<p><定性的指標></p> <p>◇ 法令遵守状況</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑦ コンプライアンス委員会において平成29年度のコンプライアンス推進状況の報告及び平成30年度コンプライアンス推進の取組についての審議を行った。</p> <p>審議の結果を踏まえ、グループウェアを通じてコンプライアンスに関する意識啓発を行うとともに、コンプライアンス基本方針に基づき、国家公務員倫理及び服務規律の遵守、交通事故・違反の防止等について役職員への周知を図った。また、管理者研修、主任調査官等研修、専門調査官等養成研修及び新規採用者研修の各階層別研修において、基本方針、行動理念及び行動方針を始めとするコンプライアンスに係る講義を行い、周知徹底を図った。</p> <p>さらには、FAMIC役職員の違法行為等の通報を受けるためのFAMIC組織内部の通報相談窓口に加え、組織外に通報相談窓口を設置すべく、新たに「内部通報及び外部通報に関する規程」を制定するとともに、当該窓口の担当となる弁護士とも委託契約を行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり役職員への法令遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会での審議結果等を踏まえた役職員への周知徹底をしており、目標の水準を満たしている。</p>
(8) 法人運営の透明性を確保するため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保	⑧ 法人運営の透明性を確保するため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する	<p><定性的指標></p> <p>◇ 情報の公開及び個人情報の保護に関する対応状況</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑧ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の目的等について本部及び各センターにおいて外部講師による職員向け説明会の開催や本部開催の研修資料を用いた</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり情報の公開及び個人情報保護に関する対応を実施して</p>

<p>護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。</p>	<p>法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に対応するとともに、法律の目的等について職員への周知徹底を行う。</p>		<p>自主学习により周知徹底した。</p>	<p>おり、目標の水準を満たしている。</p>
<p>(9) 事故、災害及び健康障害を未然に防止するため、労働安全衛生マネジメントシステムにより、安全確保及び健康保持増進に対する取組を一層推進する。</p>	<p>⑨ 事故、災害及び健康障害を未然に防止するため、安全確保の取組として安全衛生委員会による職場点検等を行うなど、OSHMS（労働安全衛生マネジメントシステム）手順書の実践・充実に取り組む。また、健康保持増進に対する取組としてストレスチェックを引き続き実施する。</p>	<p><定性的指標> ◇ 事故及び災害の未然防止に係る体制の整備</p>	<p><主要な業務実績> ⑨ 本部は、労働安全衛生マネジメントシステムの体制整備を進めるため制定した当該システムの手順書を1年間運用した中で改正すべき点を整理し、適正に運用するため安全衛生委員会で審議し、改正を行った。 また、地域センター等は、本部が制定した手順書を参考に各地域センター等の状況を踏まえ手順書を改正し、運用を開始した。なお、昨年度に引き続き、安全確保の取組として安全衛生委員会による職場点検の実施、ストレスチェックを実施した。ストレスチェックの結果、高ストレス者と判定された職員のうち、産業医が面接指導を必要とした職員であり、面接指導を希望する全ての職員に対し面接指導を実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおりマネジメントシステムの体制整備を進めるとともに安全衛生委員会等を活用し安全確保に努めており、目標の水準を満たしている。</p>
<p>(10) 業務活動における環境への影響を配慮するため、省エネルギー・省資源、廃棄物の適正処理、廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップなど、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などを積極的に取組む。</p>	<p>⑩ 業務活動に伴う環境へ配慮し、環境配慮・無駄削減推進委員会等の下、省エネルギー・省資源、廃棄物の適正処理、廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップなど、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などに積極的に取組む。</p>	<p><定性的指標> ◇ 環境負荷の低減に資する物品調達状況</p>	<p><主要な業務実績> ⑩ 「FAMICにおける環境配慮の基本方針」、「FAMICにおける環境配慮への行動目標」に基づき、省資源・省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用や廃棄物の削減等環境負荷の低減に取組むための環境計画を策定し、環境配慮・無駄削減推進委員会において当該取組状況の検証を行った。 また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、平成29年4月に環境物品等の調達を推進する方針を定め、特定調達物品等（「環境物品等の調達の基本方針」（平成29年2月7日閣議決定）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）ごとに調達目標を設定し、ホームページで公表した。 特定調達物品等ごとの調達目標については、いずれの特定調達物品等も100%を達成した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり環境配慮の体制の下、調達が実施されており、目標の水準を満たしている。</p>
<p>(11) 大規模災害等へ備え、災害発生時の職員、施設等の安全確保及び業務機能を確保するための防災体制等を保持し、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>⑪ 大規模災害等へ備え、災害発生時の職員、施設等の安全確保及び業務機能を確保するための防災体制等を保持し、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p><定性的指標> ◇ 防災体制等の見直し状況</p>	<p><主要な業務実績> ⑪ 大規模災害等に備えるため、本部及び地域センターにおいて避難訓練を実施するとともに合同庁舎の避難訓練にも参加した。 また、本部においては訓練実施後に役職員から改善点等の意見を募り、提案事項を安全衛生委員会等で審議し、改善の取組として非常時の対応マニュアルの改正等を実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり危機管理体制の見直しを実施しており、目標の水準を満たしている。</p>

4. その他参考情報

様式3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成30年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-3	情報セキュリティ対策の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	政策評価書：事前分析表農林水産省30-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
情報セキュリティ対策の推 進	情報セキュリティ対策ベ ンチマークによる自己診 断のスコア：平均3.5以上	3.5以上	4.0	4.0	4.0	4.0		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><定量的指標></p> <p>○ 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：◇小項目1(項目)×2点(B)=2点</p> <p>B：基準点(2)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(2) < 基準点(2)×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p> <p><業務の評価></p> <p>事業計画の所期の目標を達成した。</p>		<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>
<p>3 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善</p>	<p>(2) 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取組む。</p> <p>① PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策や情報システムのあり方を検証・改善し、平成31年度に向けた</p>	<p><定量的指標></p> <p>◇ 情報セキュリティ対策ベンチマークver. 4.5(平成28年10月27日公開 独立行政法人情報処理推進機構作成)による自己診断のスコア：平均3.5以上</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえた情報セキュリティ・ポリシーに基づき、次の取組を行った。</p> <p>その結果、今年度の情報セキュリティ対策を評価するため情報セキュリティ対策ベンチマーク最新バージョンのVer. 4.7(平成30年10月26日公開)により自己診断を実施した結果、スコアの平均は4.0となり、目標値の3.5を上回った。また、重大なインシデントは発生しなかった。</p> <p>①-1 情報システム委員会を外部の専門家を招へいして開催し、平成30年度の情報セキュリティ対策の取組、情報セキュリティ監査・自己点検結果、情報システム対策の現状を評価するとともに平成31年度情報セキュリティ対策推進計画について検討を行い、高度サイ</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：情報セキュリティ対策ベンチマークVer. 4.7による自己診断のスコアは3.5以上であり、計画における所期の目標を達成した。</p>	

を図る。

対策推進計画を策定するとともに、情報システムに関する技術的な対策、情報セキュリティ対策の自己点検、情報セキュリティ監査等を内容とする平成30年度対策推進計画に基づき必要な改善を行う。

② ①の検討に資するため、情報セキュリティ対策や情報システムのあり方に係る調査分析を行う。

バー攻撃リスク評価ガイドライン付属書の対策セットに準拠したサイバー攻撃への対処等物的対応、情報セキュリティ対策の自己点検、情報セキュリティ監査等を内容とする同計画を策定した。

①-2 平成30年度情報セキュリティ対策推進計画に基づく技術的な対策

- ・高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価ガイドライン付属書の対策セット導入計画に基づき現行機器による運用上の対策を実施した。
- ・不正プログラムの起動制限、URLフィルタリングにより許可されていないWebサイトへのアクセス制限、クライアントの一括管理による情報漏洩対策、USBデバイスに接続制限、プログラムの脆弱性に対する修正プログラム自動配信等を実施した。
- ・IPS、ファイアウォールのログの監視等によりセキュリティの強化に努めた。
- ・IPS・ファイアウォールの運用は、GSOCからの不正通信情報・不正プログラム情報を受信の都度、すべて遮断リストに登録し、不正通信の遮断、不正プログラムの起動を制限した。この取組により不正通信の遮断数は前年度の3倍となった。
- ・農薬検査部とのLANシステム統合を農薬検査部のサーバーのリース期限である11月までに達成し、統合により、保守費用の削減が見込まれるとともに、Webサーバーの外部との接続口を一本化することによりセキュリティが強化された。

② 情報セキュリティ対策の検討のため、不審メール受信状況の調査、情報セキュリティ監査及び自己点検を行い、結果に基づき分析・評価を行った。

- ・不審メールは、平成29年度末のグループウェア更新に伴いメールアドレスを変更したことにより前年度の9分の1に大幅に減少した。
- ・情報セキュリティ監査の結果、不適合はなかったが、改善推奨等の指摘を受けて、マネジメントレビューを実施し、監査指摘事項の改善とともに、業務改善について検討し、監査指摘事項の改善及びマネジメントレビュー指摘により手順書等の改正を実施した。
- ・情報セキュリティに関する自己点検を実施し、実施率の低い遵守事項を次年度教育の重点項目とした。なお、最も実施率の低い項目も徐々に増加の傾向にあり、継

	<p>③ 情報セキュリティに関し、緊急時を含めた農林水産省との連絡体制について連絡担当者、連絡方法等を確認し、変更があった場合には速やかに農林水産省へ報告する。</p> <p>④ 情報セキュリティ対策を推進する上で不可欠な役職員の意識の向上を図るため、平成31年度に向けた教育実施計画を策定するとともに、情報セキュリティ最新動向教育、情報リテラシー向上教育等、役職員の情報リテラシーのレベルに応じた多様な教育及び継続的な遵守事項の啓発を行うことを内容とする平成30年度教育実施計画に基づき教育を実施する。</p>		<p>統的な教育の必要性が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標的型攻撃メール訓練の実施結果に基づき改善事項を検討した。標的型攻撃メール訓練の開封者、未報告者をリスト化し、再訓練の開封者に再教育を実施し、底上げを図った。 <p>③ 情報セキュリティ緊急連絡体制について確認し、連絡担当者の変更及びメールアドレス変更について速やかに農林水産省へ報告した。また、インシデントを想定した机上訓練を実施し、訓練結果から緊急時の報告手順の追加等のマニュアルの改正を行った。</p> <p>④-1 情報セキュリティ対策を推進する上で不可欠な役職員の意識の向上を図るため、新規採用者・転入者等研修、役職員全員を対象とした教育訓練、標的型攻撃メール訓練、webを活用した短時間・多頻度教育及び情報担当職員の能力向上研修等を内容として②における改善事項を加えた平成31年度教育実施計画を策定した。</p> <p>④-2 平成30年度情報セキュリティ教育実施計画に基づく教育の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規採用者・転入者へのITリテラシー教育、全役職員向け研修及び標的型攻撃メール訓練を実施した。 ・ webを活用した短時間・多頻度教育を平成29年度自己点検で実施率が低い遵守事項を重点とし毎週2回の運用を周年で行った。なお、運用時間について時間を変更して試行を行い、アンケートにより適切な運用時間を決定した。また、アンケート結果に基づきコンテンツ更新頻度の改善を行った。その結果、年度末のアンケートにおいて否定的意見は減少した。 ・ 情報セキュリティ担当職員の能力向上のために情報セキュリティマネジメント教育及び農林水産省、NISC（内閣サイバーセキュリティセンター）等が主催するインシデント想定机上訓練に参加した。 ・ FAMICにおいてもインシデントを想定した机上訓練を実施した結果、マニュアルの改正を行った等教育内容の拡充と改善の取組を行った。 	
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成30年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-4	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省30-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
施設及び設備に関する計画	施設及び設備の整備・改修等の実施	—	本部実験室の空調設備設置工事（平成28年度も継続）	小平高度情報管理施設屋上防水改修工事 本部実験室の空調設備設置工事	—	—		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<定量的指標> ○ 施設及び設備に関する計画 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定： — 根拠：実績がないため評価せず。 <課題と対応> 引き続き適切に対応する。 <業務の評価> —		評定 —
—	1 施設及び設備に関する計画 なし	<定性的指標> ◇ 施設及び設備の整備・改修等の実施	<主要な業務実績> 施設・設備の整備・改修等については、施設整備補助金を活用した整備・改修の実績はなかった。	<評定と根拠> 評定： — 根拠：実績がないため、評価せず。	

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成30年度自己評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-5	積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省30-① 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
積立金の処分に関する事項	積立金の処分	—	896,980円	585,462円	894,799円	876,125円		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
—	3 積立金の処分に関する事項 前年度繰越積立金は、前年度以前に取得し、平成30年度へ繰り越した棚卸資産、前払費用等の費用に充当する。	<p><定量的指標></p> <p>○ 積立金の処分に関する事項 中項目の評価は、小項目別（◇）の評価結果の積み上げにより行うものとする。</p> <p><定性的指標></p> <p>◇ 積立金の処分</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：◇小項目1（項目）×2点（B）=2点 B：基準点（2）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（2）<基準点（2）×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き適切に対応する。</p> <p><業務の評価></p> <p>事業計画に基づき、適切に実施した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：計画のとおり棚卸し資産、前払費用等へ充当した。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>

4. その他参考情報

評価書付表一覧

第1-1(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務

表1-1-(1)-1 立入検査及び収去件数の地域センター別の実績

	本部	札幌	仙台	名古屋	神戸	福岡	計
立入検査件数	100	37	30	43	55	30	295
収去件数	93	18	27	51	58	18	265

第1-1(2) 農薬関係業務

表1-1-(2)-1 農薬の登録審査

	指示件数 ^(注1)	審査完了件数	目標期間達成件数	目標期間達成率 ^(注2)	目標期間
基準必要	525	156	156	100%	1年4か月
基準不要	1,488	872	872	100%	10.5か月

(注1) 平成30年度に受けた指示件数とそれ以前に受けた指示で審査が継続しているものの合計。

(注2) 対審査完了件数比。

表1-1-(2)-2 農薬の残留状況の調査分析

品目	件数
野菜・果実類	386
米穀	60
大豆	30
計	476

第1-1(3) 飼料及び飼料添加物関係業務

表1-1-(3)-1 立入検査及び収去件数の地域センター別の実績

	本部	札幌	仙台	名古屋	神戸	福岡	計
立入検査件数	99	51	45	52	103	93	443
収去件数	104	68	73	49	113	134	541

表1-1-(3)-2 試験法の開発等

課題数	課題 / 評価
飼料 7	<p>(ア) 飼料中のクロルプロファムの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による定量法の開発(平成31年度継続)</p> <p>[概要]クロルプロファムの飼料中の省令基準値は、見直しによりその引き下げが予定されており、現行の飼料分析基準収載法では新基準値への適合状況が確認できなくなることから、農林水産省の事業により開発された方法について、単一試験室による妥当性確認試験により適用の可否について検討した結果、妥当性を有していることが確認された。また、別課題のフィプロニルとの同時分析法として、併行して効率的に精製操作の検討を行った。</p> <p>[評価]当該方法が、単一試験室による妥当性確認試験により、その妥当性が確認された。また、別課題のフィプロニルとの同時分析法の形で併行して精製操作の検討を行い、効率的に検討したことを評価された。以上のとおり得られた成果が期待される水準を達成していることから、B評価となった。</p> <p>(イ) 飼料中のフィプロニルの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による定量法の開発(平成31年度継続)</p> <p>[概要]フィプロニルの飼料中の省令基準値は、見直しによりその引き下げが予定されており、現行の飼料分析基準収載法では新基準値への適合状況が確認できなくなることから、農林水産省の事業により開発された方法について、単一試験室による妥当性確認試験により適用の可否について検討した結果、稲わら以外の試料について妥当性を有していることが確認された。稲わらについては、真度の目標値を下回ったため原因を検討したところ、液々分配による精製操作に原因がある可能性が高いことを確認した。また、別課題のクロルプロファムとの同時分析法として、併行して効率的に精製操作の検討を行</p>

<p>った。</p> <p>[評価] 稲わら以外の試料について、当該方法が、単一試験室による妥当性確認試験により、その妥当性が確認された。稲わらについては、真度の目標値を下回る原因について確認し、精製操作の改良が必要であることを確認した。また、別課題のクロルプロファミとの同時分析法の形で併行して精製操作の検討を行い、効率的に検討したことを評価された。以上のとおり得られた成果が期待される水準を達成していることから、B評価となった。</p>
<p>(ウ) 含リンアミノ酸系農薬の液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による同時分析法の分析対象化合物に<i>N</i>-アセチルグリホサートを追加するための妥当性確認並びに同分析法の適用範囲を大豆及び大豆油かすに拡大するための妥当性確認(平成31年度継続)</p> <p>[概要] グリホサートの飼料中の省令基準値の見直しにより<i>N</i>-アセチルグリホサート(除草剤耐性遺伝子組換え植物体内での代謝物)を対象に含めるよう検討されているが、飼料分析基準に収載されたグリホサートの分析法は、<i>N</i>-アセチルグリホサートを用いた妥当性確認が実施されておらず、また、大豆及び大豆油かすは分析法の適用範囲に含まれていないことから、当該試験法がそれらに適用可能か確認した。とうもろこしを用いて単一試験室による妥当性確認試験を実施した結果、<i>N</i>-アセチルグリホサートを追加することについて妥当性を有していることが確認された。また、大豆等については、当該試験法をそのまま適用することが困難であり、抽出液の変更、マトリックス効果を除去するなどの改良が必要であることを確認し、改良のための検討を行った。</p> <p>[評価] 当該試験法の分析対象化合物に<i>N</i>-アセチルグリホサートを追加することについて、単一試験室による試験により妥当な方法であることが確認された。また、大豆等への適用拡大については、試験法の改良が必要であることを確認し、抽出液の変更、マトリックス効果の除去方法を検討し、可能性を見出した。以上のとおり期待される水準を達成していることから、B評価となった。</p>
<p>(エ) 飼料用稲中のフェリムゾンの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による定量法の確立(平成30年度終了)</p> <p>[概要] 稲わら等に管理基準が定められているフェリムゾンの定量法が、飼料分析基準に収載されていないため、平成29年度に農林水産省の事業により開発された方法の遮光及び精製方法の変更を行った改良法を開発した。平成30年度は、当該試験法について、複数試験室による妥当性確認試験を実施し、飼料分析基準に掲載可能な妥当性を有することを確認した。さらに、当初計画にはなかった5種類のカラムを用い分離度及び検量線の直線性の確認並びに精製カラム処理中の時間経過に伴う異性化の有無の確認を行い、より汎用性の高い分析法を確立した。</p> <p>[評価] 当該試験法について、飼料分析基準に掲載可能な妥当性を有することが確認された。また、当初計画になかった確認を行い汎用性の高い分析法となった。得られた成果により、当該試験法が飼料分析基準に収載され、飼料の安全性確保の促進及び国産飼料原料の有効利用に資することが期待される。以上のとおり期待される水準を上回って達成していることから、A評価となった。</p>
<p>(オ) アフラトキシンの液体クロマトグラフによる同時分析法の適用範囲をとうもろこしサイレージに拡大するための妥当性確認(平成30年度終了)</p> <p>[概要] 現在、飼料分析基準に収載されているアフラトキシンの液体クロマトグラフによる分析法の適用範囲は、配合飼料及びとうもろこしとなっているが、とうもろこしサイレージを対象とした妥当性確認が実施されていないことから、単一試験室による妥当性確認試験を実施した。その結果、本法について飼料分析基準に掲載可能な妥当性を有することを確認した。また、飼料分析基準収載法において未設定であった配合飼料及びとうもろこし中のアフラトキシンB1、B2、G1及びG2の検出下限について検討を行った。併せて、とうもろこしサイレージの試料採取量等の変更を行い、適切な抽出操作が可能となった。</p> <p>[評価] 当該方法が、単一試験室による試験により妥当な方法であることが確認された。この結果、飼料分析基準に掲載することが可能となり、飼料の安全性確保の促進及び国産飼料原料の有効利用に資することが期待される。以上のとおり期待される水準を達成していることから、B評価となった。</p>
<p>(カ) 飼料中のシアヌル酸の液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による定量法の開発(平成31年度継続)</p> <p>[概要] 年度当初にベトナム産イカミールからシアヌル酸が検出された事案が発生し、モニタリングを行う必要が発生したため、11月に農林水産省から年度当初に要請された調査研究課題の変更要請があり、急きょシアヌル酸の定量法の検討を行った。メラミンの関連化合物であるシアヌル酸の定量法が、飼料分析基準に掲載されていないため、米国食品医薬品局(FDA)から示されている液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による分析法の適用の可否を検討した結果、抽出条件、精製操作、測定条件等の変更を行った改良法を開発し、改良法について単一試験室による妥当性確認試験を実施し脱脂粉乳を</p>

	<p>除き妥当性を有していることが確認された。</p> <p>[評価] 開発した改良法が、単一試験室による妥当性確認試験により、脱脂粉乳を除いた飼料に対してその妥当性が確認された。この結果、今後、脱脂粉乳を対象とした分析法について希釈倍率等の改良を検討した上で、複数試験室による試験により妥当性を確認した後、飼料分析基準に収載することが可能となった。以上のとおり短期間で期待される水準を上回って達成していることから、A評価となった。</p> <p>(キ) 全脂粉乳及びこれを原料とする配合飼料中の粗脂肪の測定法の開発(平成31年度継続)</p> <p>[概要] 飼料(全脂粉乳及びこれを原料とする配合飼料)中の粗脂肪の分析法を開発するために、飼料分析基準収載法である酸分解ジエチルエーテル抽出法の洗浄水量を変更した方法(酸分解改良法)とレーゼ・ゴットリーブ法との比較を行った。その結果、両方法間に有意な差は認められなかったこと、レーゼ・ゴットリーブ法について、マジョニア管を使用した場合と分液漏斗を使用した場合とで有意な差は認められなかった。酸分解改良法は既に飼料分析基準に収載されている方法であることから、検討結果を踏まえ、全脂粉乳及び全脂粉乳を主原料とする配合飼料を測定する場合には酸分解改良法による適用拡大を行うことが妥当であると考えられた。</p> <p>[評価] 全脂粉乳及び全脂粉乳を主原料とする配合飼料の粗脂肪の測定法について、酸分解改良法が適用可能であることを確認した。この結果、今後、複数試験室による試験により妥当性を確認した後、飼料分析基準に収載することが可能となり、全脂粉乳を原料とする配合飼料について実態に合う表示を付すことが可能となる。以上のとおり期待される水準を達成していることから、B評価となった。</p>
<p>愛玩動物用飼料 2</p>	<p>(ア) 愛玩動物用飼料中のニバレノールの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による分析法の開発(平成31年度継続)</p> <p>[概要] ニバレノールは、愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令において基準値の定められているデオキシニバレノールの類縁化合物であり、麦類等の穀類を汚染することが知られているが、現在愛玩動物用飼料等の検査法にはニバレノールの分析法が定められていないため、農林水産省の事業により開発された方法について適用の可否を検討した。また、ペットフード中のかび毒の汚染実態の把握を効率的に行うため、本課題の測定対象物質としてデオキシニバレノール、T-2トキシン及びHT-2トキシンを加え、これらの同時分析法として、同省の事業により開発された試験法が適用可能か確認した。単一試験室による妥当性確認のための試験を実施した結果、ウェット製品を除き低回収率又は過回収率であること等を確認した。また、HT-2トキシン及びT-2トキシンについて、本法による同時定量の可否を検討したところ、T-2トキシンはドライ製品(猫用)及び素材乾燥ジャーキーハードタイプ(犬用)で過回収率であることを確認した。</p> <p>[評価] 農林水産省の事業により開発された試験法について、ほぼすべてのペットフードに適用できないことを確認したが、検討の際にはより汎用的な方法となるような一般的な方法であるイオン化法であるESI法を試み、ペットフード中のかび毒の汚染実態の把握を効率的に行うため測定対象物質としてデオキシニバレノール、T-2トキシン及びHT-2トキシンを加えるなどの検討を行い、期待される水準を達成していることから、B評価となった。</p> <p>(イ) 愛玩動物用飼料中の亜硝酸ナトリウムの液体クロマトグラフ法の確立(平成30年度終了)</p> <p>[概要] 亜硝酸ナトリウムについて、現在愛玩動物用飼料等の検査法に比色法が収載されているが、この方法はアスコルビン酸等の還元物質を添加されたジャーキー等では回収率の低下が認められることから、分析法の改良が必要となっている。そのため、農林水産省の事業で開発された試験法について、単一及び複数試験室による妥当性確認のための試験を実施し、愛玩動物用飼料等の検査法に収載可能な妥当性を有することを確認した。</p> <p>[評価] 当該試験法が、愛玩動物用飼料等の検査法に収載可能な妥当性を有することが確認された。当該試験法について、愛玩動物用飼料等の検査法に収載することが可能となり、愛玩動物用飼料の安全性確保が促進されることが期待される。以上のとおり期待される水準を達成していることから、B評価となった。</p>

各課題の評価は、以下の基準による。

【評価の基準】

S: 期待される水準を上回り、かつ顕著な成果が得られている

A: 期待される水準を上回って達成している

B: 期待される水準を達成している

C: 期待される水準を下回り改善を要する

D: 期待される水準を下回り抜本的な見直しが必要

表1-1-(3)-3 飼料のモニタリング検査点数

モニタリング項目	点数
・飼料等中の飼料添加物の基準・規格適合検査	89
・有害物質の基準適合検査	943
・病原微生物の基準・規格適合検査	201
・肉骨粉等の分析・鑑定	390
・遺伝子組換え体	1
・放射性セシウム	12
計	1,636

第1-2(1) 食品表示の監視に関する業務

表1-2-(1)-1 食品の産地表示に関する検査件数

品 目	件 数
生鮮食品	1,354
アスパラガス	10
ごぼう	153
さといも	111
たまねぎ	305
かぼちゃ	105
しょうが	104
牛肉	1
まぐろ	100
かき	119
しじみ	293
あさり	53
加工食品	1,120
小麦加工品	165
そば加工品	97
冷凍ほうれんそう	10
乾しいたけ	30
果実加工品	53
落花生加工品	34
牛肉加工品	54
はちみつ	50
まぐろ加工品	6
うなぎ加工品	267
かき加工品	5
しじみ加工品	8
あさり加工品	4
のり加工品	216
干ひじき	57
塩蔵わかめ	44
果実飲料(りんご、ぶどうジュース)	20
計	2,474

第1-2(2) 日本農林規格等に関する業務

表1-2-(2)-1 登録認証機関等の登録及びその更新並びに変更の申請に係る調査件数

	新規	更新	変更	合計
登録認証機関	0	28	221	249
登録外国認証機関	0	7	41	48
計	0	35	262	297

表1-2-(2)-2 JAS法に基づく立入検査の報告件数

	規格	報告件数	事業所調査	製品検査施設調査	立会調査
登録認証機関の認証業務を確認するための立入検査	飲食料品	13	9	10	37
	林産物	2	8	8	13
	畳表	2	2	2	3
	有機農産物等	52	12	—	119
JAS法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査	飲食料品	1	—	—	—
	有機農産物等	3	—	—	—
	計	73	31	20	172

表1-2-(2)-3 登録外国認証機関に対する検査の報告件数

規格	報告件数	事業所調査	製品検査施設調査
林産物	2	2	2
有機農産物等	2	2	—
計	4	4	2

表1-2-(2)-4 現地調査件数及び製品調査件数

規格	現地調査	製品調査	計
飲食料品	13	105	118
林産物	3	67	70
畳表	2	3	5
有機農産物等	16	254	270
計	34	429	463

第1-3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

表1-3-1 リスク管理に資するための有害物質の実態調査件数

分析対象	分析項目	件数
農産物	小麦、大麦及びライ麦中のかび毒 ・タイプBトリコテセン類(デオキシニバレノール(DON)、ニバレノール(NIV)、3-アセチルDON、15-アセチルDON、4-アセチルNIV、DON-3-グルコシド) ・タイプAトリコテセン類(T-2トキシン、HT-2トキシン、ジアセトキシシルペノール) ・ゼアラレノン ・麦角アルカロイド類(エルゴクリスチン、エルゴクリスチニン、エルゴタミン、エルゴタミニン、エルゴクリプチン、エルゴクリプチニン、エルゴメトリン、エルゴメトリニン、エルゴシン、エルゴシニン、エルゴコルニン、エルゴコルニニン)	892
	小麦及び大麦中のかび毒 ・タイプBトリコテセン類(デオキシニバレノール(DON)、ニバレノール(NIV)、3-アセチルDON、15-アセチルDON、4-アセチルNIV、DON-3-グルコシド) ・タイプAトリコテセン類(T-2トキシン、HT-2トキシン、ジアセトキシシルペノール) ・ゼアラレノン	156
	小麦及び大麦のデオキシニバレノール及びその配糖体 ・DON、DON-3-グルコシド、NIV	52
	国産なし果汁中のパツリン	60
	フキ及びその加工品中のピロリジジンアルカロイド類 ・センキルキン、ネオペタシテニン、ペタシテニン	99
	計	1,259

第1-4 その他の業務

表1-4-1 部門別相談件数

部 門	相談件数
肥 料	2,923
農 薬	88
飼料及び飼料添加物	1,024
愛玩動物用飼料	109
土壌改良資材	58
食 品	1,396
計	5,598

第2-2 業務運営コストの縮減状況

表2-2-1 環境配慮・無駄削減推進委員会における経費節減の目標と達成状況

目 標	達成状況																
<p>1</p> <p>(1)光熱水量の削減の取組として、照明機器、事務機器、分析機器空調設備等の効率的(消灯、省エネ設定、温度設定など)な使用により削減を図る。</p>	<p>光熱水量の削減を図る取組として、消灯の徹底、事務機器の省エネモードの設定、分析機器の原則使用時のみ通電、空調機器の温度設定(夏季28度、冬季20度)、節水、ガス利用機器の効率的な使用など、貼り紙、メールで役職員への周知を図った結果、ガス量及び水道量は対前年削減となった。なお、電気量については、一部の合同庁舎においてこれまで使用量の提示がなかったことから管理外としていたが、新たに入居官署別使用量が管理官庁より提示されたことから、使用量を含めたことにより、0.4%増となった。なお、電気量について前年同水準と比較した場合、▲3.2%減となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>対前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気量</td> <td>2,976千kW</td> <td>2,989千kW</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>ガス量</td> <td>96.6千m³</td> <td>89.0千m³</td> <td>▲7.9%</td> </tr> <tr> <td>水道量</td> <td>8.9千m³</td> <td>7.6千m³</td> <td>▲14.4%</td> </tr> </tbody> </table>	内 訳	平成29年度	平成30年度	対前年比	電気量	2,976千kW	2,989千kW	0.4%	ガス量	96.6千m ³	89.0千m ³	▲7.9%	水道量	8.9千m ³	7.6千m ³	▲14.4%
内 訳	平成29年度	平成30年度	対前年比														
電気量	2,976千kW	2,989千kW	0.4%														
ガス量	96.6千m ³	89.0千m ³	▲7.9%														
水道量	8.9千m ³	7.6千m ³	▲14.4%														
<p>(2)コピー枚数の削減の取組として、グループウェアの活用、複写機、プリンターにおける、必要部数以上の印刷禁止、両面印刷、集約印刷、使用済み用紙の裏紙利用などにより削減を図る。</p>	<p>コピー機枚数の削減を図る取組について、貼り紙、メールで役職員への周知を図った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>対前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コピー枚数</td> <td>3,429千枚</td> <td>3,139千枚</td> <td>▲8.5%</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	平成30年度	対前年比	コピー枚数	3,429千枚	3,139千枚	▲8.5%								
	平成29年度	平成30年度	対前年比														
コピー枚数	3,429千枚	3,139千枚	▲8.5%														
<p>2. 予算の計画的執行</p> <p>計画的な予算執行を図るため、予算執行状況を定期的に点検し、その結果を実行配分に反映させる。</p>	<p>予算の執行管理に関しては、予算及び決算について取扱方針を定め、この方針に則り、当初予算配分後は四半期ごとに予算の執行状況を把握しつつ、7月に第2次配分、10月に第3次配分を行った。第3四半期での最終配分にあたり、11月に各セグメント単位での各担当者ヒアリングを開催し執行状況の確認と執行見込みの把握を行った。</p> <p>これに基づいて12月に第4次配分を行った。さらに同月第5次配分を行い、これを以て平成30年度予算の配分を完了すると共に適切な執行管理を年度末まで行った。</p>																
<p>3. 職員の意識改革を促進するための取組</p>	<p>職員の意識改革を促進するため、次の取組を実施した。</p> <p>(1)複写機等使用時における両面印刷、ツーインワン等の活用、使用済み用紙の再利用、不要なカラーコピーの禁止、グループウェアの活用、WEB会議システム及びプロジェクターを活用した資料説明</p> <p>(2)節電への取組を啓発する貼り紙の掲示</p> <p>(3)コピー用紙の購入実績及び電気使用実績を経年比較し、環境配慮・無駄削減推進委員会において検証</p>																

第2-4 調達等合理化の取組

表2-4-1 調達等合理化計画への取組状況

計 画	対応状況
<p>重点的に取り組む分野</p> <p>(1) 調達における一者応札・応募割合 調達を行うにあたっては、競争性のある契約に占める一者応札・応募の割合が件数で42%以下となるよう、取組を推進するものとする。</p>	<p>調達等合理化計画に基づく一者応札・応募の割合は件数で47.3%となり、目標の水準を満たさなかった。</p> <p>これは、庁舎清掃、空調設備点検等の複数年契約件数が、昨年度の13件から本年度は2件に大幅に減少したこと等により、目標の水準(過去3カ年の平均)を上回ったものである。</p> <p>一者応札・応募の改善については、これまでのメールマガジン等を活用した調達情報の提供、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の取組に加え応札に参加しなかった事業者からのアンケートを分析し入札に反映することなどによる複数者応募の増加(3件)、少額随意契約の集約による競争性のある契約数の増加(7件)により、一者応札・応募の割合を9.0ポイント抑制するなど、競争性の確保に向けて考えられ得る手段を尽くして不断の取組を行ったが、分析機器やシステムの保守など対応できる業者が1者のみの契約について改善に至らなかったため、目標の水準に至らなかったものであり、今後も競争性の確保に向けて不断の努力を継続することとしている。</p>
<p>(2) 随意契約 随意契約を行うにあたっては、事由について明確化し、公平性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施するものとする。</p>	<p>随意契約については、平成27年7月に改正した契約事務取扱規程に基づき、随意契約による事由を明確にした「随意契約理由書」により、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施した。</p> <p>この結果、少額随意契約を除き、競争性のない契約件数は12件であり、当該契約については事前に調達等合理化検討会において、いずれも取扱業者が特定され、競争の余地がないものとして点検を受け、また契約監視委員会において事後点検が行われ、その妥当性を確認した。</p>
<p>(3) 消耗品及び分析機器類等の調達 消耗品及び分析機器類等の調達については、下記の取組を実施していくことにより、適正な調達を目指す。</p> <p>① 調達にあたっては、履行期限を十分にとるよう、調達依頼時期を早めるなど調整するものとする。</p> <p>② 仕様・規格が、必要最小限となるようにし、複数メーカーが応札可能となるよう調整するものとする。</p> <p>③ 調達の一括化や共同調達を有効活用することにより競争性の確保に努める。</p> <p>④ 積極的に競争参加者の発掘に努める。</p>	<p>① 消耗品及び分析機器類の調達にあつては、公告期間を10日から15日に延長するとともに、調達時期を早めることにより、業者による入札準備や履行期間を十分確保した。</p> <p>② 仕様・規格が、必要最小限なものとなるようメーカー及び機種の特定の排除等の仕様書の見直しを行った。</p> <p>③ コピー用紙、分析用ガスボンベ等の調達について、本部・小平(農業検査部)・横浜において一括化を実施し、競争性確保・経費の節減に努めた。更に、コピー用紙の調達にあつては、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術革新工学研究センター及び同生物系特定産業技術研究支援センターとの共同調達を行った。</p> <p>④ メールマガジンを活用した調達情報の提供や納入実績のある業者に対する公告掲載の電話案内等により、複数者による応札に努めた。</p>
<p>調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1) 発注・契約権限の明文化について FAMICにおける物品等の調達については、契約事務取扱規程により契約責任者及び当該契約責任者の事務の範囲を定めている。また、発注に</p>	<p>関係規程による発注・契約権限や事務フロー図を周知した。</p>

<p>係る事務フロー図を整備し、発注依頼者が直接業者へ発注することのないよう周知しており、引き続き当該取組を推進することとする。</p>	
<p>(2)競争性を確保した入札の実施による業者の選定について 特定の仕様により納入業者が限定されることのないよう、引き続き仕様書の精査をし、複数の者が応札できるよう努めることとする。</p>	<p>仕様書の作成にあたっては、特定の業者・機種に限定されることのないよう業務担当各課に周知するとともに、業務担当課より提出された仕様書について、過度な仕様による限定箇所の有無について内容を精査し、複数の者が応札できるよう努めた。</p>
<p>(3)随意契約について 少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、緊急の場合等や止むを得ないと認められる場合を除き、事前にFAMIC内に設置した調達等合理化検討会(総括責任者は総合調整担当理事)において、会計規程や契約事務取扱規程などにおける「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。</p>	<p>少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、調達等合理化検討会において「随意契約理由書」により、関係規程との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けた。</p>
<p>(4)発注者以外の職員の立会いによる検収について 物品納品等の検収については、既に検査職員のほか、検査補助員又は発注者以外の原課職員を立ち合わせて行っており、引き続き当該取組を推進することとする。</p>	<p>納品に係る検査については、検査職員及び検査補助員もしくは原課職員の2人体制で行った。</p>
<p>(5)不祥事の発生の未然防止・再発防止について 不祥事の発生を未然に防止するため、担当課長会議、会計経理部門の職員等の担当者会議等において、調達等合理化計画の説明や調達に係る契約から検収業務について、契約規程・検査マニュアル等について再度の周知徹底を図る等、不祥事の発生の未然防止・再発防止を図ることとする。</p>	<p>本部・地域センター等ごとに、再発防止強化策をはじめとする発注・検収事務に係る自己点検を行い、適切に処理されていることを確認するとともに、再発防止強化策の風化を防ぐため、各地域センター等業務管理課長等や担当者に対して当該対策の策定経緯を含め定期的に周知し、不祥事の未然防止・再発防止の再認識に努めた。</p>
<p>自己評価の実施 調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。 主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。</p>	<p>平成29年度の調達等合理化計画の自己評価については、業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、平成29年度業務実績等報告書の公表に併せてホームページに公表した。 なお、評価結果に伴う計画の改定等はなかった。</p>
<p>推進体制 (1)推進体制 本計画に定める各事項を着実に実施するため、総合調整担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。 総括責任者 総合調整担当理事 副総括責任者 総務部長 メンバー 企画調整課長 総務課長 会計課長 管財課長</p>	<p>平成30年度は、調達等合理化検討会を5回開催し、平成29年度調達等合理化計画に係る自己評価及び平成30年度調達等合理化計画(案)の審議(平成30年4月24日)のほか、公募による一者応募となった事案の調達手続や随意契約による事由の点検を行った。</p>
<p>(2)契約監視委員会の活用 監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。</p>	<p>契約監視委員会を以下のとおり開催し、当計画の策定及び自己評価の際の点検、個々の契約案件の事後点検を受けた。 ①平成30年5月15日:平成30年度計画及び平成29年度計画に係る自己評価の点検、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募など)に該当する個々の契約案件(平成29年度第3、第4四半期分)の事後点検</p>

	<p>②平成30年11月20日：理事長が定める基準（新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募など）に該当する個々の契約案件（平成30年度第1、第2四半期分）の事後点検 また、審議概要については、ホームページに公表した。</p>
<p>その他 調達等合理化計画及び自己評価結果等については、FAMICのホームページにて公表するものとする。 なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。</p>	<p>調達等合理化計画については、平成30年6月30日にホームページに公表した。また、自己評価については、今後、平成30年度業務実績等報告書の公表に併せて公表する予定。 なお、当計画の実施にあたって新たな取組の追加等はなかったため、当計画の改定は行わなかった。</p>

表2-4-2 競争性のない随意契約となった契約内容と要因

契約内容	要因
ガス使用料(小平分室)	取扱業者が1に特定されるため(競争の余地がない)
上下水道使用料(小平分室)	
ガス使用料(神戸センター)	
上下水道使用料(神戸センター)	
ガス使用料(福岡センター)	
後納郵便	
情報通信ネットワーク回線の保守及び機器の賃貸借	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理委託契約	
外部精度管理試験の斡旋等業務	
液体クロマトグラフタンデム型質量分析装置の修理業務	
独立行政法人出張旅費システム更新等業務	
Agilent社製ガスクロマトグラフ質量分析装置の修理業務	

第3-1 保有資産の見直し等

表3-1-1 保有資産の必要性見直し結果

保有資産	利用度	保有の必要性等
<p>農薬検査部(小平) 神戸センター 福岡センター</p>	勤務時間常時利用	<p>農薬検査部(小平)については、農薬の登録検査業務に必要な施設が備わっているため業務を行う拠点として必要。また、神戸センター及び福岡センターについては、全国に分散している事業者等を対象とした立入検査等を効率的に進めていく上で、近畿、中四国及び九州地域の拠点施設として必要。</p>
岩槻ほ場	75%(使用日/365日×100)	肥効試験や連用試験を行うため必要。
<p>分析機器等 (ガスクロマトグラフ質量分析装置等)</p>	分析機器等の稼働状況調査により把握	<p>分析機器等の稼働状況調査及び「FAMICにおける分析機器整備・管理方針」に基づき、必要性を判断し、必要のないものは保有資産から除却。</p>

表3-1-2 保有特許等とその必要性

発明の名称	利用状況	保有の必要性
生糸ずる節*検出方法および装置 * 生糸ずる節とは生糸の途中で著しく太くなっている部分のこと。織物等の表面に現れて欠点となる。 (H19年登録)	・業務における活用実績なし ・許諾実績(H20年)	現在、検査業務での活用実績はないが、ISOにおいて生糸電子検査方法の国際規格が発行されており、当該技術の活用の可能性があることから維持する必要がある。 なお、本特許については登録の維持に係る手数料が免除されており、保持に係る負担は発生しない。

第3-3 法人運営における資金の配分状況

表3-3-1 主な経費の予算額と決算額の差額及びその主な理由

(千円)

区分	予算額(※1)	決算額(※1)	差額	差額の主な理由
業務経費	772,406	709,830	62,576	※2
一般管理費	513,184	536,891	▲23,707	※3
人件費	5,397,937	5,385,379	12,558	※4

※1 予算額、決算額……運営交付金、自己収入の合計額

※2 業務経費について
農林水産省からの緊急要請対応用経費等の残額

※3 一般管理費について
光熱水料支出不足額

※4 人件費について
休職者等に係る職員基本給の残額

調査研究課題一覧

各課題の評価は、以下の基準による。

- 【評価の基準】 S：期待される水準を上回り、かつ顕著な成果が得られている
 A：期待される水準を上回って達成している
 B：期待される水準を達成している
 C：期待される水準を下回り改善を要する
 D：期待される水準を下回り抜本的な見直しが必要

①肥料及び土壌改良資材関係業務

ア 肥料の分析法の開発及び改良に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
8	<p>(ア) 肥料中のけい酸の抽出方法の改良 [概要] 肥料中のけい酸の抽出の際に用いる上下転倒式回転振とう機は肥料以外の分析法には用いられていないこと、更に恒温式上下転倒式回転振とう機は特注品であることから、液状肥料中の水溶性けい酸について簡易抽出法（手振り）、また、固形肥料中の可溶性けい酸について市販の汎用機器（振とう恒温水槽）による抽出方法の適用を検討し、各々抽出法の妥当性を確認した。（平成30年度終了） [評価] 簡易抽出法を用いた液状肥料中の水溶性けい酸の抽出方法、市販の汎用機器を用いた固形肥料中の可溶性けい酸主成分の抽出方法について、妥当性を確認した。得られた成果により、簡易抽出法や汎用機器を用いた品質管理が可能となり、肥料の品質管理に係るコスト削減に大きく貢献することが期待できる。以上のとおり期待される水準を達成したことから、B評価となった。</p>
	<p>(イ) ICP-OES法による固形肥料中の水溶性主成分の測定 [概要] 事業者等から要望のある固形肥料中の水溶性主成分をICP-OESを用いて同時に測定する方法を検討し、適用できることを確認した。（平成30年度終了） [評価] 固形肥料中の可溶性主成分について、誘導プラズマ発光分光分析装置（ICP-OES）を用いて同時に測定する分析法について妥当性を確認した。得られた成果により、近年普及が著しいICP-OESを用いて水溶性主成分を同時に測定することが可能となり、分析技術の進歩を肥料の分析法に反映させることが可能となった。以上のとおり期待される水準を達成したことから、B評価となった。</p>
	<p>(ウ) ICP-MS法による肥料中の有害成分の測定 [概要] 事業者等から要望のある肥料中の有害成分をICP-MSを用いて同時に測定する方法を検討し、適用できることを確認した。（平成30年度終了） [評価] 固形肥料中の有害成分について、誘導結合プラズマ質量分析装置（ICP-MS）を用いて同時に測定する分析法について妥当性を確認した。得られた成果により、迅速化及び省力化を実現するICP-MSを用いて有害成分を同時に測定することが可能となり、測定法が拡大し肥料分析者の利便性向上が可能となった。以上のとおり期待される水準を達成したことから、B評価となった。</p>
	<p>(エ) 有機物を含む肥料中の可溶性ほう素の測定法の改良 [概要] 有機物を含む肥料中の可溶性ほう素についてICP-OES法による測定値とアゾメチンH吸光光度法による測定値が一致しなかったため、肥料中の可溶性及び水溶性ほう素のアゾメチンH吸光光度法について、試料溶液由来の着色による吸光度を補正する方法を検討し、単一試験室における妥当性確認試験を実施し、併せて液状肥料においては簡易抽出法の適用が可能かどうかを確認した。（平成30年度終了） [評価] 有機物を含む肥料中の可溶性ほう素の分析をより適正に実施するため、試料溶液由来の着色による吸光度を補正する方法の妥当性を確認し、液状肥料における簡易抽出法の適用について確認した。また、当初計画になかった水溶性ほう素についても追加検討し妥当性を確認した。得られた成果により肥料の品質管理がより適正に</p>

実施を可能とし、また、液状肥料については試料液調製時間が短縮が可能となった。以上のとおり期待される水準を上回って達成したことから、A評価となった。

(オ) LC-MS/MS法による堆肥等中のクロピラリドの測定法の改良

[概要]

肥料等試験法(2018)に記載されている高速液体クロマトグラフタンデム質量分析法(微量クロピラリド分析法)において精製中にカラムが目詰まりを起し分析が困難となる堆肥があること、工程が煩雑であること、人体に影響を及ぼすジクロロメタンを使用していることから、分析法の改良を行い、単一試験室の妥当性確認を行った。(平成30年度終了)

[評価]

既存の分析法の工程全体を見直し、液液分配を行わない工程を構築することで人体に悪影響があるジクロロメタンを使用しないことができた。また、使用カラムを見直すことで容易に精製を行うことができることを見出した。得られた成果により、クロピラリドの試験法を改良し、既存の試験法と比較して効率的かつ有害な試薬を使用を控えたクロピラリドの微量分析が行えるようになった。以上のとおり期待される水準を上回って達成したことから、A評価となった。

(カ) アンモニア性窒素及び硝酸性窒素の測定法の性能評価

[概要]

クライテリアアプローチの導入に必要な肥料の試験法の性能評価規準を調査として、アンモニア性窒素(蒸留法)及び硝酸性窒素(フェノール硫酸法)の測定方法の室間再現精度を確認するため、これらの試験法について複数試験室による妥当性確認を実施した。(平成30年度終了)

[評価]

複数試験室による妥当性確認を実施し、妥当性が確認された。この結果、アンモニア性窒素(蒸留法)及び硝酸性窒素(フェノール硫酸法)の試験法について性能基準が確認できたことで、クライテリアアプローチの導入に寄与することができた。以上のとおり期待される水準を達成したことから、B評価となった。

(キ) リン酸全量、く溶性りん酸、可溶性りん酸及び水溶性りん酸の測定法の性能評価

[概要]

クライテリアアプローチの導入に必要な肥料の試験法の性能評価規準を調査として、りん酸全量、く溶性りん酸、可溶性りん酸及び水溶性りん酸のパナドモリブデン酸アンモニウム吸光光度法による測定方法の室間再現精度を確認するため、これらの試験法について複数試験室による妥当性確認を実施した。(平成30年度終了)

[評価]

複数試験室による妥当性確認試験を実施し、当該試験法の妥当性を確認した。この結果、りん酸全量、く溶性りん酸、可溶性りん酸及び水溶性りん酸の試験法について性能基準が確認できたことで、クライテリアアプローチの導入に寄与することができた。以上のとおり期待される水準を達成したことから、B評価となった。

(ク) 加里全量、く溶性加里及び水溶性加里の測定法の性能評価

[概要]

クライテリアアプローチの導入に必要な肥料の試験法の性能評価規準を調査として、加里全量、く溶性加里及び水溶性加里のフレイム原子吸光法による測定方法の室間再現精度を確認するため、これらの試験法について複数試験室による妥当性確認を実施した。(平成30年度終了)

[評価]

複数試験室による妥当性確認試験を実施し、当該試験法の妥当性を確認した。この結果、加里全量、く溶性加里及び水溶性加里の試験法について性能基準が確認できたことで、クライテリアアプローチの導入に寄与することができた。以上のとおり期待される水準を達成したことから、B評価となった。

イ 肥料の有効性及び安全性の確保に必要な調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
4	<p>(7) 肥料認証標準物質の開発(FAMIC-C-18の調製)</p> <p>[概要]</p> <p>肥料の分析試験の際に用いる認証標準物質の内、汚泥発酵肥料(FAMIC-C-12)について、平成31年6月に有効期限を迎え、在庫数量が次期配布想定期間内で不足することから、新たに汚泥発酵肥料(FAMIC-C-18)を調製し、複数試験室による共同試験を実施し、値付けを行う等認証書を作成し、平成31年度から配布を開始する。</p>

	<p>(平成30年度終了)</p> <p>[評価] 新たに汚泥発酵肥料(FAMIC-C-18)を調製し、複数試験室による共同試験を実施し、値付けを行う等認証書を作成し、平成31年度から配布が可能となった。その結果、肥料の品質管理のための分析の信頼性を安定的に確認することが可能となった。以上のとおり期待される水準を達成したことから、B評価となった。</p>
	<p>(イ) 肥料認証標準物質の開発(長期安定性モニタリング試験)</p> <p>[概要] 現在販売している肥料認証標準物質(FAMIC-A-17、FAMIC-B-14及びFAMIC-C-12-2)の長期安定性モニタリング試験を実施した。(平成30年度終了)</p> <p>[評価] 肥料認証標準物質について、継続して長期安定性モニタリング試験を行い、安定性を確認するという期待される水準を達成したことから、B評価となった。</p>
	<p>(ウ) 汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積、作物への吸収試験</p> <p>[概要] 汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積及び作物への吸収について、供試作物にニンジン、ホウレンソウを用い、データの蓄積を行った。(平成31年度継続)</p> <p>[評価] 評価には長期間のデータ蓄積が必要なことから継続とし、評価なし。当該試験については、他に例を見ない試験であり、外部評価委員から継続実施について、強い要望が出された。</p>
	<p>(エ) 肥料鑑定データベースの拡充</p> <p>[概要] 肥料中の原材料等の判別に資するため平成23年度から平成26年度にかけて肥料(現物)の写真、酸又はアルカリ処理した動植物等の組織を顕微鏡で観察した写真等を取りまとめて鑑定データベースを作成し、FAMIC内部資料として登録見本品の調査等に活用している。本年度は、鑑定データベースに掲載していない汚泥肥料及び堆肥の特徴的な部分を把握するため、飼料分析基準で規定されている酸又はアルカリ処理を行った後に実体顕微鏡で観察し、写真を撮影した。(平成30年度終了)</p> <p>[評価] 汚泥肥料及び堆肥について酸又はアルカリ処理を行った後、実体顕微鏡を用いて鑑定し写真を撮影し、下水汚泥肥料及びし尿汚泥肥料の特徴である繊維状の物体を確認することができた。また、実施した鑑定の手順を取りまとめ、暫定的な汚泥肥料の鑑定フローチャートを作成した。その結果、肥料鑑定データベースが拡充され、登録見本品の調査等の適用範囲が拡大し、肥料の品質保全に資することが期待できる。これらのことから期待される水準を上回って達成したことから、A評価となった。</p>

②農薬関係業務

ア 農薬の人畜・環境への影響に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
4	<p>(ア) 農薬の後作物残留リスクの評価方法の検討—後作物残留濃度の推定法の構築と新たな評価スキームの提案—</p> <p>[概要] OECD及び欧米での後作物残留リスク評価について最新の情報を入手し、詳細に分析することによりその考え方を明らかにした。さらに、数年次に渡り実施している調査研究から得られたデータと農水省等の調査事業の結果から、後作物残留の推定には、複数のパラメータを用いることが必要であることを具体的に示した。今年度の試験では、特に砂丘未熟土圃場においては農薬の下方移動が大きいこと、下層土に分布した農薬は作物(コマツナ)へ移行しにくいことを明らかにした。(平成31年度継続)</p> <p>[評価] 評価スキームの作成にあたって必要な情報をわかりやすく整理したこと、評価スキームの第一段階での利用が想定される後作物残留濃度の推定法の精緻化に寄与す</p>

る知見を得たことが高く評価された。さらに、成果の一部が査読付きの国際的な学術雑誌に掲載され、期待される水準を上回って達成したことから、A評価となった。

(イ) 農薬のミツバチ等花粉媒介者に対する影響評価法の検討

[概要]

欧米における農薬のミツバチに対する影響評価に関する調査として、マルハナバチ急性毒性試験のOECDテストガイドライン、米国におけるネオニコチノイド系殺虫剤のかんきつおよびワタへの葉面散布処理を規制した際のリスクと便益の評価書を調査した。また、我が国のリスク評価法検討に資するため、作物の花蜜や花粉をミツバチが好むか否かの最新の欧米の情報について調査し比較表を作成した。

虫体への農薬製剤の付着量の検証では、ビニールハウスという閉鎖系で試験を実施したため、十分な試験結果は得られなかったが、蛍光塗料を用いて薬液の付着状況を視覚的に確認する方法を考案し、実用化する条件を確立した。(平成30年度終了)

[評価]

欧米における農薬のミツバチに対する影響評価に関する調査については、我が国における新たなミツバチ影響評価法検討に資する成果と評価された。

付着量の検証では付着量や暴露個体率の検証に資する十分な知見は得られなかったものの、蛍光塗料を用いて薬液の暴露状況を視覚的に確認する方法を確立したことは、今後半野外試験等の蜂群を用いた試験での活用が可能であることが評価された。以上のとおり期待される水準を達成したことから、B評価となった。

(ウ) 多年生作物（にら）の残留性に関するリスク評価手法の調査

[概要]

過去に実施された「国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査」において原因不明の基準値超過が認められた「にら」について、その原因を究明するため、にら特有の複数作期に渡る栽培形態に対応した作物残留試験を行った。処理方法「散布」の登録を有する、分子構造の系統及びオクタノール/水分係数が異なる4成分を供試農薬とした。登録範囲内で残留量が最大となることを見込まれる条件で供試農薬を作期毎に処理し、各処理後、経時的に収穫した「にら」を分析した。栽培から分析まで多くの作業を年間通じて行う必要から、教育訓練により対応スタッフ増員を図るとともにスタッフ間で情報を共有するための野帳を活用する等の創意工夫を行った。(平成31年度継続)

[評価]

同一の株から複数回の収穫を短い周期で行う「にら」のような作物への残留要因について調査した例は殆ど無いこと、基準値超過の原因調査は社会的にも重要な課題であることから、本研究によりにらの作物残留試験実施の指針として示すことが出来れば意義深い研究成果となると評価された。本試験は長期間を要するものであり、試料調製のための栽培が一つのポイントとなる。計画通り試験を実施し残留分析を開始することが出来、期待される水準を達成したことから、B評価となった。

(エ) 米国における農薬使用者等に対するリスク評価手法の調査

[概要]

農薬使用者への農薬暴露に関するリスク評価手法に関し、米国における毒性指標の設定根拠となる試験成績の選定方法や毒性指標のエンドポイントの種類等リスク評価の特徴について、米国における実際の農薬の評価事例をもとに調査した。また、米国とEUでの評価方法の差異について整理を行った。

米国において、毒性指標設定根拠試験は経路特有の試験（反復経皮毒性試験、反復吸入毒性試験）が重視されており、次いで催奇形性試験が多く採用されていることが明らかとなった。経皮・吸入経路を別々に評価することができる米国と、両経路を合算して評価する欧州において、毒性指標設定根拠試験の選び方の違い及びそれに基づく差異（用いられる動物種、エンドポイント）を明らかにした。(平成30年度終了)

[評価]

平成29年度の調査と併せて、数多くの事例調査から米国のリスク評価手法に関する知見を系統的に精緻に取りまとめたことが高く評価された。また、EUでの状況調査を含む一連の成果については、「農薬使用者への影響評価法に関する検討会」での審議において直接的に貢献し、わが国における農薬使用者に対するリスク評価手法の検討に活用された。以上のとおり期待される水準を上回って達成したことから、A評価となった。

イ 農薬等の品質・薬効等に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
2	<p>(7) 農薬製剤の物理的・化学的性状の国際的な試験方法であるCIPAC法の検証</p> <p>[概要]</p> <p>CIPAC(国際農薬分析法協議会)が定めている農薬製剤の物理的・化学的性状のうち、粉剤の粉末度、粒剤等の粒度分布、フロアブル等の残泡性、注ぎ込み易さ、水溶性フィルム袋の溶解性、水和性、懸垂性、乳剤の原液安定性、乳剤の希釈液安定性及び水溶解性について、その有用性及び測定方法の操作性等について比較・検証し、粉剤の粉末度、フロアブル等の残泡性、注ぎ込み易さ、水溶性フィルム袋の溶解性、水和性、懸垂性、乳剤の希釈安定性及び水溶解性の7項目について国内への導入が可能である結論を得た。また、規定の器具・装置がない場合が多いため、近似のもので代替が可能かを確認し、近似のものがない場合は外注により入手し、検証を行った。(平成30年度終了)</p> <p>[評価]</p> <p>農薬製剤の物理的・化学的測定方法について、多数の項目でありながら、国際法であるCIPAC法と国内法とを計画的かつ着実に比較検討し、国内導入の可能な試験法を確認できたことが評価された。また、導入にあたり、使用する器具等を工夫することにより平易な方法を提案したことも評価され、期待される水準を達成したことから、B評価となった。</p>
	<p>(4) 日本における農薬の散布液量実態調査</p> <p>[概要]</p> <p>作物に対する農薬の散布液の適切な量を評価する手法を検証した。今回はほ場による実散布液量の調査及び既存資料を活用した文献調査を行った。ほ場調査では感水紙を用い、草姿特性の異なる複数作物種を対象に散布量を変えて試験を行う一方、それら作物種について文献調査により数百事例を調査し、実際に散布される量の傾向を農薬種類・地域・気候・散布機性能等種々の観点から幅広く検証した。(平成31年度継続)</p> <p>[評価]</p> <p>感水紙を用いた調査では、散布液量と感水紙の付着薬斑の被覆面積率に明確な差がみられず評価手法としては不相当であり、別の手法の検討が必要であると考えられた。一方、既存資料を活用した文献調査でも各要素によるばらつきが大きい中で草丈の大きさと散布液量に一定の傾向がみられた。また散布目的による差異が確認され本目的でのデータ参照時の要点として整理された。今後、流量計を活用するなど調査方法の検討を進める。今回手法による成果は得なかったものの調査継続に資する知見が得られたことから、B評価となった。</p>

ウ 残留農薬の分析に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
1	<p>(7) 残留農薬分析業務における分析法の検討</p> <p>[概要]</p> <p>大豆を対象作物として、一斉試験法(LC-MS/MS測定)の妥当性確認を実施した。検討対象農薬は、妥当性の確認を行っていない農薬(新規:18農薬)、個別試験法で分析を行っていた農薬(分析法変更:1農薬)及び一斉試験法(LC/MS測定)で分析を行っていた農薬(測定方法変更:14農薬)の計33農薬とした。厚生労働省のガイドラインに基づき、3試験室(小平、横浜事務所および神戸センター)において単一試験室による妥当性評価を行ったところ、33農薬については、すべての試験室において妥当性評価の性能パラメータが、それぞれの目標値等に適合していることを確認した。(平成31年度継続)</p> <p>[評価]</p> <p>特にイオン化抑制による回収率の低下を防ぐため、試験溶液の希釈倍率の検討を行う創意工夫により、分析法の信頼性を高め、一斉試験法(LC-MS/MS測定)の妥当性を確認できた。分析業務の拡大や効率化に直結する課題を精度良く着実に進めていることが高く評価された。対象農薬の拡大と分析の効率化を図ると期待される水準を達成したことから、B評価となった。</p>

③飼料及び飼料添加物関係業務

飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
2	<p>(7) 飼料及び愛玩動物用飼料中の有害重金属等の迅速・多元素同時定量法の開発 [概要] 飼料及び愛玩動物用飼料中の有害重金属等（カドミウム、水銀、鉛及び砒素）の分析法として、近年、食品検査の分野で実用化されているマイクロウェーブ分解装置を用いた前処理時間の短縮化、誘導結合プラズマ質量分析計（ICP-MS）による多元素同時分析を適用するために、肥料等試験法を基に検討を行った。その結果、混合標準液の調製方法及び抽出条件等を変更し、この方法について魚粉、肉骨粉及び稲わらを用いて単一試験室による妥当性確認試験を実施したところ、目標値等に適合していることを確認した。（平成31年度継続）</p> <p>[評価] 有害重金属等の迅速・多元素同時定量法として、マイクロウェーブ分解装置及びICP-MSを用いた方法について、単一試験室による妥当性確認試験を実施し、魚粉、肉骨粉及び稲わらについて妥当性を確認した。今後更に飼料及び愛玩動物用飼料を用いた単一試験室による妥当性確認試験を行った後、複数試験室による試験により妥当性を確認することにより、当該試験法を飼料分析基準等に収載可能となり、分析時間の短縮化が図られ、飼料等の安全性確保の促進に資することが期待される。以上のとおり期待される水準を達成したことから、B評価となった。</p>
	<p>(4) 動物質性飼料原料等の腸球菌の薬剤耐性モニタリング調査 [概要] 飼料原料については、特に動物質性飼料原料が腸球菌による汚染リスクが高いこと、多くの耐性菌モニタリングでグラム陽性菌の指標菌として腸球菌が用いられていることから、動物質性飼料原料を中心に腸球菌の薬剤耐性菌の汚染実態を調査した。その結果、飼料原料により腸球菌の分離率や菌種が異なること、薬剤耐性菌の分布も飼料原料により異なる可能性があるという結果が得られた。</p> <p>[評価] 我が国で飼料から分離される大腸菌及び腸球菌の分離率や耐性の動向に関する知見がないことから、動物質性飼料原料等の腸球菌の薬剤耐性モニタリング調査を実施し、一定のデータの集積を行った。今後対象試料及び薬剤の再選定を行い、継続的にデータを集積することにより、薬剤耐性の動向調査・監視の強化につながる貴重な調査結果が得られることから、飼料等の安全性確保の促進に資することが期待される。以上のとおり期待される水準を達成したことから、B評価となった。</p>

④食品表示の監視に関する業務

ア 産地判別可能品目の拡大に取り組むもの

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
9	<p>(7) 牛肉及び牛肉加工品の原産地判別検査法の開発〔農研機構食品研究部門との共同研究〕 [概要] 平成29年度に引き続き、国産牛肉及び外国産牛肉（本年度は主に米国産及び豪州産）を収集し、軽元素安定同位体比分析（炭素、酸素）による原産地判別の可否についての検討及び既存のDNA分析法の検証を行った。炭素安定同位体比は国産－米国産の、酸素安定同位体比は国産－豪州産の判別指標となる結果が得られた。DNA分析法については、各メーカーの多型頻度の情報が得られ、現在使用している方法の特異度及び感度と同等であることを確認した。（平成30年度終了）</p> <p>[評価] 炭素及び酸素安定同位体比分析により国産牛肉と外国産牛肉の原産地判別の可能性が示唆され、市販品の原産地判別検査に活用できる結果が得られた。また、DNA分析法については、現行法における精度に関する検証を実施し、経年変化がないことが明らかとなり、引き続き現行法により検査を実施しても問題無いことが確認され、期待される水準を達成していることから、B評価となった。</p>
	<p>(4) 鶏肉及び鶏肉加工品の原産地判別検査法の開発 [概要] 国産鶏肉、ブラジル産鶏肉及びタイ産鶏肉を収集し、元素分析及び水素安定同位</p>

体比分析を行い、原産地判別の可能性を検討した。その結果、元素分析では特異度99.96%、感度20.7%の判別モデルしか得られず、判別は困難であった。また、水素安定同位体比分析においても原産地判別の可能性が低いことが確認された。(平成30年度終了)

[評価]

鶏肉について原産地判別が困難であることが確認され、期待される水準を達成したことから、B評価となった。

(ウ) 精米の原産地判別検査法の開発〔農研機構食品研究部門との共同研究〕

[概要]

元素分析について、特異度99.90%、感度86.8%の判別モデルを構築し、元素分析単独で原産地判別が可能であることを示した。ストロンチウム安定同位体比分析について、国産と豪州産の判別は可能であるものの、国産と米国産及び中国産の判別は困難であった。(平成30年度終了)

[評価]

元素分析による検査法により、立入検査等で入手した加工品原料米の検査など、表示監視業務に活用できる結果が得られ、期待される水準を達成していることから、B評価となった。

(エ) 米飯加工品の原料原産地判別検査法の開発〔農研機構食品研究部門との共同研究〕

[概要]

DNA分析では、米国産米及び豪州産米(一部を除く)と国産品種の判別が可能となった。10種のSSRマーカーによる遺伝子型は、外国産米の品種と国産品種は異なる遺伝子型の組合せであった。元素分析は、加工の影響で使用可能な元素が少なく、元素分析単独での判別は困難であった。軽元素安定同位体比分析は、炭素・酸素安定同位体比により概ね国産と米国産及び豪州産の分布が分かれる傾向を示した。(平成30年度終了)

[評価]

これまで検査できなかった炊飯米の原料原産地判別検査法(国産と外国産(米国・豪州))として、DNA分析及び軽元素安定同位体比分析の2種類の手法を開発でき、スクリーニング検査からより確度の高い検査まで行政・社会的ニーズに合わせた検査体制を構築できるようになったことで、期待される水準を上回って達成していることから、A評価となった。

(オ) ニンジンのストロンチウム安定同位比及び元素分析による産地判別法の検討

[概要]

国産品及び外国産品(中国産、ベトナム産)を収集し、国産-外国産は元素単独分析により特異度99.9%以上、感度85.0%、また、元素及びストロンチウム安定同位体比分析の組合せにより特異度99.9%以上、感度91.4%の判別モデルを構築し、産地判別の可能性が示唆された。(平成31年度継続)

[評価]

元素分析及びストロンチウム安定同位体比分析による産地判別法を確立した。元素単独分析で一次判別を行い、元素及びストロンチウム安定同位体比分析の組合せにより産地判別を行うことで、検査時間の短縮、経費削減の可能性が示唆され、期待される水準を達成していることから、B評価となった。

(カ) 大豆の産地判別法の検討〔農研機構食品研究部門との共同研究〕

[概要]

DNA分析について、国産大豆と外国産大豆を判別するためのDNAマーカーの探索を行った。その結果、論文で報告されているDNAマーカーの箇所を用いて判別したところ、国産の主要品種とアメリカ産及びカナダ産大豆を判別することが可能となった。同2カ国からの輸入量は全体の8割以上であることから、当該マーカーにより国産大豆と外国産大豆の判別が可能であることが示唆された。元素分析については、国産大豆と外国産大豆間で差が大きい元素の探索を行った。その結果、差の大きな元素を指標とすることにより判別できる可能性があることが示唆された。(平成31年度継続)

[評価]

難易度が高い課題であったが、DNA分析において国産大豆と外国産大豆のスクリーニング検査につながる良い成果が得られており、元素分析においても前処理の操作性向上、時間短縮等の検討も評価され、期待される水準を上回り、かつ顕著な成果が得られていることから、S評価となった。

(キ) たけのこ水煮の原料原産地判別検査法の開発

[概要]

水煮加工品を国産24試料、外国産20試料を収集し、炭素、窒素及び酸素安定同位

体比を測定した。国産試料と中国産試料の安定同位体比の分布はいずれも重なっており、産地判別の指標にはできなかった。また、水煮工程によるストロンチウム安定同位体比の変動を排除する前処理方法の有効性を確認を測定したところ、平成26年度に行った結果と有意差はなかった。このことから、平成26年度及び平成30年度の測定値により判別モデルを検討することができたが、FAMICが検査法として求める高精度な判別精度は得られなかった。(平成30年度終了)

[評価]

平成26年度に得られた測定値を使用することで、試料収集にかかる作業量を5割程削減して検討したが、軽元素及びストロンチウム安定同位体比分析による原産地判別は困難であることが確認され、期待される水準を達成したことから、B評価となった。

(ク) 小麦加工品の原料原産地判別検査法の適用範囲拡大の検討〔農研機構食品研究部門との共同研究〕

[概要]

副原料、添加物による影響評価のリストを作成し、迅速法を改良することで、菓子類への適用が可能となった。また、たんぱく質法の確立により、ゆでうどん(加工でん粉を使用したもの)、ミックス粉への適用が可能となった。(平成30年度終了)

[評価]

現行の産地判別検査法の適用範囲が、より加工度の高い菓子類、ゆでうどん(加工でん粉を使用したもの)、ミックス粉へ拡大され、現行法では検査できなかった多くの品目に対して検査が実施できるようになり、期待される水準を上回って達成していることから、A評価となった。

(ケ) 水産物の生鮮及び加工品の名称、原材料名、原産地及び原料原産地判別法の検討〔水産研究・教育機構中央水産研究所及び水産大学校との共同研究〕

[概要]

スルメイカを使用した旨が表示されたイカ類加工品について、PCR-RFLP法により原料種がスルメイカであるか否かの判別が可能となった。マアジ属のDNAシーケンス法について、解析対象領域を変更したことにより、マアジとミナミマアジの判別が可能になり、DNAシーケンスマニュアルを改訂した。(平成30年度終了)

[評価]

スルメイカの不漁により判別法の行政ニーズが高く、多様な加工品に適用可能であることから、期待される水準を上回って達成されているとされ、A評価となった。

イ 検査分析技術の迅速化・効率化、新たな技術の導入に取り組むもの

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
5	<p>(ア) マグロ属の魚種判別法における分析時間短縮についての検討</p> <p>[概要]</p> <p>マグロ属において、簡易DNA抽出法による抽出、DNA合成酵素の変更によるPCRの反応時間の短縮化、使用する制限酵素の限定、制限酵素処理時間の短縮化、サイクルシーケンス反応時間の短縮化、シーケンサーの分析メソッドの選択等、複数の手法による時間短縮化を組み合わせた。これにより、マグロの分析時間を約45%短縮し、分析から結果報告までの日数が1日程度短縮された。さらに、分析費用も約45%(試薬費は約68%)削減できた。(平成30年度終了)</p> <p>[評価]</p> <p>クロマグロの太平洋産と大西洋産の判別は表示監視以外にも資源管理という意味でも行政的に重要であり、この判別法の分析時間を短縮できたこと、分析時間だけでなく分析費用の削減も図られたことから、期待される水準を上回って達成しており、A評価とされた。</p>
	<p>(イ) 軽元素安定同位体比分析によるうなぎ加工品の原料原産地判別検査法の前処理方法迅速化の検討</p> <p>[概要]</p> <p>うなぎ加工品試料からの有機溶媒による脂肪除去法についてボールミル型粉砕器を用いる方法に変更し、さらにエバポレーターと凍結乾燥器により乾燥処理を行うことにより前処理に要する時間を56時間削減することができた。炭素安定同位体比分析にあっては試料を溶解し液体として測定することにより、煩雑で熟練が必要な微量の固体試料の採取作業が不要となった。なお現行法の前処理と今回検討した方法では分析値が異なる傾向があり、判別モデルの再構築が必要であることが判明し</p>

	<p>た（平成30年度終了）。</p> <p>[評価] 脱脂や乾燥処理の変更で前処理時間を75 %削減できたことで分析開始から分析終了までの期間が短縮され、期待される水準を達成していることから、B評価となった。</p>
	<p>(ク) DNA分析による複数の品種又は生物種が混合された加工食品における混合割合の推定法の検討〔農研機構食品研究部門との共同研究〕</p> <p>[概要] リアルタイムPCRを活用した異品種等の混合割合の推定法の導入可能性について検討した。大豆の品種判別については、①融解曲線解析、②デュアルプローブ法により異品種の混合割合推定が可能であることが示唆された。畜産加工品における異種の混合割合推定は、論文法及びキット法を試みたが、実態を反映する結果が得られなかった。（平成31年度継続）</p> <p>[評価] 大豆加工品については異品種の混合割合推定が可能な結果が得られ、検査法の確立に目途が立ったこと、畜産加工品については現在の知見では異種肉の混合割合の推定は困難であると確認され、期待される水準を達成していることから、B評価となった。</p>
	<p>(エ) 原産地判別を目的とした鉛安定同位体比分析法の検討</p> <p>[概要] 環境汚染の影響を受けやすい鉛安定同位体比分析について、閉鎖系酸分解等、前処理方法を工夫し、産地判別へ新たな指標としての可能性を検討した。また、調製した鉛標準物質を用いて、FAMIC所有の二重収束型ICP-MSにおける測定精度を求めた。（平成30年度終了）</p> <p>[評価] ストロンチウム安定同位体比では国産と判別が困難であった産地（中国福建省）の判別の可能性を検討し一定の知見が得られた。鉛安定同位体比を追加することにより、判別可能品目の拡大や判別精度向上の可能性が確認でき、期待される水準を達成したことから、B評価となった。</p>
	<p>(オ) 原産地判別を目的とした水溶性成分の一斉分析法の導入〔農研機構食品研究部門との共同研究〕</p> <p>[概要] 品目ごとの産地判別の可能性の検討では、アスパラガス、大豆、ショウガ、ニンジン4品目で、モニタリング用途とスクリーニング用途の両方において判別の可能性があることが分かった。また、検査法確立に向けた問題点の洗い出しとして、アスパラガスの保管試験を行い、一部の成分において保管期間の影響を受けることが判明したため、比較的影響の小さい成分によるモデルを構築し、スクリーニング用途として判別可能性があることを確認した。（平成30年度終了）</p> <p>[評価] 実施状況が計画を上回っており、新しい手法の導入という難易度が高い課題だがスクリーニング法として活用できる可能性が見出されたことから、A評価となった。</p>

ウ 検査の質の向上に資するもの

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
2	<p>(ア) 元素分析等による原産地判別マニュアルの検証</p> <p>[概要] ネギ及びサヤエンドウの元素分析には特段の問題がなく、判別得点分布が判別モデルと検査試料で異なるのは標本抽出のかたより（選択バイアス）によるものと考えられた。半教師付き分類により選択バイアスの影響を低減した判別を行い、検査試料の大半が国産試料であることを確認した後、教師付き分類により検査試料を含める形で判別モデルを再構築することにより、ネギについては高Na濃度の試料に対しても誤判別を起こしにくい判別モデルを構築することができた。一方、サヤエンドウについては十分な特異度・感度の判別モデルを得ることができなかった。（平成30年度終了）</p> <p>[評価] 試料の収集及び分析をやり直すことなく選択バイアスの影響を最小化する判別モデルを再構築する手順が確立され、期待される水準を上回って達成したことから、A評価となった。</p>

(イ) 新たな統計解析手法による原産地・原料原産地判別マニュアルの見直し

[概要]

これまで国産・外国産等の2群を分けるための判別手法としては線形判別法を用いてきたが、判別が困難な品目もあり、非線形判別法を用いて精度の向上を図ってきた。新たな統計解析法として人工ニューラルネットワークを導入し、変数探索法として遺伝的アルゴリズムを加えた判別モデル探索プログラムを作成した。このプログラムを用いて過去に制定した判別マニュアルのモデルを再解析したところ、シヨウガとゴボウについて判別モデルの性能向上の可能性が得られた。シヨウガについて検査時間の短縮と経費節減が可能となる新たなモデルを構築し、またゴボウについて検査の感度上昇の可能性のあるモデルを構築した。(平成30年度終了)

[評価]

シヨウガについて再解析した結果に基づき省力化及び経費削減が可能な方法を検討し、原産地判別マニュアルの改訂作業にまで至っており、期待される水準を達成していることからB評価となった。

エ 市販品検査への適用を検討するもの

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
2	<p>(ア) 元素及びストロンチウム安定同位体比分析による原産地判別法の検査への適用検討</p> <p>[概要]</p> <p>生鮮オクラ及び生鮮サトイモについては、元素分析及びストロンチウム安定同位体比分析による適用試験を、切干大根については、ストロンチウム安定同位体比分析単独による適用試験をFAMIC内の各試験室で実施し良好な結果が得られた。</p> <p>このことから、生鮮オクラ及び生鮮サトイモの判別マニュアルを新たに制定した。また、切干大根は「ストロンチウム安定同位体比分析による原産地判別マニュアル」を改訂して追加した。(平成30年度終了)</p> <p>[評価]</p> <p>生鮮オクラ及び生鮮サトイモについては、元素単独分析で一次判別を行い、元素及びストロンチウム安定同位体比分析の組合せにより産地判別を行うことで、検査時間の短縮、経費削減が可能となり、期待される水準を上回って達成したことから、A評価となった。</p> <p>(イ) DNA分析による加工食品の品種等判別法の検査への適用検討〔農研機構食品研究部門との共同研究〕</p> <p>[概要]</p> <p>大豆加工品の原料大豆の品種判別検査法における検査対象品種の拡大を行った。大豆加工品の検査対象品目の拡大については、リアルタイムPCRによる分析手法を導入し、納豆や煮豆等の加工度の高い品目の分析可能性が示唆された。ズワイガニ属の種判別については、ズワイガニ又はオオズワイガニであるか否かを判別するスクリーニング法による判別マニュアルを制定した。コンブ加工品の原料原産地判別については、昆布巻等の高度加工品に対応した判別マニュアルに改訂した。(平成30年度終了)</p> <p>[評価]</p> <p>調査や分析を行う現場から要望のある検査対象品種や品目の拡大、検査の迅速化としてDNAスクリーニング法の導入を果たした。検査の効率化・迅速化が図られるなど、期待される水準を上回って達成していることから、A評価となった。</p>